

第五十五回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第十四号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君 理事 藤井 勝志君

理事 三池 信君 理事 毛利 松平君

理事 吉田 重延君 理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君 理事 竹本 孫一君

理事 足立 篤郎君 大村 襄治君

理事 奥野 誠亮君 菅 太郎君

理事 鯨岡 兵輔君 小峯 柳多君

理事 小宮山重四郎君 河野 洋平君

理事 笹山茂太郎君 砂田 重民君

理事 永田 亮一君 西岡 武夫君

理事 村上信二郎君 村山 達雄君

理事 山下 元利君 渡辺美智雄君

理事 阿部 助哉君 只松 祐治君

理事 広沢 賢一君 堀 昌雄君

理事 柳田 秀一君 山田 耻目君

理事 横山 利秋君 永末 英一君

理事 田中 昭二君 広沢 直樹君

出席國務大臣 大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員 大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局次長 岩尾 一君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

大蔵省理財局長 中尾 博之君

国税庁長官 泉 美之松君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

委員外の出席者 専門員 坂井 光三君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

石炭対策特別会計法案(内閣提出第四五号)

登録免許税法(内閣提出第七四号)

登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に

関する法律案(内閣提出第九二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二一号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二二号)

○内田委員長 これより會議を開きます。

参考人出席要求に関する件についておはかりい

たします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正す

る法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律

案について、学識経験者等から参考人として意見

を聴取することとし、その日時、人選、手続等に

つきましては、委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、

参考人招致を決しました。

○内田委員長 登録免許税法案、登録免許税法の

施行に伴う関係法令の整備に関する法律案を議題

といたします。

登録免許税法案

登録免許税法

登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の

全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条―第二十条)

第三章 納付及び還付

第一節 納付(第二十一条―第三十条)

第二節 還付(第三十一条―第三十二条)

第四章 雑則(第三十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、登録免許税について、課税

の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び

還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を

確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、

登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能

証明(以下「登記等」という。)について課する。

(納税義務者)

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登

録免許税を納める義務がある。この場合におい

て、当該登記等を受ける者が二人以上あるとき

は、これらの者は、連帯して登録免許税を納付

する義務を負う。

(公共法人等が受ける登記等の非課税)

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために

受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために

受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等

(同表の第四欄に大蔵省令で定める書類の添附が

あるものに限る旨の規定がある登記等にあつて

は、当該書類を添附して受けるものに限る。)に

ついては、登録免許税を課さない。

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に

掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等が

これらの号に掲げる登記又は登録に該当するも

のであることを証する大蔵省令で定める書類を

添附して受けるものに限る。)については、登録

免許税を課さない。

一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以

外の者に代位してする登記又は登録

二 登記機関(登記官又は登記以外の登記等を

する官庁若しくは団体の長をいう。以下同

じ。)が職権に基づいてする登記又は登録で政

令で定めるもの

三 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編

第四章第七節(会社の整理)又は第九節第二款

(特別清算)の規定による株式会社等の整理又は

特別清算に関し裁判所の囑託によりする登記

又は登録

四 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律

第九十九号)第三条第一項及び第二項又は第

四條(住居表示の実施手続等)の規定による住

居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登

録事項の変更の登記又は登録

五 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは

字又はこれらの名称の変更(その変更に伴う

地番の変更及び次号に規定する事業の施行に

伴う地番の変更を含む。)に伴う登記事項又は

登録事項の変更の登記又は登録

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第二条第二項(定義)に規定する土地改良

事業又は土地地区画整理法(昭和二十九年法律

第九十九号)第二条第一項(定義)に規定する

土地地区画整理事業の施行のため必要な土地又

は建物に関する登記

七 公共施設の整備に関連する市街地の改造に

八 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第三十二条の二第一項(代位登記)の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十四条第二項(登記)(同法第二十三条第二項(旧慣使用林野整備の効果等)において準用する場合を含む)の規定による土地に関する登記

十 墳墓地に関する登記

十一 滞納処分(その例による処分を含む)に關してする登記又は登録(換価による権利の移転の登記又は登録を除く)とし、滞納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む)

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録

十三 相続又は法人の合併に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人の受けた別表第一の第二十四号から第四十八号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可又は指定

(外国公館等の非課税)

第六条 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設(次項において「大使館等」という)の敷地又は建物に關し

て受ける登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。
2 前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に關する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。

(信託財産の登記等の非課税)
第七条 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。
一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録
二 委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合における財産権の移転の登記又は登録
三 受託者の更迭に伴い旧受託者から新受託者に信託財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

2 前項第二号の規定は、委託者の相続人に信託財産を移す場合には、適用しない。この場合には、当該財産権の移転の登記又は登録を相続による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(納税地)
第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体(以下「登記官署等」という)の所在地とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過納納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地(以下「国内」という)に住所を有する個人である場合 その住所
二 国内に住所を有せず居所を有する個人であ

る場合 その居所地
三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地
四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものを有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものの所在地(これらが二以上ある場合には、政令で定める場所)
五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率
第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

(不動産等の価額)
第十条 別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権(以下この項において「不動産等」という)の価額は、当該登記又は登録の時に所有する不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上記所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

(一定の債権金額がない場合の課税標準)
第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時に所有する当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港灣運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、著作権、出版権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、漁業権、入漁権又はダム使用権に關する権利(以下第十四条までにおいて「不動産等」に關する権利)の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。

(債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準)
第十二条 先取特権、質権又は抵当権により担保される工事費用の予算金額又は債権金額を増加する登記又は登録は、その増加する部分の工事費用の予算金額又は債権金額についての先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第百八十九号)第百四十二条第二項(予定された損害賠償額の登録)の規定により登録されている損害賠償の支払金額を増加する登録は、その増加する部分の支払金額についての予定された損害賠償額の支払の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)
第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記」という)を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当

権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類を添附して当該設定登記の申請をするもの限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

(担保附社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例)

第十四条 信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該社債につき担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第九十九条ノ二第一項(分割発行の場合の社債発行の登記)の規定によつてする登記又は鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第三十条ノ二第二項(数回に分けて発行する社債の登録)の規定によつてする登録を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の発行金額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある物上担保附社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該社債の発行金額の総額とする。この場合において、当該発行金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき五百円とする。

3 前二項の規定は、信託契約による物上担保附社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

(課税標準の金額の端数計算)

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その金額が千円に満たないときは、これを千円とする。

(課税標準の数量の端数計算)

第十六条 別表第一に掲げる登録に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 別表第一の第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一の第十六号に掲げる鉱区又は租鉱区の面積は、十平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十平方メートルに満たないときは、これを十平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一の第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、同表第一の第一号の(一)又は第二号の(二)の税率欄に掲げる割合から千分の一を控除した割合とする。

2 所有権の取得に係る仮登録がされている航空機について、当該仮登録に基づき新規登録又は移転登録を受けるときは、これらの登録に係る登録免許税の税率は、一トンにつき五百円とする。

3 地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の

設定の登記がされている土地又は賃借権の設定の登記がされている建物について、その土地又は建物に係るこれらの権利の登記名義人がその土地又は建物の取得に伴いその所有権の移転の登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、別表第一の第一号の(二)の税率欄に掲げる割合に百分の五十を乗じて計算した割合とする。

(二)以上の登記等を受ける場合の税額)

第十八条 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。

(定率課税の場合の最低税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が五百円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、五百円とする。

(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 納付及び還付

第一節 納付

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(印紙納付)

第二十二条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く)を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が一万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該

登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一の第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合においては、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が一万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（前条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合にあつては、当該書類が提出されたとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならぬ。この場合において、当該納付が第二十二條、第二十三條第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下この章において同じ。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならぬ。

（課税標準及び税額の認定）

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。次項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に關する法律の規定に従つていなくなつたとき、その他当該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差額に相当する登録免許税を國に納付し、その納付に係る領収証書を当該通知に係る登記官署等に提出しなければならぬ。

3 前項の場合において、第一項の通知に係る登録免許税が免許等以外の登記等に係るものであり、かつ、当該通知をした登記機関が認めるときは、前項に規定する登記等を受ける者は、遅滞なく、同項に規定する差額に相当する金額の

印紙を当該通知に係る登記官署等に提出することにより、当該差額に相当する登録免許税を國に納付することができる。

（納期限）

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は期限とする。

- 一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時
 - 二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限
- （納付不足額の通知）
- 第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び大蔵省令で定める事項を通知しなければならぬ。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者（当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者）の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

（税務署長による徴収）

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十四条まで又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定

により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

（納付手続等の政令への委任）

第三十条 この節に定めるもののほか、登録免許税の納付の手続その他この節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 還付

（過誤納金の還付等）

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならぬ。

- 一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき（第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。）当該納付された登録免許税の額
- 二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき（第三項の証明をする場合を除く。）当該納付された登録免許税の額
- 三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき（国税通則法第七十九条第一項（審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の一部又は一部が取り消されたときを除く。）当該過大に納付した登録免許税の額

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が免許等である場合には、第二十四条第一項に規定する書類。以下この条において同じ。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に關する法律の規定に従つていなくなつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるとき

は、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る同項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一月を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができ、当該証明をすることができる。この場合においては、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けた旨の申出をすることができる。この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとなして第一項の規定を適用する。

6 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充當・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合(第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。)(当該却下した日)

二 前項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合(第三項の証明をした場合を除く。)(当該取下げがあつた日)

四 過大に登録免許税を納付して登録等を受けた場合 当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に掲げる期限前であるときは、当該期限)

第四章 雑則

(通知)

第三十二条 登記機関(政令で定める登記機関)については、政令で定める(省庁の長)は、政令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに大蔵大臣に通知しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

(建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除)

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に関する登記の申請(官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。)をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(旧申請に係る登記等の場合の課税標準等の特例)

第四条 昭和四十二年十二月三十一日までに受ける新法別表第一の第一号から第二十二号まで並びに第二十三号の(一)、(四)から(六)まで、(八)から(十)まで及び(四)に掲げる登記等で当該登記等に係る申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書。以下同じ。)(昭和七月三十一日以前に当該登記等に係る登記官署等に提出されたもの)に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録税法第二条から第十六条までに規定する課税標準及び税率とする。

(旧申請に係る免許等についての課税の特例)

第五条 登記等(前条に規定するものを除く。)の申請書をこの法律の公布の日前に当該登記等に係る登記官署等に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不服申立て等に係る免許等についての課税の特例)

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起を

している場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号(固定資産税に關する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

(証券取引法等の改正に伴う免許等に係る課税の特例)

第八条 証券取引法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十号)附則第二項(証券業者の経過措置)に規定する証券業者で同法附則第六項(証券業者の免許申請の手続)の規定により証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十条(免許申請書)の規定による免許申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十五号の(一)に掲げる証券会社の営業の免許を受ける場合における当該免許に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該免許件数一件につき一百万円とする。

2 倉庫業法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律百十八号)附則第二項(経過規定)に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第三条(営業の許可)の許可の申請の手續をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の(一)に掲げる倉庫業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一百万円とする。

(登録税の非課税規定の整理に伴う経過措置)

第九条 昭和四十四年十二月三十一日までに受ける改正前の登録税法第十九条第八号、第十号から第十一号ノ三まで、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

(印紙納付の特例)

第十条 昭和四十五年十二月三十一日までに、登記等(新法第二十四条第一項に規定する免許等を除く。)(につき課されるべき登録免許税については、新法第二十二号、第二十三号第二項又は第二十六条第三項の規定にかかわらず、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付け登記官署等に提出することにより国に納付することができる。

(経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一 不動産の登記(不動産の信託の登記を含む。)(注)この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項(定義)に規定する立木をいう。	不動産の価額	千分の六
(一) 所有権の保存の登記		
(二) 所有権の移転の登記		

第一類第五号 大蔵委員会議録第十四号 昭和四十二年五月十八日

<p>(一) 設定の登録 (二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他の権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>(一) 所有権の保存の登記 (二) 抵当権の設定若しくは移転、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他の権利の処分の制限の登記</p> <p>(三) 信託の登記</p> <p>(四) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(三)までの登記に該当するものを除く。)</p> <p>(五) 登記の抹消</p>	<p>六 企業担保権の登記(企業担保権の信託の登記を含む。)</p> <p>(一) 企業担保権の設定又は移転の登記</p> <p>(二) 信託の登記</p> <p>(三) 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)又は(二)の登記に該当するものを除く。)</p> <p>(四) 登記の抹消</p>	<p>七 鉄道財団、軌道財団又は運河財団の登録(これらの財団の信託の登録を含む。)</p> <p>(一) 抵当権の設定若しくは移転又は競売若しくは強制管理の申立ての登録</p> <p>(二) 信託の登録</p> <p>(三) 附記登録又は登録の更正若しくは変更の登録</p>	<p>(一) 設定の登録 (二) 移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(三) 抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他の権利の処分の制限の登録</p> <p>(四) 抵当権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く。)</p> <p>(七) 登録の抹消</p>	<p>八 不動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>(一) 農業用不動産の抵当権に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記 ロ 抵当権の移転の登記</p> <p>ハ 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 登記の抹消</p> <p>(二) 建設機械の抵当権に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記 ロ 抵当権の移転の登記</p> <p>ハ 附記登記、仮登記、抹消した登記の回復の登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうちイ又はロの登記に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 登記の抹消</p> <p>(三) 自動車に関する登記</p> <p>イ 抵当権の設定の登記 ロ 抵当権の移転の登記</p> <p>ハ 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録</p> <p>ニ 登録の抹消</p>	<p>九 著作権の登記(著作権の信託の登記を含む。)</p> <p>(一) 著作権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(二) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(三) 著作権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録</p> <p>(四) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録</p> <p>(五) 信託の登録</p> <p>(六) 著作年月日又は第一発行年月日の登録</p>
---	---	---	---	---	---	---

(イ) 假登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	一件又は一個につき五百円 一件又は一個につき五百円
(ロ) 登録の抹消	著作物の数	一件につき五百円

十 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
(一) 出版権の設定の登録	出版権の件数	一件につき一万円
(二) 出版権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき六千円
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき千円
(イ) 信託の登録	出版権の件数	一件につき千円
(ロ) 假登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	一件につき五百円
(ハ) 登録の抹消	出版権の件数	一件につき五百円

十一 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）		
(一) 特許権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	特許権の件数	一件につき五千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき五千円
(三) 特許権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	特許権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「特許権等」という。）の件数	一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	特許権等の件数	一件につき千円
(イ) 信託の登録	特許権等の件数	一件につき千円
(ロ) 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八條第三項（在外者の特許代理人）の特許代理人の選任又はその代理権の登録	特許権等の件数	一件につき五百円
(ハ) 附記登録、假登録、抹消した登録の回復の登録	特許権等の件数	一件につき五百円

(イ) 登録の抹消	特許権等の件数	一件につき五百円
-----------	---------	----------

十二 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）		
(一) 実用新案権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	実用新案権の件数	一件につき三千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(三) 実用新案権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	実用新案権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「実用新案権等」という。）の件数	一件につき五百円
ロ その他の原因による移転の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
(イ) 信託の登録	実用新案権等の件数	一件につき千円
(ロ) 実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十二号）第五十五條第二項（特許法の準用）において準用する特許法第八條第三項（在外者の特許代理人）の実用新案代理人の選任又はその代理権の登録	実用新案権等の件数	一件につき五百円
(ハ) 附記登録、假登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（一）から（ロ）までの登録に該当するものを除く。）	実用新案権等の件数	一件につき五百円
(ニ) 登録の抹消	実用新案権等の件数	一件につき五百円

十三 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）		
(一) 意匠権の移転の登録		
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	一件につき千円
ロ その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四

(イ) 意匠権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき千円
(ロ) 意匠権の移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき三千円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四

的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録

四 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

信託の登録

意匠権、専用実施権又は通常実施権(以下この号において「意匠権等」という)の件数

一件につき五百円

意匠権等の件数

一件につき千円

意匠権等の件数

一件につき千円

意匠権等の件数

一件につき五百円

意匠権等の件数

一件につき五百円

意匠権等の件数

一件につき五百円

一四 商標権の登録(商標権の信託の登録を含む)

(一) 商標権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録

(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録

(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録

イ 相続又は法人の合併による移転の登録

ロ その他の原因による移転の登録

信託の登録

商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第七十七条第二項(特許法の準用)において準用する特許法第八條第三項(在外者の特許管理人)

商標権の件数	一件につき千円
商標権の件数	一件につき千円
専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき一万円
債権金額	千分の四
商標権、専用使用権又は通常使用権(以下この号において「商標権等」という)の件数	一件につき千円
商標権等の件数	一件につき三千円
商標権等の件数	一件につき三千円
商標権等の件数	一件につき五百円

の商標管理人の選任又はその代理権の登録

附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(四)までの登録に該当するものを除く)

登録の抹消

商標権等の件数

一件につき五百円

十五 鉱業権又は租鉱権(砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ)の登録(鉱業権又は租鉱権の信託の登録を含む)

(一) 試験権の設定の登録	鉱区の数	一個につき三万円
(二) 鉱区の増減による試験権の変更の登録	鉱区の数	一個につき一万五千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三千元
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき三千元
(三) 試験権の移転の登録	鉱区の数	一個につき三千元
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千元
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき三千元
(四) 放棄による試験権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき三千元
(五) 採掘権の設定の登録	鉱区の数	一個につき六千円
(六) 鉱区の増減、合併又は分割による採掘権の変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ロ 鉱区の減少による変更の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ハ 鉱区の合併による変更の登録	合併後の鉱区の数	一個につき六千円
ニ 鉱区の分割による変更の登録	分割後の鉱区の数	一個につき六千円
(七) 採掘権の移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
ロ その他の原因による移転の登録	鉱区の数	一個につき六千円
(八) 放棄による採掘権の消滅の登録	鉱区の数	一個につき六千円
(九) 租鉱権の設定の登録	鉱区の数	一個につき六千円
(十) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録	租鉱区の数	一個につき三千元
イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき三千元
ロ 租鉱区の減少による変更の登録	租鉱区の数	一個につき三千元
(十一) 租鉱権の移転の登録	租鉱区の数	一個につき六百元
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	租鉱区の数	一個につき六百元
ロ その他の原因による移転の登録	租鉱区の数	一個につき六百元
(十二) 存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録	租鉱区の数	一個につき五百円

(ア) 抵当権の設定又は抵当権若しくは抵当権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(イ) 抵当権の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ロ) 抵当権の変更による抵当権の変更の登録(イ)の登録に該当するものを除く)	抵当金の数	一個につき千円
(ハ) 相続又は法人の合併による移転の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ニ) その他の原因による移転の登録	抵当金の数	一個につき千円
(ヘ) 共同抵当権者又は共同租賦権者の脱退の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ヘ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(イ)から(ハ)までの登録に該当するものを除く)	抵当金の数	一個につき千五百円
(ニ) 登録の抹消	抵当金の数	一個につき千五百円

十六 砂賦権(砂賦を目的とする賦業権をいう。以下この号において同じ)又は租賦権(砂賦に係るものに限る。以下この号において同じ)の登録(砂賦権又は租賦権の信託の登録を含む)。

(一) 砂賦権の設定の登録	賦区の数	一個につき千五百円
(二) 賦区を増減、合併又は分割による砂賦権の変更の登録	増加した賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(イ) 賦区が増加又は賦区が増加及び減少による変更の登録	増加した賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(ロ) 賦区が減少による変更の登録	減少した賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(ハ) 賦区が合併による変更の登録	合併後の賦区の数	一個につき千円
(ニ) 賦区が分割による変更の登録	分割後の賦区の数	一個につき千円
(イ) 砂賦権の移転の登録	賦区の数	一個につき千五百円
(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登録	賦区の数	一個につき千五百円
(ハ) その他の原因による移転の登録	賦区の数	一個につき千五百円
(イ) 放棄による砂賦権の消滅の登録	賦区の数	一個につき千五百円
(ロ) 租賦権の設定の登録	租賦区の数	一個につき千五百円
(イ) 租賦区が増減による租賦権の変更の登録	増加した租賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(ロ) 租賦区が増加又は租賦区が増加及び減少による変更の登録	増加した租賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(イ) 租賦区が減少による変更の登録	減少した租賦区の数	十平方メートルにつき千五百円
(ロ) 租賦権の移転の登録	租賦区の数	一個につき千五百円

(イ) 存続期間満了前の租賦権の消滅の登録	租賦区の数	一個につき千五百円
(ロ) 抵当権の設定又は砂賦権若しくは抵当権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(イ) 抵当権の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ロ) 抵当権の変更による抵当権の変更の登録(イ)の登録に該当するものを除く)	抵当金の数	一個につき千円
(ハ) 相続又は法人の合併による移転の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ニ) その他の原因による移転の登録	抵当金の数	一個につき千円
(ヘ) 共同砂賦権者又は共同租賦権者の脱退の登録	抵当金の数	一個につき千五百円
(ヘ) 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(イ)から(ハ)までの登録に該当するものを除く)	抵当金の数	一個につき千五百円
(ニ) 登録の抹消	抵当金の数	一個につき千五百円

十七 賦業法第百十四条第二項(予定された損害賠償額の登録)の規定による登録

(一) 新規登録	損害賠償の支払金額	千分の一
(二) 抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録	不動産の個数	一個につき千五百円
(イ) 登録の抹消	不動産の個数	一個につき千五百円

十八 漁業権又は入漁権の登録(漁業権又は入漁権の信託の登録を含む)。

(一) 漁業権の移転の登録	漁業権の件数	一件につき六百円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき六百円
(ロ) その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき三百円
(イ) 漁業権の持分の移転の登録	漁業権の件数	一件につき五百円
(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登録	漁業権の件数	一件につき五百円
(ハ) その他の原因による移転の登録	漁業権の件数	一件につき千円
(イ) 入漁権の設定の登録	入漁権の件数	一件につき千円
(ロ) 入漁権の保存の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
(イ) 入漁権の移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
(ハ) その他の原因による移転の登録	入漁権の件数	一件につき千五百円
(イ) 入漁権の持分の移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円
(ロ) 相続又は法人の合併による移転の登録	入漁権の件数	一件につき五百円

- ロ その他の原因による移転の登録
- ハ 先取特権の保存、抵当権の設定、競売若しくは強制管理の申立て、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登録
- ニ 先取特権又は抵当権の移転の登録
- イ 相続又は法人の合併による移転の登録
- ロ その他の原因による移転の登録
- ハ 信託の登録
- ニ 附記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち（イ）から（ロ）までの登録に該当するものを除く。）
- 出 登録の抹消

入漁権の件数	一件につき千円
債権金額又は工事費用の予算金額	千分の四
漁業権の件数	一件につき五百円
漁業権の件数	一件につき千円
漁業権又は入漁権の件数	一件につき千五百円
漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円
漁業権又は入漁権の件数	一件につき五百円

十九 会社又は外国会社の商業登記（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第七十九条（登記手続）の規定によつてする相互会社の登記及び外国保険業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）第三十条又は第三十三条（商法等の準用）の規定によつてする外国相互会社の登記を含む。）

- （イ） 会社又は相互会社につきその本店の所在地においてする登記
- イ 合名会社又は合資会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記
- ロ 株式会社の設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）
- ハ 有限会社の設立の登記（ホの登記に該当するものを除く。）
- ニ 株式会社又は有限会社の資本の増加の登記（（ハ）の登記に該当するものを除く。）
- ホ 合併又は組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記

申請件数	一件につき二万円
資本の金額	千分の七
（これによつて計算した税額が五万円に満たないときは、申請件数一件につき五万円）	
資本の金額	千分の七
（これによつて計算した税額が二万円に満たないときは、申請件数一件につき二万円）	
増加した資本の金額	千分の七
（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	
資本の金額	千分の一・五（合併により消滅した会社又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額）をこえる部分については、千分の七）

（ハ） 合併による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記

増加した資本の金額	千分の一・五（合併により消滅した会社又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額）をこえる部分については、千分の七）
（これによつて計算した税額が一万円に満たないときは、申請件数一件につき一万円）	

- ト 相互会社の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記
- チ 転換社債の登記又は第二回以後の転換社債の払込みによる変更の登記
- リ 支店の設置の登記
- ヌ 本店又は支店の移転の登記
- ル 社員又は取締役若しくは監査役に関する事項の変更（会社又は相互会社の代表に関する事項の変更を含む。）の登記
- ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記
- ヲ 社員の業務執行権の喪失、取締役若しくは監査役若しくは監査役代行者の選任の登記
- カ 商号の仮登記
- キ 会社又は相互会社の解散の登記
- ク 会社の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社の回復の登記又は会社設立の取消しの登記
- ケ 商法第二百三十三条（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人の登記
- コ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記
- ク 清算の結了の登記

申請件数	一件につき十万円
申請件数	一件につき三万円
支店の数	一箇所につき二万円
本店又は支店の数	一箇所につき二万円
申請件数	一件につき一億円（資本の金額が一億円以下の会社については、五千万円）
申請件数	一件につき一億円
申請件数	一件につき一億円
申請件数	一件につき一億円
申請件数	一件につき三千万円
申請件数	一件につき三千万円
申請件数	一件につき一億円
申請件数	一件につき一億円

イ 船舶職員法第七條第一項(登録及び海技免状)の海技従事者で次に掲げるものの新規登録			
(1) 甲種船長の登録	登録件数	一件につき五千円	
(2) 甲種一等航海士の登録	登録件数	一件につき三千円	
(3) 甲種二等航海士の登録	登録件数	一件につき二千円	
(4) 乙種船長の登録	登録件数	一件につき三千円	
(5) 乙種一等航海士の登録	登録件数	一件につき五千円	
(6) 乙種二等航海士の登録	登録件数	一件につき千円	
(7) 丙種船長又は丙種航海士の登録	登録件数	一件につき七百元	
(8) 甲種機関長の登録	登録件数	一件につき五千円	
(9) 甲種一等機関士の登録	登録件数	一件につき三千円	
(10) 甲種二等機関士の登録	登録件数	一件につき二千円	
(11) 乙種機関長の登録	登録件数	一件につき三千円	
(12) 乙種一等機関士の登録	登録件数	一件につき五千円	
(13) 乙種二等機関士の登録	登録件数	一件につき千円	
(14) 丙種機関長又は丙種機関士の登録	登録件数	一件につき七百元	
(15) 甲種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千五百円	
(16) 乙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき二千円	
(17) 丙種船舶通信士の登録	登録件数	一件につき七百元	
ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円	
(18) 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)による水先人名簿にする登録	登録件数	一件につき二百円	
イ 水先法第七條第一項(登録及び水先免状)の水先人の登録	登録件数	一件につき五百円	
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき五百円	
(19) 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第九條第一項(登録)の海事代理士の登録	登録件数	一件につき一万円	
(20) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十二條第一項(航空従事者技能証明)の航空従事者技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円	
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円	
ロ 上級事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円	
ハ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円	
ニ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円	
ホ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円	
ヘ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき四千円	
ト 一等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円	
チ 二等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千五百円	

リ 三等航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ル 二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ロ 三等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき二千円
ハ 航空工場整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき千円
ニ 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録	登録件数	一件につき三千円
イ 八年法律第五十二号(第十五條第一項(登録)の登録)	登録件数	一件につき二万円
(1) 不動産鑑定士の登録	登録件数	一件につき二万円
(2) 不動産鑑定士補の登録	登録件数	一件につき一万円
ロ 不動産の鑑定評価に関する法律第十八條(変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき五百円
(24) 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五條第一項(登録)の登録	登録件数	一件につき二万円
(25) 技術士法(昭和三十一年法律第二百二十四号)第十四條(登録)の技術士の登録	登録件数	一件につき一万円
二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許又はその支店その他の営業所に係る認可		
(一) 銀行(貯蓄銀行、長期信用銀行、外国為替の銀行及び相互銀行を含む。ロにおいて同じ)の営業の免許(ロに掲げる免許を除く)	免許件数	一件につき五万円
(二) 銀行法(昭和二十二年法律第二十一号)の施行地外に本店を有する銀行の同法第二條(銀行業の免許)の銀行業の免許	営業所の数	一箇所につき五万円
(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可		
イ 銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき五万円
ロ 銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く)	営業所の数	一箇所につき三万円
イ 信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき五万円
(四) 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき三万円
(五) 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一條第一項(信託業の免許)の信託会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
(六) 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第一條第二項(信託業の免許)の信託会社の営業の免許	免許件数	一件につき五万円
(七) 保険業法第一條第一項(保険事業の免許)又は外国保険事業者に関する法律第三條第一項(免許等)の規定による保険事業の新規免許	免許件数	一件につき五万円
二十五 証券会社若しくは証券投資信託の委託会社の支店その他の営業所に係る認可	免許件数	一件につき五万円

<p>(一) 証券会社の証券取引法の規定による次に掲げる認可 イ 証券会社の支店の設置の認可 ロ 証券会社の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可 (二) 証券投資信託の委託会社の免許</p>	<p>支店の数 営業所の数 一件につき五万円 一箇所につき三万円 一件につき五万円</p>
<p>二十六 外国為替業務若しくは両替業務の認可又はこれらの業務を営む営業所の新設の許可 (一) 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十條第一項(外国為替業務の認可等)の外国為替業務の認可又は同条第三項の外国為替業務を営む営業所の新設の許可 (二) 外国為替及び外国貿易管理法第十四條第一項(両替商)の両替業務の認可又は同条第二項において準用する同法第十條第三項の両替業務を営む営業所の新設の許可</p>	<p>国内の営業所の数 営業所の数 一箇所につき三万円 一箇所につき一万円</p>
<p>二十七 税関貨物取扱人の免許</p>	<p>免許件数 一件につき三万円</p>
<p>二十八 酒類の製造又は販売に係る免許 (注) 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一條第二項(免許の緩和又は解除)の規定による酒類の販売の免許に附された(二)のイに規定する条件の全部又は一部の解除は新たな当該免許とみなす。</p>	<p>製造場の数 一箇所につき五万円</p>
<p>(一) 酒税法第七條第一項(酒類の製造免許)の規定による酒類の製造免許(試験のために酒類の製造免許を他政令で定める製造免許を除く) (二) 酒税法第九條第一項(酒類の販売業免許)の酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(同条第二項の規定により期限を附して行なう免許を除く) イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全種類の販売方法につき小売に限る旨の条件の附されたもの ロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許(イ又はハに該当する販売業の免許を除く) ハ イに掲げる免許に附された小売に限る旨の条件の解除</p>	<p>販売場の数 販売場の数 一箇所につき三万円 一箇所につき三万円 一箇所につき二万円</p>
<p>二十九 製造たばこの小売人の指定 たばこ専売法(昭和二十四年法律百十一号)第三十二條第一項(小売人の指定)の製造たばこの小売</p>	<p>営業所の数 一箇所につき五万円</p>

<p>人の指定(当該指定の期間が満了した場合に引き続いて行なう指定及び一時的な需要のために期間を限定して行なう指定を除く。)</p>	<p>許可件数 一件につき三万円</p>
<p>三十 中央卸売市場における卸売業務の許可 中央卸売市場法(大正十一年法律第三十二号)第十條(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可</p>	<p>許可件数 一件につき三万円</p>
<p>三十一 商品仲買人の登録 商品取引引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第四十五條第一項(登録)の商品仲買人の登録</p>	<p>登録件数 一件につき三万円</p>
<p>三十二 百貨店業の許可又は百貨店の店舗の新設若しくは床面積の増加の許可 (一) 百貨店法(昭和三十一年法律百十六号)第三條(営業の許可)の百貨店業の許可 (二) 百貨店法第六條第一項(店舗の新設等の許可)の店舗の新設又はその床面積の増加(新設する店舗の床面積の合計面積又は増加する床面積の合計面積が政令で定める面積に満たないものを除く)の許可</p>	<p>許可件数 店舗の数 一件につき五万円 一箇所につき五万円</p>
<p>三十三 石油精製業の許可又は石油蒸留設備の新設、増設若しくは改良の許可 (一) 石油業法(昭和三十一年法律百二十八号)第四條(石油精製業の許可)の石油精製業の許可 (二) 石油業法第七條第一項(設備の新設等の許可)の石油蒸留設備の新設、増設又は改造の許可(当該改造により増加する同法第一條第三項(定義)に規定する処理能力が百五十キログラム未満である改造の許可を他政令で定める新設、増設又は改造の許可を除く。)</p>	<p>許可件数 石油蒸留設備の数 一件につき五万円 一個につき五万円</p>
<p>三十四 ガス事業の許可又はガスの供給区域の変更の許可 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三條(事業の許可)のガス事業の許可又は同法第八條第一項(供給区域の変更)の供給区域の変更の許可(これらの許可を受けている供給区域の変更する市町村内における供給区域を変更する許可を他政令で定める許可を除く。)</p>	<p>許可件数 一件につき三万円</p>
<p>三十五 地方鉄道業の免許又は軌道事業の特許 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第十二條第一項(地方鉄道業の免許)の地方鉄道業の免許又は軌道法(大正十年法律第七十六号)第三條(事業の特許)(同法第三十一條(軌道に準ずるもの)の特許)に準用する場合を含む。の軌道事業の特許(当該免許又は特許を受けている者が当該免許又は特許に係る路線に接続して路線を延長することの免許又は特許で政令で定めるものを除く。)</p>	<p>路線の数 一路線につき五万円 (当該路線に係る鉄道が地方鉄道法第三條第二項(軌道の制限)に規定する特殊なもの又は当該路線が無軌条のものにない)</p>

ては、三万円)

三十六 道路運送事業の免許及び登録

(一) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四第一項(免許)の自動車運送事業の免許(一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。)	免許件数	一件につき三万円
イ 一般乗合自動車運送事業の免許、一般貨物自動車運送事業の免許	免許件数	一件につき三万円
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般区域貨物自動車運送事業の免許、一般小型貨物自動車運送事業の免許、特定旅客自動車運送事業の免許又は特定貨物自動車運送事業の免許	免許件数	一件につき一万円 (個人を受け、乗用旅客自動車運送事業の免許で政令で定めるものについては五千元)
(二) 道路運送法第八十条第一項(登録)の自動車運送取扱事業の登録	登録件数	一件につき一万円

三十七 通運事業の免許

通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第四第一項(免許)の通運事業の免許	取扱駅の数	一駅につき二万円
---	-------	----------

三十八 倉庫業の許可又は倉庫の位置の変更の認可

(一) 倉庫業法第三条(営業の許可)の倉庫業の許可	許可件数	一件につき三万円
(二) 倉庫業法第十一条第一項(倉庫の位置等の変更)の倉庫の位置の変更の認可(倉庫の新設に係る認可で政令で定めるものに限る。)	倉庫の数	一個につき一万円

三十九 船舶運航事業の免許又は許可

(一) 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項(旅客定期航路事業の免許)の免許(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。)	免許件数	一件につき三万円
イ 一般旅客定期航路事業の免許	免許件数	一件につき三万円
ロ 特定旅客定期航路事業の免許	免許件数	一件につき三万円
(二) 海上運送法第二十一条第一項(自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可)の許可	許可件数	一件につき三万円
イ 自動車航送貨物定期航路事業の許可	許可件数	一件につき三万円
ロ 旅客不定期航路事業の許可	許可件数	一件につき三万円

四十 港湾運送事業の免許

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)	免許件数	一件につき三万円
------------------------	------	----------

第四十条第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許

(一) 一般港湾運送事業の免許	港湾の数	一港湾につき三万円
(二) 船内荷役事業の免許、はしけ運送事業の免許、沿岸荷役事業の免許又ははしけ運送事業の免許	免許件数及び港湾の数	一件一港湾につき一万円
(三) 検査事業の免許、鑑定事業の免許又は検査事業の免許	免許件数	一件につき一万円

四十一 航空運送事業、利用航空運送事業又は航空機使用事業の免許又は許可

(一) 航空法第百零一条第一項(免許)の定期航空運送事業の免許(当該免許を受けている者が当該免許に係る路線を変更すること又は当該路線に接続して路線を延長することの免許で政令で定めるものを除く。)	路線の数	一路線につき五万円
(二) 航空法第百零二条第一項、第百零二条の二第一項又は第百零二条第三項(不定期航空運送事業の免許)の不定期航空運送事業の免許	免許件数	一件につき三万円
(三) 航空法第百二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可	許可件数	一件につき五万円
(四) 航空法第百三十一条の二第一項(外国人国際利用航空運送事業)の規定による利用航空運送事業の許可	許可件数	一件につき三万円

四十二 ホテル又は旅館の登録

(一) 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条(登録)のホテルの登録	登録件数	一件につき五万円
(二) 国際観光ホテル整備法第二十八条(登録旅館業)において準用する同法第三条の旅館の登録	登録件数	一件につき三万円

四十三 旅行あつせん業者の登録

(一) 旅行あつせん業者法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)の一般旅行あつせん業者の登録	登録件数	一件につき三万円
(二) 旅行あつせん業者法第三条の邦人旅行あつせん業者の登録	登録件数	一件につき二万円

四十四 建設業者の登録

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第一項(登録の実施)の登録で建設大臣の備える建設業者登録簿にするもの(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき五万円
---	------	----------

四十五 宅地建物取引業の免許

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項(免許)の建設大臣がする宅地	免許件数	一件につき三万円
---	------	----------

建物取引業の免許(更新の免許を除く。)

四十六 測量業者の登録

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項(測量業者の登録)の測量業者の登録(更新の登録を除く。)

登録件数

一件につき三万円

四十七 馬主の登録

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第十三条第一項(馬主の登録)の馬主の登録

登録件数

一件につき三万円

四十八 無線局の免許

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条第一項(無線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号(欠格事由)に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)

無線局の数

一局につき一万円
(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、五万円)

別表第二 非課税法人の表

名 称	根 拠	法
愛知用水公団	愛知用水公団法(昭和三十年法律第百四十一号)	
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)	
医療金融公庫	医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)	
オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第四十号)	
海外移住事業団	海外移住事業団法(昭和三十八年法律第百二十四号)	
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法(昭和三十七年法律第百一十号)	
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)	
原子燃料公社	原子燃料公社法(昭和三十一年法律第九十四号)	
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)	
鉱害基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)	
港務局	港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)	
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)	
国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)	
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)	

国立競技場	国立競技場法(昭和三十三年法律第二十号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
こどもの国協会	こどもの国協会法(昭和四十一年法律第三十一号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法(昭和三十七年法律第九十五号)
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第百四十号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)
私立学校振興会	私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)
森林開発公団	森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)
船舶整備公団	船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
日本国有鉄道	日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第百五十六号)
日本住宅公団	日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)
日本消防検定協会	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
日本専売公社	日本専売公社法(昭和二十三年法律第百五十五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第百二十五号)
日本中小企業指導センター	中小企業指導法(昭和三十八年法律第百四十七号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法(昭和三十四年法律第百八号)

日本電信電話公社	日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)			
日本道路公社	日本道路公社法(昭和三十一年法律第六号)			
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)			
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)			
農地開発機械公社	農地開発機械公社法(昭和三十年法律第四百十二号)			
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)			
八郎潟新農村建設事業団	八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)			
阪神高速道路公社	阪神高速道路公社法(昭和三十七年法律第四十三号)			
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)			
水資源開発公社	水資源開発公社法(昭和三十六年法律第二百十八号)			
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)			

別表第三 非課税の登記等の表

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 海外経済協力基金	海外経済協力基金法(昭和十五年法律第七十三号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権の登記又は登録を除く)	
二 学校法人(私立学校法第六十條第四項(各種学校)の規定により設立された法人を含む)	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上必要な附属建物(以下「校舎等」という)の所有権(質借権を含む)の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の土地の権利(土地の所有権及び地上権)の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 三 校舎等、運動場、実習用地の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当することをも定める大蔵省令に添附する書類のもの
三 金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)	別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権の登記又は登録を除く)	
四 健康保険組合及び健康保険組合連合会	健康保険法(大正十一年法律第七十号)	一 事務所所用建物(もつばら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ)の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 事務所用建物の敷地の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当することをも定める大蔵省令に添附する書類のもの

五 公害防止事業団	公害防止事業団法(昭和四十五年法律第九十五号)	公害防止事業団法(昭和四十五年法律第九十五号)に掲げる業務の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録	
六 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九号)法律第九十五号	事務所所用建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	
七 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百十八号)	一 事務所所用建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 国家公務員共済組合法第九十八條第一項(事業の範囲)の事業の用に供する建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	
八 国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員共済組合法(昭和三十三年法律第四十四号)	一 事務所所用建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 公共企業体職員等共済組合法第六十三條第一項(福祉事業)の事業の用に供する建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	
九 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)	一 事務所所用建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 国民健康保険法第八十二條第一項(福祉施設)の用に供する建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。	
十 社会福祉法人	社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)	一 社会福祉事業法第二條第一項(定義)に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得、設定又は移転の登記をいう。以下同じ。 二 自己の設置運営する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第一条(学校の範囲)に規定	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当することをも定める大蔵省令に添附する書類のもの

<p>十一 社会保険診療報酬支払基金</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十九年法律第百二十九号)</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>十二 宗教法人</p>	<p>宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)</p>	<p>一 宗教法人の宗教の用に供する境内の土地の取得登記又</p>	<p>第三欄の第一号の登記は第二号の登記であることとする。但し、その登記簿に添付する書類の制限があるものに限る。</p>
<p>十三 小規模企業共済事業団</p>	<p>小規模企業共済法(昭和三十九年法律第百二十号)</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>十四 消防団員等共済基金</p>	<p>消防団員等共済基金法(昭和三十九年法律第百七号)</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>
<p>十五 私立学校教職員共済組合</p>	<p>私立学校教職員共済組合法(昭和三十八年法律第百四十五号)</p>	<p>一 事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>十六 石油開発公社</p>	<p>石油開発公社法(昭和三十二年法律第百四十二号)</p>	<p>別表第一の第一号から第十八号までの権利の取得登記は登記簿に記録し、設定又は移転の登記又は抵当権の保存(設定又は移転)を除く。</p>	<p>第三欄の登記に定める書類の添付制限があるものに限る。</p>
<p>十七 地方議会職員共済組合</p>	<p>地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>十八 地方公務員共済組合</p>	<p>地方公務員共済組合法</p>	<p>一 事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>
<p>十九 中小企業退職金共済事業団</p>	<p>中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百三十三号)</p>	<p>一 事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>二十 日本育英会</p>	<p>日本育英会法律(昭和三十九年法律第百三十号)</p>	<p>一 事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>
<p>二十一 日本開発銀行</p>	<p>日本開発銀行法律(昭和三十六年法律第百八十六号)</p>	<p>別表第一の第一号から第十八号までの権利の取得登記は登記簿に記録し、設定又は移転の登記又は抵当権の保存(設定又は移転)を除く。</p>	<p>第三欄の登記に定める書類の添付制限があるものに限る。</p>	<p>二十二 日本労働者住宅協会</p>	<p>日本労働者住宅協会の法律(昭和三十二年法律第百三十三号)</p>	<p>住宅金融公庫法(昭和三十七年法律第百七号)の第四項の適用を受ける住宅金融公庫の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>
<p>二十三 日本赤十字社</p>	<p>日本赤十字社法律(昭和三十五年法律第百三十五号)</p>	<p>日本赤十字社法(昭和三十五年法律第百三十五号)の第二十七条(業務)の適用を受ける土地の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>事務所用建物の取得登記は事務所用建物の敷地の取得登記又</p>	<p>二十四 日本輸出銀行</p>	<p>日本輸出銀行法律(昭和三十八年法律第百六十五号)</p>	<p>別表第一の第一号から第十八号までの権利の取得登記は登記簿に記録し、設定又は移転の登記又は抵当権の保存(設定又は移転)を除く。</p>	<p>第三欄の登記に定める書類の添付制限があるものに限る。</p>

第五章の章名中「登録税法」を「登録免許税法」に改める。

第七十二条の見出し中「新築住宅」の下に「の所有権」を加え、同条第一項中「期間(以下この条において「適用期間」という。内)を「間」に改め、「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「登録免許税法第二条第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「登記については、」の下に「大蔵省令で定めるところにより」を加え、「の登録税の額は、登録免許税法第二条第一項第四号」を「登録免許税法第二条第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十三条を削る。
第七十四条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「その所有権の取得の登記の登録税の額は、」を「当該家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより」に改め、「以下」を削り、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該家屋の価格の」を削り、同条を第七十三条とする。

第七十五条の見出し中「貸付」を「貸付け」に、「取得の」を「の登記」に改め、同条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額」を「を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条第二項中「貸付」を「貸付け」に、「の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額」を「を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率」に改め、「又は増築」を削り、「登録税法第二条第一項第十号」を「登録

免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削り、同条を第七十四条とする。

第七十五条の二の見出し中「土地等の取得登記」を「土地の所有権の移転登記等」に改め、同条第一項中「取得の」を「移転の」に、「登録税の額」を「登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、同条第二項中「土地又は」を「土地の所有権又は」に、「取得の登記」を「移転又は設定の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削り、同条を第七十五条とする。

第七十六条を次のように改める。
(国有農地等の所有権の移転登記等の免税)
第七十六条 農地法第三十六条、第六十一条、第六十九条、第七十条又は第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が当該売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、当該登記については、登録免許税を課さない。

2 前項の規定は、農地法第八十条第二項の規定により国から土地の売渡しを受けた者が同項に規定する一般承継人である場合には、適用しない。この場合には、前項に規定する所有権の移転の登記を相続若しくは法人の合併又は遺贈による所有権の移転の登記とみなして、登録免許税法の規定を適用する。
第七十六条の二の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の額」を「移転又は設定の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第二号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該農地又は採草放牧地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。

第七十七条の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条第一項中「」による所有権の取得の登記の登録税の額を、」により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、同条第二項中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。

第七十七条の二の見出し中「取得の」を「の移転」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転の登記に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。
第七十七条の三の見出し中「取得の登記」を「の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記の登録税の額」を「移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率」に、「取得後」を「出資を受けた日以後」に、「登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削り、ただし書を削る。
第七十七条の四「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削る。
第七十七条の五中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(負債整理のための貸付けに係る抵当権の設定登記の免税)
第七十七条の六 農業、林業又は漁業を営む者が疾病、負傷、災害その他これらに準する事実が生じたことにより、財産の状況が著しく不良となりその事業を継続することが困難となつた場合において、農林中央金庫又は農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十一号)第十条第一項第一号に掲げる事業を行なう農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、

当該農林漁業者又はその者の加入する農業協同組合その他の政令で定める団体に對し、当該農林漁業者の事業の継続につき必要な債務の弁済に充てるための資金の貸付け(当該貸付けの期間、利率その他の事項が政令で定める条件に該當するものに限る。)をしたときは、当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該貸付けの日以後一年以内を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
第七十八条の見出し中「取得又は保存の登記」を「移転登記等」に改め、同条中「」による所有権の取得」を「取得した林野の所有権の移転の登記」に改め、「ためにする」の下に「林野の」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。
第七十八条の二の見出し中「所有権等の取得登記」を「所有権の移転登記等」に改め、同条中「取得の登記」を「移転又は設定の登記」に、「の登録税の額は、登録税法第二条第一項第三号及び第六号」を「登録免許税法第二条第一項第三号及び第六号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条に改め、「当該土地の価格の」及び「に相当する金額」を削り、ただし書を削る。
第七十八条の三の見出し中「取得登記」を「所有権の移転登記」に改め、同条中「取得の登記」を「移転の登記」に、「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第二条第一項第三号」を「登録免許税法第九条」に改め、「当該土地の価格の」を削る。
第七十九条第一項中「の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条」に改め、「当該船舶の価格の」を削り、同条第二項中「の登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第三条第一項第七号」を「登録免許税法第九条」に改め、「債権金額の」を削る。
第七十九条の二を削る。
第八十条の見出し中「資本組入」を「資本組入れ」に改め、同条第一項中「組入」を「組入れ」に、

「についての登録税の額は、登録税法第六條第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條に改め、「その増加した資本の金額の」を削り、同條第二項中「以下」を削り、「についての登録税の額は、登録税法第六條第一項第四号」に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條に、「次に掲げる金額の合計額」を「千分の一・五（増加した資本の金額のうち、再評価積立金の積立て又は組入れにより生じ、又は増加した資本準備金の組入れに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、同項各号を削る。

第八十條の二の見出しを「増資の登記の税率の軽減」に改め、同條中「又は登録税法第六條第一項第十号の規定の適用を受ける」を「規定の適用を受けるもの及び合併による」に、「行つた」を「行なつた」に、「についての登録税の額」を「に係る登録免許税の税率」に、「登録税法第六條第一項第四号」を「登録免許税法第九條」に改め、「その増加した資本の金額の」を削る。

第八十一條中「の登録税の額を」に係る登録免許税の税率に、「登録税法」を「登録免許税法第九條」に、「掲げる額による」を「掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする」に改め、ただし書を削り、同條第一号中「それぞれ資本の金額又は増加した資本の金額の」及び「に相当する金額」を削り、同條第二号及び第三号を次のように改める。

一 合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

三 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における

る不動産の権利又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 不動産の権利の取得 千分の六
ロ 船舶の所有権の取得 千分の四（海運業の再整備に關する臨時措置法第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）

第八十一條第四号中「又は船舶の権利を」の権利又は船舶の所有権に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十一條の二の見出し中「取得の」を「移転」に改め、同條中「取得の」を「移転の」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。

第八十一條の三第一項中「の登録税の額は、登録税法第六條第一項第九号又は第十号の規定にかかわらず、」を「に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一（に、千分の一に相当する金額を「うち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、三百万円）をこえる資本の金額に対応する部分については、千分の五）」に改め、ただし書を削り、同條第二項中「合併による不動産又は船舶の権利の取得」を「合併により取得した不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記」に、「の登記の登録税の額は、当該取得」を「に係る登録免許税の税率は、当該合併」に、「登録税法第六條第一項」を「登録免許税法第九條」に改め、「当該不動産又は船舶の価格の」及び「に相当する金額」を削る。

第八十二條中「の登録税」を「に係る登録免許税」に、「取得又は所有権の保存」を「保存、設定又は移転」に改める。

第八十三條の見出し中「登記」を「登記等に改め、同條中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

第八十四條中「の登録税」を「に係る登録免許税」に改める。

附則第二十條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同條中「の登録税について」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税について」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條の見出し中「登録税法」を「登録税法等」に改め、同條中「の登録税」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものにつき課した又は課すべき登録税又は登録免許税」に改める。

（相続税法の一部改正）
第五條 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「再評価税」の下に、「登録免許税」を加える。

第十九條の二第二号中「第九百九條」の下に「及び第九百九條」を加える。

第二章 登録手数料等の定めのある法律の一部改正
（建設業法の一部改正）
第六條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同條中「登録申請者」を「第四条第一項の規定による登録のうち建設大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税を、同項の規定による登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者、同條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（測量法の一部改正）
第七條 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五條の四の見出しを「（登録免許税及び登録手数料）」に改め、同條中「登録申請者」を「第五十五條第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税を、同條第三項の規定により更新の登録を受けようとする者」に、「登録手数料」を「登録手数料を、それぞれ」に改める。

（電波法の一部改正）
第八條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第一号に掲げる者が受ける無線局の免許につき、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税が課されることとなつたときは、その者が同号に規定する申請につき納付した手数料は、還付する。

（建築士法の一部改正）
第九條 建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「二級建築士又は」を「一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の定めるところにより登録免許税を、」に改め、「一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については」を削る。

（土地家屋調査士法の一部改正）
第十條 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項を削る。

（商品取引所法の一部改正）
第十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六條の見出し中「登録手数料」を「登録

免許税」に改め、同条第一項中「通知を受けた日から三十日を」と同条第一項の規定による登録を受けた日から一月に、「政令で定めるところにより、登録手数料として三千円」を「登録免許税」に改め、同条第二項中「登録手数料」を「登録免許税」に改める。

(海事代理士法の一部改正)

第十二条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「千円」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」と、「五百円」を「五百円の登録料を」と、「二百円の登録料を」と「二百円」の登録料を、それぞれに改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十三条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第一項の免許又は」を「第一項の免許のうち建設大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び」に、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

(旅行あつ、旋業法の一部改正)

第十四条 旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「登録免許税及び登録料」に改め、同条中「規定による登録の申請」の下に「を」する者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」を加え、「政令で定めるところの手数料を」を「政令で定めるところの手数料を、それぞれ」に改める。

(技術士法の一部改正)

第十五条 技術士法(昭和三十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「登録免許税及び登録

手数料」に改め、同条中「登録を受けようとする者」の下に「は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の定めるところにより登録免許税を」を加え、「手数料を」を「手数料を、それぞれ」に改める。

第三章 その他の法律の一部改正

(健康保険法の一部改正)

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条ノ二を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

(農村負債整理組合法の一部改正)

第十八条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

(陸上交通事業調整法の一部改正)

第十九条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

(保険業法の一部改正)

第二十条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十一条を次のように改める。

第八十条及び第八十一条 削除

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十一条 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず」に、「を以て、登録税法第二十一条第九号に規定する債

権金額とみなす」を「とする」に改める。

(農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十二條 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、不動産又は船舶の価格の」を「登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「に関する権利」を「の権利」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条を次のように改める。

第九条及び第十条 削除

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

(畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律の一部改正)

第二十五条 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条中「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加える。

(水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律の一部改正)

第二十六条 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「その取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は、」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削る。

(国民金融公庫法の一部改正)

第二十七条 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項を削る。

(中小企業等協同組合法施行法の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法施行法(昭和二十四年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条及び第十八条 削除

(農業協同組合等による産業組合の承継等に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業協同組合等による産業組合の承継等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第一項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の額は」を「登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)第九条の規定にかかわらず」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「又は船舶に関する権利」を「の権利又は船舶の所有権」に改め、「取得につき」

の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、同条第四項中「に關する権利」を「の権利」に改め、「取得につき」の下に「昭和四十二年十二月三十一日までに」を加え、「登録税の算定」を「登録免許税の課税標準」に改める。
(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三十條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「登記」の下に「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるもの」を加え、「登録税」を「登録免許税」に改める。
(漁船損害補償法の一部改正)

第三十一條 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。
第十一條 削除
第三百十八條第一項中「及び第八條から第十二條まで」を、「第八條から第十條まで及び第十二條」に改める。
(会社更生法の一部改正)

第三十二條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百六十九條第五項中「登録税」を「登録免許税」に改め、同条第六項中「に關する登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六條(営利法人の登記の税率)を、に係る当該新会社の設立の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第九號)第九條(課税標準及び税率)に改め、「その金額」を削り、「その登録税の額は、同法第二條(不動産の登記の税率)及び第三條(船舶の登記の税率)」を、「当該不動産又は船舶に關する権利の移転又は設定の登記に係る登録免許税の税率は、同条に改め、「不動産又は船舶の価格」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、当該登記につき当該税率を適用し

て計算した登録免許税の額が同条の規定を適用して計算した登録免許税の額をこえるときは、この限りでない。

(農地法施行法の一部改正)
第三十三條 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。
2 第三條又は第四條の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、昭和四十七年十二月三十一日までに受けるものに限り、登録免許税を課さない。
(連合国及び連合国民の著作権の特例に關する法律の一部改正)
第三十四條 連合国及び連合国民の著作権の特例に關する法律(昭和二十七年法律第三百一號)の一部を次のように改正する。

第七條中「登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第十條(著作權の登録)」を「登録免許税法(昭和四十二年法律第九號)第九條」に改める。
(塩業組合法の一部改正)
第三十五條 塩業組合法(昭和二十八年法律第七號)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「又は船舶に關する権利」を「の権利又は船舶の所有權」に、「登記」を「昭和四十二年十二月三十一日までに登記」に、「その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の」を「その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法(昭和四十二年法律第九號)第九條の規定にかかわらず、」に改め、ただし書を削る。
(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)
第三十六條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七號)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。
第二十四條 削除
附則第五條第二項を削る。
(接収不動産に關する借地借家臨時処理法の一部改正)

第三十七條 接収不動産に關する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三百三十八號)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「においては」を「におけるその登記に係る登録免許税の課税標準は、登録免許税法(昭和四十二年法律第九號)第九條の規定にかかわらず、」を「をもつて、登録税法(明治二十九年法律第二十七號)第一條第一項第九號に規定する債権金額とみなす」とするに改める。
(たばこ耕作組合法の一部改正)
第三十八條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三百三十五號)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「取得の登記」を「移転の登記」に、「登録税」を「登録免許税」に改める。
(商業登記法の一部改正)
第三十九條 商業登記法(昭和三十八年法律第二十五號)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項第六号中「登録税額」を「登録免許税の額」に改める。
第二十四條第十七号中「登録税」を「登録免許税」に改める。
(電気事業法の一部改正)
第四十條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十號)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「を受ける場合における登録税は、」を「で昭和四十二年十二月三十一日までに受けるものについては、登録免許税」に改める。
(日本勤労者住宅協会法の一部改正)
第四十一條 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

附則第九條中「登録税」を「昭和四十二年十二月三十一日までに受ける登記又は登録に限り、登録免許税」に改める。

(不動産登記法等の一部改正)
第四十二條 次に掲げる法令の規定中「登録税」を「登録免許税」に改める。

一 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四號)第四十九條第九号
二 破産法(大正十一年法律第七十一號)第二百一十二條第二項
三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)第四十三條及び第七十七條第四項
四 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第五十四號)第十二條の二第五項
五 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十五號)附則第十一項
六 企業担保法(昭和三十三年法律第六十六號)第二十五條
七 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四號)第八條第三項
八 海運業の再建整備に關する臨時措置法(昭和三十八年法律第八十八號)第十六條(見出しを含む)
九 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四號)附則第六項及び第七項
十 閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四號)第二十四條の二
十一 連合国財産の返還等に關する政令(昭和二十六年政令第六號)第三十二條第一項

附則 一の法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。
2 登録免許税法列表第一の第二十三號の(イ)、(ロ)及び(ハ)、第三十一號、第四十三號から第四十六號まで並びに第四十八號に掲げる登録又は免許(以下「登録等」という。)の申請書を同法の公布の日前に当該登録等の事務をつかさどる官署(以下「登録官署等」という。)に提出した者が昭和四十二年十二月三十一日までに当該申請書に係る登録等を受ける場合における当該登録等に係る手数料については、なお従前の例による。
3 登録等の申請書を登録免許税法の公布の日か

第一類第五号 大蔵委員會議録第十四号 昭和四十二年五月十八日

昭和四十二年七月三十一日までの間に登録官署等に提出した者が同日後に当該申請書に係る登録等を受ける場合又は登録等の申請書を同法の公布の日前に登録官署等に提出した者が昭和四十三年一月一日以後に当該申請書に係る登録等を受ける場合において、当該登録等の申請に際し当該登録等に係る手数料を納付しているときは、当該納付した手数料の額は、登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の一部として納付したものとみなす。

理由

登録免許税法の施行に伴い、新たに登録免許税を課することとした登録又は免許に係る手数料を廃止するとともに、租税特別措置法その他の関係法令の規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。小沢大蔵政務次官。

○小沢政府委員 たいだいま議題となりました登録免許税法外一法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、登録免許税法案について申し上げます。政府は、今次の税制改正の一環として、登録税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう定額税率について所要の調整を行ない、あわせて課税範囲の整備合理化等制度全般にわたっての合理化をはかるため、登録税法の全文を改正し、その名称を登録免許税法に改めることとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。第一は、税負担の調整をはかることであります。すなわち、現行の登録税の税率は、昭和二十三年以降据え置かれておりますが、その後の所得及び物価水準の推移を考慮して、これに適合するも

のとなるよう定額税率を調整することとしております。なお、最低税額は、登記等に要する費用及び納税者の負担を配慮しまして五百円としております。また、不動産等の取得にかかる仮登記につきましても、その利用の現状と仮登記の持つ機能に顧み、現行の定額税率から千分の一の定額税率とする一方、本登記の際にはこれを控除することに改めることとしております。

第二は、課税範囲の整備であります。すなわち、現在課税されております登記登録とのバランスを考慮しまして、個人の資格または事業の開始等の場合の登録、特許、免許等のうち現行課税対象に匹敵すると認められるものを新たに課税対象に加えることとし、その税率は現行のものとの権衡をとって定めることとしております。他面、現在課税しております建物の床面積の増加による表示の変更登記、船籍の登録、弁護士等の登録が等につきましても、その登記等の性格に顧みて、課税対象から除くこととしております。

第三は、課税標準及び税額の計算の簡素合理化であります。すなわち、抵当権等担保物権の設定登記の場合の課税標準は、現行法では担保される債権金額と不動産の価額のうちの低い金額によることとされておりますが、これを担保される債権金額に統一し、その税率を現行の千分の六・五から千分の四に引き下げる等の措置を講じ、課税標準の簡素合理化をはかっております。また、借地権等用益物権の設定登記等につきましても、現行法ではその設定、更新等の登記のつどその権利の存続期間に応じ異なる税率によることとしておりますが、これを最初の設定登記の際には単一の定率税率を適用することに改める一方、その更新登記の際の登録免許税は不動産等一個につき五百円の定額税率に改める等、税額計算の簡素合理化をはかることとしております。

第四は、納付方法の簡素合理化であります。すなわち、現行の印紙納付方式に加えて、国税の収納機関に金銭を納付し、その領収証書を登記等の申請書に添付する現金納付方式を併用することと

してしております。このほか、還付の手續、納税地その他の所要の規定の整備をはかることとしております。

以上のほか、現行法はかたかなの文語体であります。これを口語体に改め、また、課税範囲及び税率等を別表に掲記する等、納税者の理解を容易にするよう留意いたしております。

なお、この法律案は、公布の日から二月以内で政令で定める日から施行し、八月一日以後に受け登記等について適用することとしております。次に、登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、たいだいま御説明申し上げました登録免許税法案に関連して、国税通則法、租税特別措置法その他国税に関する法律並びに登録免許税法に関連する他の法律について、その整備をはかるため、所要の規定の改正をしようとするものであります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

第一に、新たに登録免許税を課すこととした登録免許についての手数料は、調査、選考等に相当の実費を要するものを除いて廃止することとしております。

第二に、登録免許法の登録免許税法への名称の変更その他全面改正に伴い、他の法律で引用している登録税等の名称の整備その他関係法律について所要の整備を行なうこととしております。

以上が、登録免許税法外一法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は、後日に譲ります。

税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑の通告がありますので、これを許します。只松祐治君。

○只松委員 まず最初に、所得税について若干伺いたしたいと思います。本年度の所得税の税収総額、その中における本年度の金額の伸び、人員の伸び、そういうものをひとつ簡単に示し願いたい。

○塩崎政府委員 所得税の税額は、改正後で一兆一千七百八十三億九千万円でございます。前年度、四十一年度の補正後の予算額では一兆五百二十億一千二百万円でございます。したがって、千二百六十億円のばかりの税額が、減税後にもかかわらずふえておるわけでございます。

納税人員は、昨年は二千五十八万人と見積もられておりますが、本年度は改正後で二千七十五万人、改正により約二百六十万人の減少、こういうふうに見積もっております。

○只松委員 現状では、人員が若干減っておりますが、税額は御指摘のとおり、今年度も伸びますが、さらに、これがいま春闘で四千円前後の賃上げが一斉に行なわれつつありますが、四千円として、手当てその他を入れて十六カ月と概算し、六万四千円、まあ六、七万円平均給与が上がっていく、こういうことになりまして、さらに税収の総額の伸びあるいは人員の増大、こういうものが予見されると思いますが、おおよそどういう推定をなさっておりますか。給与所得を中心に……

○塩崎政府委員 給与所得につきましては、私どもはこういうふうに見ております。一人当たりの平均給与は一一％増、人員は四％増、したがって、給与所得の総額は一五％増、こういうふうに見ております。

○只松委員 これはもう本年度伸びることを予定されているわけですか、四月から。たとえば春闘でいま言う四、五千円アップというものを、すでにこの一五％というものの中に見込んであるわけですか。

○塩崎政府委員 大体過去の経験値から見まして、まあその程度のことはあるであろうということとを予定しておるつもりでございます。

○只松委員 内輪に見積もるといふのは現実な方法でございますが、いつも当初の予定よりも年度末になりますと、過去のあなたたちのことばで言えれば自然増収ということばでありまして、収入もそれから人員もふえてきていますね。いま一応推定はしてあるということですが、本年度どの程度——給与所得、事業所得、農業所得と、あまりこまかくは要りませんが、特に伸びるのは給与所得と一般事業所得だと思えますけれども、どういふ推計をなさっておりますか。

○塩崎政府委員 給与所得は先ほど申し上げたとおりでございます。雇用におきまして四〇%、賃金一〇%、総体で一五%でございますが、営業所得につきましては一三%、農業所得は三%、その他の事業所得は一五%、それからその他不動産所得、資産所得関係を一〇%増、こういうふうに見まして、申告所得は平均一〇%の増と見込んでおります。

○只松委員 いま所得税中心の伸びのお話をいたしました。これは帰するところ、減税減税と毎年おっしゃいますけれども、いまみたいな収税あるいは納税人員の伸び、こういうものを見ますと、あなたたちがおっしゃるようには、はたしてこれが減税というものであるかどうか。私たちはいつも言うように、税の調整だ、こう言うわけですが、減税を行なうてきておる、こういうふうにお思いになりますか。

○塩崎政府委員 確かに、私が税制一課長をしておりまして昭和三十年当時も所得税は重いといわれておりましたが、納税人員はそのとき千万人ちょっとでございました。現在、先ほど申し上げましたように、二千万人になっておられますし、所得税の税額も三倍ぐらいふえておるわけでございます。そんなところから、毎年毎年減税と言われながら実は減税になっていないのではないかと

いう御疑問を持たれるのは、私ももつともなことだと思っております。しかし、そのことはもう言うまでもなく、私も口をすっぱくして申し上げますように、所得水準の増加があったということに尽きると思えますが、そのために所得税がこんなような結果になったということと御理解願いたいと思っております。

なお、これをもう少し少しふえんして申し上げますと、先ほど只松委員の御指摘のように、納税人員の増加の九割は給与所得者である、千万人から二千万人に伸びたその千万人のうちの九割は給与所得者であつて、残りの百万人が不動産所得、資産所得、その他の合算される所得の申告所得者の増加でございます。

これはなぜかという点を私も分析してみますと、まず第一に、これは雇用者が毎年百万人、年率四%程度の増加があつたということが第一の理由でございます。第二は、もう只松先生御案内のように、初任給の増加が若年労働不足の関係でふえてまいつたために、私どもは課税最低限を毎年毎年上げてきておりましたが、これは平均賃金程度しか上げてこなかった、ところが、初任給の増加というものは平均賃金の増加よりも多い、そんなような関係で、初任給を受ける独身サラリーマンが納税者に入ってきたというところが第二の大きな理由でございます。そこで、先生方いつも、高卒卒、中卒ですぐ、あるいは一年たつと税金を納めるのはどういふものであろうかと言われることは、私はこれが大きな原因だと思つてございませぬ。第三は、もう一つ独身のサラリーマンが納税者としてふえてまいりました大きな原因は、課税最低限の引き上げの形といたしまして、最近配偶者控除とかあるいは扶養控除のほうに重点が置かれておりました。基礎控除だけの課税最低限の引き上げがややおくれた、こういう傾向でやはり独身者の納税者がふえてきた。現在二千万人のうちの九百六十万人ばかりは、税法上の独身者と申しますか、単身者でございます。しかし、この中には、御案内のように、学校を出たばかりのサラ

リーマンではなくて、例の昭和三十三年から扶養親族の所得五万円という扶養親族控除の適用要件をいまだに据え置いておられますので、扶養親族でありながら、あるいは中には配偶者でありながら独立の納税者になる、こういうた者が相当ふえてきておる、この結果だろふと思つてございませぬ。

こんなような関係で納税者はふえ、さらにまた課税最低限の引き上げはありまして、課税最低限を上回る所得者につきましてはそれほど減税は影響いたしません。したがって、税率をあんまり直さなかつた関係もありまして、税額を先ほど申し上げましたように三倍になってきた、これはもう所得水準の増加ということに尽きるんだらうと思つておる。

以上の二つの観点から、私どもは減税はしておられますけれども、所得税におきまして納税人員は倍になり税額は三倍になった、こんなような傾向が見られる、こういうふうにお考えをしております。

○只松委員 これはちよつと古い統計になります。昭和三十年から三十八年程度、これは給与所得だけじゃありませんが、国民所得と税収の伸びのデータがあります。この七一年間に名目所得の伸びが一八・七%、実質所得が九三・八%、これに税収の伸びがやはり同じく一八・七%、これを年平均にいたしますと、名目成長率が一三・二%、実質所得の増大が一〇・四%、それに対して、税の伸びというのがやはり一三・二%、こういうふうになっておる。この三十八年から二年ぐらいいですか、非常に自然増収が続いておる。去年から落ちておる。こういうものを見ますと、まだこれは上がりやしないかと思つておるが、いわゆる実質所得を上回つて税の伸びというものがここに出てきておる。

さらに、この税収の伸びというのは、いまお話があるように、私が論議しておりますように、もちろん法人税も大きく伸びてきておりますが、所得税の伸びというのは非常に大きい、こういうことが見られるわけだ。したがって、所得税、わ

けても給与所得者にとつては確かに名目所得は伸びてきておりますけれども、物価の上昇その他実質所得から見れば、この給与所得者の実質上の税負担というものは、私は減税ではなくて増税になっているのではないかと、こういう傾向が出てきておると思つておる。このデータから見てもそう思つておるが、あなたたちはどういふデータをお持ちか知りませんが、こういう経済の成長、実質国民所得の増大、それに対する税収の伸び、こういうものをどういふふうにお考えになりますか。

○塩崎政府委員 確かに、只松先生のおっしゃいましたように、自然増収は名目で生じますので、それと実質と対比いたしました場合にこんなような関係になることは間違ひございません。しかし、このことは増税ということではない、先ほど申し上げましたように、やはり所得水準の増加に應じて税金がふえた、このことであらわれたいと思つておる。さらにまた、課税最低限につきましても消費者物価を上回る課税最低限の引き上げをいたしておりますので、課税最低限の増加を見まして、私は実質的な減税があつた、こういうふうにお考えをしております。たとえば、昭和二十六年から四十二年までの賃金の伸び率と消費者物価の伸び率をざつと比較してまいりますと、また、それと課税最低限の伸び率を比較いたしました数字を私ども持っておりますけれども、それと比較いたしました実質的な減税は行なわれた、こういうふうにお考えをしております。

○只松委員 これはデータの取り方というのはいかなかむずかしいし、私たちがそういう完全なデータをなかなか取り得ない立場にあります。皆さん方が完全には私には思われないけれども、私たちに比べて、よりこまかく言つては失礼になります。より広範な統計の数値を持つておられるわけですから、論争したつてなかなかかなわぬわけだ。しかし、こういう一般の、皆さん方が取つておられるデータをもとにし、あるいは

民間で使っておるデータ、あるいは、これはもつと当てにならないわけですが、実質上の給与所得者の税負担感というものは、皆さん方もそういう意味では給与所得者の一員であるわけですから、軽くなっているか重くなっているかということ、は、たとえば、そういうものの象徴的なものとして新聞がよく税制の改正期になれば、あるいは税調が答申すればそれに関する論評を加えますが、今年なんか集中的に、昨年もそうだったという、給与所得者の税金が重過ぎるのではないかと、私たちが通常言ういわゆる商業新聞が一斉にかつ執拗に、給与所得者の税金が重い、これは不公平である、こういうことを繰り返して述べてきておられます。私たちが、現在の新聞が必ずしも勤労者に味方しておる、給与所得者に味方しておる、革新的である、こういうふうにはほとんど思いません。思いませんけれども、その思わない新聞がすべて繰り返して集中的に、この負担感の重さ、しかも不公平というものについて——私もここには持つてきておりませんが、きのう、昨年からは本年にかけての税関係のスクラップを読み返してみたのですが、ほとんどの新聞が、その負担感の重さと不公平というものについて、解説としてあるいは新聞論説としてもきびしく取り上げておられます。にかかわらず皆さん方が、いま手元にお持ちのそういうデータによって、実質上は軽くなっているのだ、こういうことを言われると、と言っちゃなんです、言うことができないと思いますが、私はいまデータとしては論争いたしませんけれども、そういう皆さん方も自分がお持ちになつて負担感なりあるいはそういう国民の声を引きましたけれども、商業新聞でない労働組合の、あるいは革新的な新聞では一斉にそういうことを攻撃しておるわけですね。こういう点については、そうではない、こういうデータに基づけば実質上軽くなつてきているのだ、こういうふう

にやっぱり言われませんかどうか。

○塩崎政府委員 私、確かにいまの先生のおっしゃったように、サラリーマンは、減税をされたけれども減税されたという実感が乏しいと言つておられることも、また事実だと思つておられます。私もその原因をいろいろ分析してみたわけですが、私もその原因であることは事実でございますが、そのほかに理由が多々あるようにございます。

一つは、住民税の問題です。所得税は減税されたけれども、住民税は減税されてない、しかも、昭和三十七年には所得税の一部が住民税のほうに回つていったではないか、こういうことが一つの理由でございます。それからもう一つは、よく見てもみますと、社会保険の掛け金、これがやはり所得水準に応じて増加し、ときにはこれが上昇してございまして、これを第二の理由として私はあげるわけでございます。それから第三には、これはもう先方もいつも言われておりますように、所得水準は上がつていったけれども、三十六年からこの消費者物価の上昇が非常に大きくなって、家計に及ぼす影響が大きい、こんなようなことが私は原因になつておるかと思つておられる。それに加えて、不公平という問題をどうもぬぐい切れなれないというところから、サラリーマンの減税は、減税減税といながら実は減税になっていないじゃないかという実感を持たれるかと思つておられます。

私は、昭和三十五年の所得税、住民税、社会保険負担金、それが昭和四十一年にどの程度になつておるかというのを調べてみたわけですが、所得税は四、五割しかふえてないの、社会保険の負担金は、やはり賃金水準の伸びと同様に、七、八割くらいふえておる、こんなような関係で、それを全体を通算いたしましたら、負担率は三十五年と四十一年と同じくらいでございます。しかし、所得水準は七割五分伸びておりますので、実は実質的な減税は行なわれておるのでございますが、そこに消費者物価の問題が消費者の切

実な実感としてあつて減税の実感が乏しいというやうなことが原因ではないか、かように考えております。

○只松委員 確かに、総合的な面から見れば、たとえば国民の税負担率から見れば、三十五年ころも二〇%前後ですね。近ごろは税調が国民所得の二〇%以内にしておることを繰り返す言ふものから、これをうまう、手品ではないが、国民の総所得のデータを変えておる、したがつて税負担率といふものが変わつてきました。たとえば、昨年度は昔ながらの——昔ながらと言つてはなんですが、前の計算方式によれば二一・二%の税負担率になつておる、ところが、新しい方式によりますと一八・三%の国民の税負担率、こういう形になつておる、したがつて、一般的に発表されるという形においては一八・三%ですが、これは二〇%を割つておるということ、一般国民にも、何か税金が下がつたのだ、こういうデータとしてはそういう感じがする、しかし、これを一昨年、前の計算方式によれば、二一・二%ということ、近來においてはわりと高い数値になつておる、したがつて、その高いといつても大体二〇%前後です、あなたがおっしゃるやうに、国民所得に對比すれば、全体の所得が増大しておるのに負担率そのものは二〇%前後ですから、その変わつておらない、したがつて総合的には下がつておるはず、こういうことが論理的には一応は言えます。特に、いま言うやうに、新しい計算方式では二〇%を割つておるわけですからね。しかし、にもかかわらずこれだけ給与所得者の税金が重い、こういうことが繰り返すいわれぬのは、やはり私は一つは不公平だと思つておる。これは不公平論議が始まりません、ほかの税全般の租税特別措置法まで及ばないとこれは論議が尽きませんので、それはいろいろ多少ありますけれども、給与所得者だけのこういう税収の伸び、それから人員の増大といふものに対して何か配慮する方法が必要ではないか、こういうふうにご意見を述べ

これもあとではかのときにもお伺いしますけれども、税制の簡素化の問題についても、私は秘密問題を取り上げておつたわけですが、たゞいままでのあり方ではなくて、シャープ税制勧告によって推進されてきた所得税中心の減税というものが、いろいろ租税特別措置その他がとられましてシャープ税制体制がくずれきておるのではないかと、そういう中において日本のいまの税務行政のあり方、税制のあり方といふものを根本から検討する時期にきているのではないかと、こういう気がいたします。私はいま給与所得者の所得税の問題をやつておるわけでありませぬけれども、そういうものがデータから見れば確かにそんなに重くなつておらない、むしろ下がつておる、こういうことがいえざつておるやうに、商業新聞でさえも一斉にそのことを言う。これは来年になつたつておそれくまた言いますよ。安くなつたとか、そういうことは、まず商業新聞は一つも言わないと思つておる、にもかかわらずあなたたちが安くなつたと言ふのは、どこか税制の根本的な問題点といふものが出てきているのではないかと、こういうふうにおもつておる。あと大臣がお見えになつたら、私は、大臣は間接税がいいといふことを言つたさうですから、この問題について少し論議しようと思つておるのですけれども、大臣が来ませんから、まず、所得税の問題についてどういふふうにお考えになつておられますか。

○塩崎政府委員 長期税制構想と申しますか、昨年の税制調査会でも出しました長期税制構想の中での所得税の問題は大きく取り上げられておりました、たとえば給与所得控除を大幅に引き上げて、現在の一〇%、二〇%というふうな区分は、一律二〇%にしたらどうか、こういう案を出しておるわけですが、おっしゃるやうに、給与所得者についての税額あるいは人員の増加に対処するにはやはり給与所得控除を何とか大幅に引き上げるといふことによつて対処すべき

だらう、こういうことだと思われたい。給与所得だけを見ても、税制を根本的に比較検討すべきではないかという。只松先生の御指摘、全く私も同感でございます。現在私はシャウプ税制が基本にあると言いながら、実はシャウプ税制は全く影をひそめまして、いわばつぎはぎだらけのシャウプ税制、それで残っておりますのは青色申告と配当控除、益金算入というものがその基礎になつてゐる程度ではないかとよく言われておるわけでございます。シャウプ税制では、給与所得者につきましては、アメリカ流にそんなに不公平がないと考えたんでございませう。給与所得控除はわずか一〇〇程度の給与所得控除でいいというふうな勧告でございまして、それは決してわが国の税の実際を即したものであるかどうか、それはもうその後の引き上げで、そのことは少しアメリカ的な考え方であつたといふことが立証されたと思つてございませう。シャウプ税制についての批判、これは所得税だけではございませぬ。法人税につきましても、いつもここで御議論になりますように、配当だけの所得者ならば二百二十六万五千円まで非課税といふことがいつも言われておることから見まして、これはやはり根本的な検討の時期かと思つてございませぬ。

○只松委員 小沢さん、どうですか。これは局長段階ではなくて、ほんとうは大臣が来て、大体来る時間になつておるわけですが来ないのですか、単に給与所得者の配偶者控除をしたとか何をしたとか、ちょこちょこ引き上げたといふふうな形ではなくて、税務当局から言えば、これだけ人員が膨大になつたのは、徴税上からも下げざるべきであるという意見が内部にあるわけですか。しかし、公債も出しているというふうな現状で、徴税という面からだけ、しかも、私たちがたびたび言いますように、租税特別措置はあまり手を触れないで、しかも自然に伸びてきておるこの給与所得者、一般所得者の税についてはあまり改正しない。それ、むしろほかの部面では租税特別措置その他を

行なつて、相当抜本的な改正と同じような方向をたどつていっている、こういう形態が出てきておるのです。一般ではなくて法人税に。これは法人擬制も含めてですが、もうちょっと、この税制が明るくなるし、国民に納得ができるし、親しみを持たれるし、勤労者においてもなるほどという感じを持つようなことをやたらどうかと思つた、ただ、官僚的と言つちや怒られるけれども、わずかな基礎控除を上げた、配偶者控除を上げた、下げたといふような論議を毎年ぼくもやつてきておるわけですか。ところが、そういう論議だけではなくて、これだけの大きな所得税、納税人員といふものになつてきておる、しかも、それがどんな毎年減税といふ名の徴税が行なわれてふえてきておるといふことについて、政府でも考える必要があるのじゃないか。あまりにもイーシーゴーイング的にこういういままでのしきたりから取れるものだけから取つていくといふ、こういう段階は限界にきつたあるのじゃないですか。たとえば中山さんが、おやめになつたからフランクに書けるのだと思つておる、これからの税制という面で一連のずつとシリーズを書いて、最後に、公平の原則に帰れ、こう言つて、ある面では私たち社会党以上になりつぱなことをいふのですか、税調の時代とは違つたことをおっしゃつておる、やはりこれは根本的に検討の段階にきておるのじゃないか。

○小沢政府委員 たいへん基本的な問題の議論でございませぬ。先生のような専門家に私がお答えするのはどうかと思つておるけれども、私、所得税の先ほどの議論を聞いておりました、確かに理論的にいろいろ数値をもつて説明をいたしますと、たとえば、御承知のように過去の物価調整のための必要な減税の所要額といふものと実際に減税をされましたものとを昭和三十七年から三十八年の年だけで、あとは相当の実質減税になつておるわけでございます。あるいはまた、給

与の伸びという議論もございました。給与の伸びそのものを、最近の五年間、昭和三十六年から四十年をとつてみますと、大体平均しまし平均賃金は約一割の伸びを示しておる。しかし四十二年の私どもが考えております課税最低限の伸びといふものは、総体平均をしても相当のものになつておるわけでございます。はるかにこれを上回つておるわけでございます。

○小沢政府委員 どうも、大臣に聞くのを政務次官に聞いた事務当局から聞いたりしてびんとこない面があるのですが、あとで大臣がお見えになつたらまた聞きますが、いまおっしゃつたように、いろいろ、言へば理屈はあると思つておるけれども、たとえば、いまの給与形態にいたしまして、独身の初任給が非常に上がつてきておる、上がらなければ人が集まらないといふことになつておる、むしろ中高年齢層が平均余命が延びまして、こういうものには中高年齢層の再雇用対策をしなければならぬ、こういうことですね。十五歳以上の再雇用された人の賃金は非常に安く、こういう形です。皆さん方みたいに特殊の立場にある人はすぐどこかの公団の副総裁や理事になつていかれるから、三十万円、五十万円すぐもられるけれども、一般の勤労者は、五万円もあつた人が三万円、三万円もあつた人が二万円になつて、定年後安くなる、こういう給与生活者、国民生活の実態といふものを見ていき、生活のあり方といふものを見ていけば、当然にそれに対応する税制についてもやはり私は変えていく必要があると思つておる。

○小沢政府委員 たいへん基本的な問題の議論でございませぬ。先生のような専門家に私がお答えするのはどうかと思つておるけれども、私、所得税の先ほどの議論を聞いておりました、確かに理論的にいろいろ数値をもつて説明をいたしますと、たとえば、御承知のように過去の物価調整のための必要な減税の所要額といふものと実際に減税をされましたものとを昭和三十七年から三十八年の年だけで、あとは相当の実質減税になつておるわけでございます。あるいはまた、給

国民の税負担を軽減する方向にできるだけ努力をしていかなければいかぬじゃないか。あつたことにつきましてもいろいろ御不満だと思つておる、また大臣がおいでになりましてからいろいろ御議論をいたされたと思つておる。

○只松委員 どうも、大臣に聞くのを政務次官に聞いた事務当局から聞いたりしてびんとこない面があるのですが、あとで大臣がお見えになつたらまた聞きますが、いまおっしゃつたように、いろいろ、言へば理屈はあると思つておるけれども、たとえば、いまの給与形態にいたしまして、独身の初任給が非常に上がつてきておる、上がらなければ人が集まらないといふことになつておる、むしろ中高年齢層が平均余命が延びまして、こういうものには中高年齢層の再雇用対策をしなければならぬ、こういうことですね。十五歳以上の再雇用された人の賃金は非常に安く、こういう形です。皆さん方みたいに特殊の立場にある人はすぐどこかの公団の副総裁や理事になつていかれるから、三十万円、五十万円すぐもられるけれども、一般の勤労者は、五万円もあつた人が三万円、三万円もあつた人が二万円になつて、定年後安くなる、こういう給与生活者、国民生活の実態といふものを見ていき、生活のあり方といふものを見ていけば、当然にそれに対応する税制についてもやはり私は変えていく必要があると思つておる。

○只松委員 小沢さん、どうですか。これは局長段階ではなくて、ほんとうは大臣が来て、大体来る時間になつておるわけですが来ないのですか、単に給与所得者の配偶者控除をしたとか何をしたとか、ちょこちょこ引き上げたといふふうな形ではなくて、税務当局から言えば、これだけ人員が膨大になつたのは、徴税上からも下げざるべきであるという意見が内部にあるわけですか。しかし、公債も出しているというふうな現状で、徴税という面からだけ、しかも、私たちがたびたび言いますように、租税特別措置はあまり手を触れないで、しかも自然に伸びてきておるこの給与所得者、一般所得者の税についてはあまり改正しない。それ、むしろほかの部面では租税特別措置その他を

というものは、シャープ税制勧告以来、基礎控除なり何なりちよこつといじくられただけで抜本的な改正がない。私が税制の改正ということをおっしゃるの、社会形態も相当変わってきておられるのではないか、こういうことを前提に言っておられるわけですか。しかし、そういう社会的な面まで持ち出しますと、たいへん抽象的な話にもなりまして、ほんとうはそういうことは税小か何かで言うべきだろうと思う。しかし、なかなかそういう機会がないからあれですが、そういう国家社会の形態の変化が起ってきているわけですから、それに伴って当然税制のあり方というものも変わってこなければならぬと思うのです。

たとえば一例をあげれば、小学校や中学校出は非常に少なくなってきた。高校、大学出が多い。皆さん方も、われわれもそうですが、子供を上上の学校までやる。それと、人が足りないから、したがって初任給が高くなってきておる。初任給が三万円、四十、五十の人が五万円だ六万円だということ、ある面では小学校しか出ない定年間の人と大学出の人の初任給とそう大差ない、こういう形態も出てきております。

そういういろいろな社会現象というものをにらみ合わせて——あるいは一個の家族にしても、六人なり十人なり多数家族であったのが、いま平均の家族構成が四人を割ってきておられます。私はいつも言うように、皆さんは平均値をとって五人家族というものをお出しになるけれども、それは架空の数字であって、日本のいまの状態は、昭和四十二年度においては大体四人くらい、四人をあるいは割ってきておるかもしれない。というのは、家族が分散をします。したがって、分散をすれば、一般的な生計費のほかに、いま家賃が非常に高くなってきておる、あるいは地代というものが上がってきておる。それはなぜか。新しく家族が分散をして家を建て、あるいは家を建て、金がないからアパートに入るといふと、アパート代が非常に高い。ただ単に初任給ということだけをいうならば、独身者の初任給を上げればいいじゃないか

いかということだけでも、そうではなくて、独立して一個の家をかまえる、その家賃が高い。家賃だけでなく、光熱費や何か全部生活費に入ってくるわけですか。そういう社会形態の変化が、生きておられるわけですね。人間の中に起きているわけですね。そういうものに対応する税金のあり方、課税のしかたというものがやっぱり変わってこなければならぬ。そういうものを全然顧慮しないで、ただ昔ながらの、終戦後シャープさんが来て勧告したときの税体系がそのまま適用されておる。その所得税が一方の法人税とともに二本の柱になっておる、こういうことですね。おそらく私はそういうことや何かは、税調の報告書や答申書を見ましても、それまでの社会的な面までとらえての論争というものはほとんどやっておられないような気がするので、やっぱりそういう問題も全部やらなければならぬ。われわれは日本国民に対する課税のあり方を国会で論議するわけですが、したがって、国家社会の現象の変化というものに伴って税制も変えていく必要がある。私が、税負担の重さというものを商業新聞でも一斉に言っている、こういうことを一例として言ひ、筋としては確かにあなたに言われるようにそんなに上がってきてはいないし、それほど変化はしてないけれども、なおかつ負担感が非常に重いというの、単に住民税や何か下がっておらない、上がっておる、物価が上がっておるといふ、そういう経済面だけでなく、私は、社会現象の変化がきた、そういうものも問題があると思うのです。私は税制というのは政治の基本だと思つておるのです。予算というのは使うほうですが、それを裏づける蔵入としての税制というものは、国家社会形態の基本だと思つておるのです。国家社会のそういう形態というものが異なっていくならば、当然に税のあり方というものがやっぱり対応してこなければならぬ。それがいま大きな一つの変り目になっておるのではないかと。そういうことと関連して、所得、特に給与所得の問題について、国民が底流と

いうか、うねりをなして一つの問題提起をやっているわけですね。おそらく来年もまた勧告が出たり、あるいはあなたたちが改正案を出したりするときに必ずやりますよ。毎年新聞というものはよくはにぎわってくださると思う。それが激しくなると、去年よりことしの論調というものは激しい。ことしはあなたたちから見れば相当大幅に減税したと思つているわけでしょう。にもかかわらず、ことしの論調というのは非常にきびしいですね。ことしは確かにいままでよりも所得税中心に減税したが、しかし、ということ、が、しかし、からあとの論調というのは非常にきびしいですよ。

だから、ここでデータを踏まえて、いままでの通り一べんの、そうじゃないと思つて、これは大臣が来てこういう論議をすれば一番いいわけですが、大臣は所定の時間になつても来ないのでやれないが、しかし、大臣は大体そこまでの基本的な論議は、あなたたちがされた上じやないとうんと言わないわけですから、そういう問題について、もっと国税当局においても根本的にお考えになつたらどうですか。

○塩崎政府委員 非常に貴重な御意見でございます。私どもが税制一課長でやっておりましたときも重いと感じておりました。納税者がそのときは一千万人で、おそらくそのときは所得税の納税者が二千万人になるというふうな意識は確かになつたかと思つておるのです。これは、おっしゃる通りに、経済成長が非常に早いということ、さらにまた、おっしゃいましたもう少し大事なことは、社会現象の変化が非常に早い、それに対して、所得税の構造が特に累進税率構造を持つておるために適合してないという面だと思つておる。そんなような面、私は、シャープ税制にいたしました。このような日本経済の大きな成長あるいは社会現象の変化は予定をしてなかつたかと思つておるのです。いま

のお話を聞きましてその点を痛感いたしましたので、そういう社会現象を特に考慮するようなことを、税制改正の今後の大きな方向の中で考えてみたいと思つておる。

○只松委員 いまのような問題について、たとえば、一例をあげれば、よくいわれているように、住宅減税とか、あるいは住宅までいわずともアパート代といふ、最低必要経費として、家には住まなくてはならぬわけですから、こういうものに対する願慮が全然ないわけですね。考慮がない。いま公営住宅でも一万円からするわけでしょう。2DKや3DKになればなおさらです。四万円や五万円取つて、一万三千元、一万五千元の家賃をよく私は払つて生活できると思つておる。アパートに入れば、二部屋で、六畳の部屋で一万五千元くらいとられているわけでしょう。それに二年ごとに更新の権利金というものをとつていられるわけですね。したがって、一万五千元ではなくて、一万七、八千円くらいにしているわけですね。四万円取つてもアパート代に大体半分は持つていられるわけですね。家賃でそうだから、光熱費から何から入れて、幾ら月給を取つていられるか知らぬが、三万円や四万円では夫婦でやつていけない。ときどきこのごろは仲人することがありますから、行つてみるのですが、私はよくそれで生活できるねと言つておるけれども、そういう面は、いままでは大体自宅から通勤するとか、自分のうちがあるとか、そういう社会現象のもとにおそらく独身者に対する課税というものがなされておるわけですね。いまはそうではなくて、都市化現象で都市へ出てきて、都市で生活している。そうすると、一人だけじゃなんですから、セックスの問題その他がありますから、結局すぐ結婚をする。職場で三十前後の人で独身者の人なんてまずないですね。全部結婚をする。あまりこういう問題だけ話していきますと何ですけれども、もうちょっとそういう社会現象の変化というものを十分に踏まえて、その上で税制を考へるべきだと思つておる。

んですか。何かほかのところと関連して、この承認の取り消し問題が提起されておるのじゃないか、こういうふうな考えられる節があるわけですか……。

○塩崎政府委員 今回の所得税法の改正案の百五十条の一項の二号を言っておられるのではないかとありますが、その点はいかがでございますか。

○只松委員 ちょっとそれを説明してください。

○塩崎政府委員 所得税法百五十条、法人税法百二十七条でございます。この改正の趣旨は、この規定のとおりでございます。現行法では、税務署長が百四十八条の第二項につきまして、所得税法ならば帳簿の記載方法等につきまして必要な指示ができることになっております。指示に従わなかった場合に、いま青色申告がどうなるかという問題でございますが、現行法では、指示に従わなくても、指示に従わなかった年分からの所得についての青色申告の取り消しができなくて、今後ということになっておりますが、今度の改正案では、やはり全般的な取り消しの趣旨に合わせまして、指示に従わなかった年の年分から青色申告の取り消しの効果が及ぶようにしよう、こういう改正でございます。

○只松委員 そのほかにももう一カ所、何か附則の六条何かある。

○塩崎政府委員 附則の六条は法人税法の六条でございます。この附則はもう当然のこと、遡及はしない、今後の問題であるということも明らかにした規定でございます。

○只松委員 これは、したがってそのままに受け取っておいていいのですか。——そういってはないんですが、何か別個のこれによって通達をつくるとか、今後何か取り消しを容易にしよう、こういう意味で用語を変えた、そういうことではなくて、ただ用語の統一だけだ、こういうふうな解釈していいですか。

○塩崎政府委員 私どもの趣旨は、現行法の規定

がその事実の生じた日の属する年ということ、用語が不十分でございますので、全般的な体制を合わそうという意味で改正したわけでございます。これによって特に青色申告の取り消しを強化しよう、ことにまた、先生の御心配のように、専従者控除が変わるから、よってこれを強化するんだ、こんなような意図は全くございません。

○只松委員 次に、法人税について若干お尋ねをいたします。これも多少政策論争の一つになりますが、さき所得税の話をちょっとしましたが、所得税は、そういうことはありまして、非常な累進課税になつておられます。ところが法人税の場合は、大法人と中小法人と二段階になつておる。しかも、その税率の差というものが実効税率になつてくれば、そうたいして変わらぬ。租税特別措置法が適用されておるといって変わらぬ、こういうことになりす。少し前は、逆に五百万から一千万くらいのものが、十億、百億の利潤をあげている会社よりも税率が高い、こういうばかげた現象もあつたわけでございます。これも一つの社会形態といつては、世界で第三番目になつてきた。こういう大会社から始まつて、いわゆる税金のつれのためにただ法人成りをした、こういう会社、したがってこれが八十万からの会社になつておるわけ。こういう問題も、私が常に言うように、累進課税とまではいきませんけれども、少なくとも零細、中小、大法人と三段階といいますが、こういう形にしても、なおかつ法人成りをしたのだからそんなことはかまわない、こうおっしゃればそれまででありますけれども、しかし、それではあまりにも大法人といふものに対する——私たちが常々言つておるように、これが二段階ですから、したがって大法人の査察その他が手抜きになつてきたり、課税がおろそかになつてきたり、いろいろな現象が起つてきていると思つたので、累進課税とまでは言いませんが、多段階的なものをお考

えになつたらどうか。ひとつ実態を知るために、一番新しい局扱いと署扱いの実効税率の差は現在どれだけになつておられますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、多段階税率の問題についてお答え申し上げます。

昨日も竹本先生から、法人税率について多段階税率を設けたらどうか、こういうお話があり、ただいま只松先生からその御提案があつたわけでございます。しかし一方、同時に先生も、法人税率は高い高いと言いながら、個人企業者よりも法人成りしていく現象から見ると、そこに容易ならざる問題もあるという御指摘であります。なかなか税制の矛盾が解決できないような気がするわけでございます。基本的には、私は企業所得が法人に端的にあらわれると思つておりますが、企業に対する課税は個人所得税と違つた考え方があろうかと思つてございます。そういう考え方はいろいろな批判がございまして、そういう考え方の下に立てば、やはり現在の大法人と中小法人と分けるのがいいのではないかと、しかもまた、比例税率のほうが、企業の継続中の所得を全部通算して課税することが適正なりと考へますと、やはりフラクチュエートする企業の利潤に対して多段階の税率を設けますと、欠損金の繰り越し、繰り戻しが不十分なものでは非常に不公平になつてまい、したがって、これはやはり比例税率のほうがいいのではないかと、しかし、個人に帰属いたしました所得に対しましては累進税率、多段階の税率が適正であろう、かように思つてございます。そういう意味では、現在資本金一億円超と一億円以下の法人で税率を異にし、一億円以下の法人につきましては二段階になつておりますが、中小企業に対する税負担の軽減は大企業に比べて多くしよう、これをくふうしていくのがその方向ではないか、こんなふうな考へております。さらにまた、税制の簡素化等も考へますと、三種類の法人に分けますことも、なかなかその基準がむずかしいことにもなりますので、現行ありまるところの

一億円という基準を何かうまく使つて先生方の御要望のあるような中小企業に対する税負担を考へていくことが適当ではないか、こんなふうな考へておるわけでございます。

第二は、実効税率がどうかという問題でございますが、実効税率の意味もいろいろな意味がございまして、一義的には言えないわけでございます。先生の定義では、特別措置まで引いた後で実効税率がどういふふうになつておるか、こういうふうな言つておられるわけでございます。大ざつぱりに分けておると、私どものところでは五百万円未満となりまして三二・三〇程度、この計算はなかなかむずかしいのですが、五百万円未満ならば三二・三〇程度、一億円以上となりまして、これは配当のウェットがふえまして配当軽減税率が働いてまいりますので、比較的実効税率が下がるわけでございますが、これは特別措置を織り込みまして三三・五〇くらい、したがって一〇％くらいの開きになつておるわけでございます。先生たちの御感觸では、税率の面では相当な開きがあるのに——七〇％くらい開きがあるわけでございますが、これは配当の關係あるいは特別措置の關係、その他の關係でこの程度の開きに縮まつてくるということが言えようかと思つて。いまの数字は昭和三十九年でございまして、四十一年度にはもう少し中小法人の税率を下げましたので中小法人に有利になつておるうかと思つて、何ぶんこの調査は実績に基づいてやりますが、非常にむずかしいので、三十九年の数字で恐縮でございますが、お許し願ひたいと思つて。

○只松委員 地方税を含まないのでしょうか。

○塩崎政府委員 国税だけでございまして。

○只松委員 地方税を含んだもののデータはありますか。

○塩崎政府委員 地方税の課税標準は大体国税に準じております。ただ、事業税が違つておる面がありますので、これをやり直して観念的にできるかと思つて、実証的、統計的にできませんので、一応の推定を地方税に織り込んでやってみ

ることにはいたしたいと思いますが、ちょっと時間をかしていただきたいと思えます。

○只松委員 地方税を含みますと、地方税もやはり租税特別措置が適用されておりますから、税率は法人が下がってくる。だから、時間はかかってもけっこうでございますから、地方税を含んだものをひとつつuckingていただきたい。これで見ましても、百億円の大会社も百万円の小会社も一%と違わないような税率だ。こういう点に矛盾を感じませんか。

○塩崎政府委員 これ現在の税制の仕組みであることは、先生御案内のとおりでございます。現在の税制は、法人税は株主所得税の前払い、こういふふうで考えておりますので、しかもまた、三十二年から法人利益のうちの支払い配当部分につきましては税率を上げてございます。そのかわり、一方株主の所得税の前払い分を控除する意味での配当控除率を四分の一だけ切り下げております。したがって、法人のほうは利益のうち配当に充てられる部分が大体七割くらい、そうなりますと、支払い配当軽減税率が入ってくる、これが一番大きな理由でございます。一方、中小法人のほうは、御案内のように支払い配当の軽減税率はございまして、配当は幾らも少ない、また資本も少ない、したがって、もうけはほとんど留保になる、また、留保しないと個人所得税が配当に對してかかる関係もございまして、その関係で実効税率が最も大きく違っております。そのかわり大法人の株主は、配当を受けましたときに源泉選択なんという税率があると別でございますけれども、所得税を課税され、しかも、その課税され方は配当控除が減らされたところで課税されるというので、むしろ法人と株主を通じると、大企業のほうが大きく課税されるということが言えます。ところが、いまの実効税率というものは、法人段階だけでとった税率でございますので、こういふ関係になるわけでございます。特別措置よりも何よりも、支払い配当に対する軽減税率が、私は大法人に対するいわゆる実効税率を下げている大きな原因じゃないか、こういうふうに見ております。

○只松委員 諸外国では大法人と中小法人との税率というのがもつと開いております。これは、法人の場合は租税特別措置法と関連させなければ論議はできないわけでございますが、表面税率が七%違つておつても、実効税率においてはそれが三%くらいになってしまふ。さらに地方税を加えますと下がってくる。さらにこれが、私がいつも言いますように、実調率といいますが、実際に調査をした上で、大法人はほとんど言うなりといつてはなんでもすけれども、会社側の言うなりで、そういうものに対してその実態を暴露する調査というものはほとんどございせんが、中小法人なり一般の事業所得者に対しては、非常なきびしい査察というものが行なわれる。査察だけでなく、大企業の標準税率というものをおきめになって、そうして、それに従わない場合には青色申告なんかも取り消して、こういう形のきびしいものさえて出てきておるわけでありませぬ。

○只松委員 諸外国では大法人と中小法人との税率というのがもつと開いております。これは、法人の場合は租税特別措置法と関連させなければ論議はできないわけでございますが、表面税率が七%違つておつても、実効税率においてはそれが三%くらいになってしまふ。さらに地方税を加えますと下がってくる。さらにこれが、私がいつも言いますように、実調率といいますが、実際に調査をした上で、大法人はほとんど言うなりといつてはなんでもすけれども、会社側の言うなりで、そういうものに対してその実態を暴露する調査というものはほとんどございせんが、中小法人なり一般の事業所得者に対しては、非常なきびしい査察というものが行なわれる。査察だけでなく、大企業の標準税率というものをおきめになって、そうして、それに従わない場合には青色申告なんかも取り消して、こういう形のきびしいものさえて出てきておるわけでありませぬ。

ただ、調査するに、これも時間がないからなんです、ここに国税庁の労働組合の人がおつてつくりになっておられますけれども、皆さん方がお達、こういうものを対比いたしますと、天と地まではないと思はせぬけれども、えらい食い違いがございませぬ。これは皆さん方と多少立場は異にいたしておられますけれども、どちらも同じ国税庁の職員の方のおつくりになった本ですね。これをほんとうは私はずっと読み上げて、皆さん方のひとつ御意見を聞こうかと思つていたのですけれども、

そのまですくなくとも思ふのですが、一度大体お読みになったと思ひますし、お読みになればさらによくわかりませぬけれども、この税の調査のしかたから始まりまして、実際の税務行政というものが、大会社にはほとんどそういうものが行なわれないで、中小企業以下に対しては、かきびしい税務の調査というものが行なわれておるか、しかもそれがほとんど命令的に非常に強制的に行なわれておるかということがこれにもよく書いてあります。私は、最近税小もございせんし、そういうものを長々と論議する時間がなかなかございませぬ。きょうもこれを全部問題にして論議するだけの時間がございます。大臣がお見えになれば大臣に質問をしようと思つて準備をしておつたのですけれども、なかなか来ませぬ。ひとつ、こういうものをたまにはよくお読みになって、いかに中小企業者以下の徴税というものがきびしく行なわれておるか。私たちが言うだけではなくて、税務署の職員の方々も多少立場を異にしておる人であろうとも、職員の方々がこうやっておっしゃっておることは、いづれにしてもある一面の真実を伝えておるわけですから、全然うそではない。しかも、ちゃんとこうやって文書になって大衆の目の前に出ているわけですから、あまり一笑に付さないで、一方的に片づけなさい、やはりお読みになったほうがいいと思ひます。これを読めば、あなたたちがいまままで御答弁になつておる方向とどれだけ違うか。これは非常によく書かれてあります。これはだれがお読みになつたことがあります。お感じはどうですか。

○泉政府委員 お話の全国税務労働組合、税研中央推進委員会というものが出ております。「税金、その本質ととりかた」、この本は私も入手いたしました。読んでおられます。私どもの立場においても、そういう課税あるいは徴収のしかたについて種々反省すべき点があることはよく承知いたしております。ただ、この本は、只松委員は多少立場が違つて、大いに立場の違った面からものごとを見ておる

○只松委員 たとえば、この中にこういう項目があります。「これらの事績からみると、調査日数の少ない中小法人ほど増差割合が高く、脱税も多いことになり、当然、青色申告の取消もそれにしたがつて多いことになり、」云々、こういうところ、あるいは「また、現在の租税特別措置の利益は、ほとんどが大企業に占められ、金づまりによる中小企業の倒産は増加している。その金づまりをのりきるために高い金利で金を借りれば、利子支払先を白状できないために税務調査で否認を受ける。相当多額なリベートを払わざるをえない場合でも同様な理由によって、また否認を受ける。」こういういろいろな面が載つております。こういうのは、私がいまちょっと問題に出しております。中小法人の場合は、皆さん方の査察というものがわりあい簡単にできます。そこでその実態と増差の前の修正申告でも、あなたたちがある程度集めてちよつと訓示を与えればすくなくとも、そうやって、これにも自然増収のからくりというものを言つておられますけれども、自然増収というものが行なわれておられます。実態はそうでしょう。それから、大法人の場合はほとんどそういうものが行なわれておりませぬ。

ように拝見するのであります。私ども、もちろんそうした考え方が国民の間にあり、特に国税の職員の中にそういう考え方を持っておる者がおるといふことにつきましては、十分よくそういう事実を考へて、今後の税制につきましてもあるいは税務行政のあり方につきましても種々改善をしていかなければならぬ面があることはよくわかるのであります。しかしながら、ものごとをやはりすなおに見ていく必要があるのではないかと感じもしてならないのであります。

○只松委員 たとえば、この中にこういう項目があります。「これらの事績からみると、調査日数の少ない中小法人ほど増差割合が高く、脱税も多いことになり、当然、青色申告の取消もそれにしたがつて多いことになり、」云々、こういうところ、あるいは「また、現在の租税特別措置の利益は、ほとんどが大企業に占められ、金づまりによる中小企業の倒産は増加している。その金づまりをのりきるために高い金利で金を借りれば、利子支払先を白状できないために税務調査で否認を受ける。相当多額なリベートを払わざるをえない場合でも同様な理由によって、また否認を受ける。」こういういろいろな面が載つております。こういうのは、私がいまちょっと問題に出しております。中小法人の場合は、皆さん方の査察というものがわりあい簡単にできます。そこでその実態と増差の前の修正申告でも、あなたたちがある程度集めてちよつと訓示を与えればすくなくとも、そうやって、これにも自然増収のからくりというものを言つておられますけれども、自然増収というものが行なわれておられます。実態はそうでしょう。それから、大法人の場合はほとんどそういうものが行なわれておりませぬ。

○只松委員 たとえば、この中にこういう項目があります。「これらの事績からみると、調査日数の少ない中小法人ほど増差割合が高く、脱税も多いことになり、当然、青色申告の取消もそれにしたがつて多いことになり、」云々、こういうところ、あるいは「また、現在の租税特別措置の利益は、ほとんどが大企業に占められ、金づまりによる中小企業の倒産は増加している。その金づまりをのりきるために高い金利で金を借りれば、利子支払先を白状できないために税務調査で否認を受ける。相当多額なリベートを払わざるをえない場合でも同様な理由によって、また否認を受ける。」こういういろいろな面が載つております。こういうのは、私がいまちょっと問題に出しております。中小法人の場合は、皆さん方の査察というものがわりあい簡単にできます。そこでその実態と増差の前の修正申告でも、あなたたちがある程度集めてちよつと訓示を与えればすくなくとも、そうやって、これにも自然増収のからくりというものを言つておられますけれども、自然増収というものが行なわれておられます。実態はそうでしょう。それから、大法人の場合はほとんどそういうものが行なわれておりませぬ。

○只松委員 たとえば、この中にこういう項目があります。「これらの事績からみると、調査日数の少ない中小法人ほど増差割合が高く、脱税も多いことになり、当然、青色申告の取消もそれにしたがつて多いことになり、」云々、こういうところ、あるいは「また、現在の租税特別措置の利益は、ほとんどが大企業に占められ、金づまりによる中小企業の倒産は増加している。その金づまりをのりきるために高い金利で金を借りれば、利子支払先を白状できないために税務調査で否認を受ける。相当多額なリベートを払わざるをえない場合でも同様な理由によって、また否認を受ける。」こういういろいろな面が載つております。こういうのは、私がいまちょっと問題に出しております。中小法人の場合は、皆さん方の査察というものがわりあい簡単にできます。そこでその実態と増差の前の修正申告でも、あなたたちがある程度集めてちよつと訓示を与えればすくなくとも、そうやって、これにも自然増収のからくりというものを言つておられますけれども、自然増収というものが行なわれておられます。実態はそうでしょう。それから、大法人の場合はほとんどそういうものが行なわれておりませぬ。

そういうものの一つの顕著な例、これも全部できませんから私は一つの顕著な例しか引かないわけですが、交際費というのがございませぬ。交際費はすでに五千七百億円、あるいは六千億円近くにもことしあたり及んでおると思ひます。ところが、この交際費に対する皆さんの態度というものを御見ましますと、ことし若干、皆さん方から見れば交際費に対する態度をきびしくした、あるいはそのことは税制上進歩したとお考えになつておられるかと思ひますけれども、私は必ずしもそう見ないのです。たとへば、いままでまじめに――まじめにと言つちやなんですが、交際費をできるだけ少なくして収益をあげるように努力しておつた会社、こういう会社が、多少不況になつて苦しんで来た、そこで交際費を使つて何とかしなければならぬという場合に、交際費をよけいに使えば、これは税金が重くなつてきますね。そうでなくして、いままで多少景気がよくてふんだんに使つておつたのが、不景気になつた、不景気になつて使わぬならまだいいけれども、それをちよつとやめた、これだけで税金が軽くなる。見方によつては、いわば放蕩むすこによけい小づかいをくれているみたいなのですよ。ただ税金を取るという面だけ皆さん方はごらんになるから、税金を取るためには、こういうことをお考えか知りませぬけれども、これだつて、中山伊知郎さんが、やはり私がいま言つているような似たり寄つたりのことを言つておられます。これはほかのところにもそういうことが書いてありましたけれども、皆さん方が今度一歩前進とお考えになつておられるの交際費のあり方についても、必ずしもそうではないのですよ。何なら、この問題だけ私は論争してもいいと思ふのですけれども、もう少し交際費の課税に対して、抜本的に、しかも交際費は大法人が中心でございませぬから、お考えになつたらどうです。

機といたしまして、先ほど御指摘のような改正案を御提案申し上げておるわけでございませぬ。私どもは、交際費について、税法上規制するということは、交際費を特に重課するとか、あるいは、交際費から収入をあげろという意味でこの交際費課税ができ上がったものではないと思ふのでございませぬ。昭和二十九年からできなかったのでも、大きな交際費、当時は支払い配当の金額と同じくらいな交際費、これを少し削減さそうという趣旨から始まつたと思ふのでございませぬ。そんなような意味では、交際費の課税の趣旨は、これは私どもは、本来、企業が適正に運用するならば企業の費用だと思ふのでございませぬ。法人税は所得課税でございませぬから、費用に対して課税するということは、およそ税の筋道と違つておるわけですが、これを規制するということは、やはり特別措置であり、規制するという趣旨は、税金を取るといふよりも、むしろ削減をねらう、こういうことだと思ふのでございませぬ。そんなような角度で、今回は、ふやしたならば、これは一定の五割という足切りを置いておられますけれども、それをこした場合には多目に、全額を益金に算入する、しかし、減らしたならば、減らしたことによつて法人税がふえるという非難、これをひとつなくする意味で、法人税はこの際引いてみようという、こういうまことに善意の気持ちでやつておるのでございませぬ。

おっしゃる通りに、それがたまたま、偶然の結果減らす運命にあつた人が得するではないか、過去に使つておつてちよつと今度やめる人が得するではないかという場合も、私は十分あり得ると思ひますが、しかし、全体といたしましては、やはり企業の節減の努力を期待するといふ行き方のほうがすなおじやないか、そして交際費を減らす方向に、税の規制の趣旨に合つた改正のほうがいいではないか、こんなような意味で御提案申し上げます。おるつもりでございませぬ。

ましよう。全額これを益金に算入するというようなことも、先ほど申し上げましたように、費用という性格から見まして第一には行き過ぎでございませぬ。第二には、交際費課税の趣旨が、税金を取れということではなくて、法人税がかかるから交際費を減らせ、こういうことだと思ひますので、そういう観点から見ますと、そういうふうな全額益金に算入するという制度はその趣旨に沿つたものではない、こんなふうな考へておられます。

○只松委員 たとへば、交際費課税で貿易促進や何かのやつはほとんど無制限といつていいわけですね。ところが、中小企業には貿易なんというのはほとんどない。あつてもきわめて少ないです。特殊の会社じゃないと。この貿易に対する交際費というものはほとんど大会社なわけですよ。それで、貿易といふことでつておけば、バーやキャバレーなんか招待したといふのはほとんど無制限になつちやうわけですね。中小企業の交際費といふものは、料理屋からそういう飲み屋の領収証を一枚一枚非常にきびしくごらんになりますね。ところが、大会社のものは、まず交際費に目を通すといふことはほとんどないそうです。また、あつても、支店から何か非常に膨大なものですか、そういうものを一々どれがどこのキャバレーなりバーの交際費であるかわからぬ。そこいらに私が言うように、マンションあたりにめかけを囲うといふ事態が始まつてくるわけなんです。しかし、中小法人のやつは、わりときびしく交際費も査定されませぬ。ところが、貿易なんかは無制限なんです。

だから、その交際費の課税のあり方一つでも、少し厳密にやつていきますと、これは問題が出てきます。もつと交際費については、一言で言うならば、損算入の確立と申しますか規制をきびしくするといふか、そういう方向をとる、こういう方向にいくなければ、そのことを前進させないで、さつきからおつちやうな形で、ほんのちよつとと手心を加える。これが私は税制全般について――これは皆さん方よりもほんとは自民党なり政治家がすべきことだと思ふのですが、もつと抜本的な税制改革を行なうべきじゃないか。交際費一つを見ましても、五千七百億円も六千億円も交際費が使われる。あなたも、何かきのうあたりの新聞か何かに出ておりましたように、ゴルフや何かはこれは交際費ではない、こう言う。そのとおりで、ゴルフにいたしましても、あるいは必要以上のキャバレーや待合等の経費にいたしましても、これは私は交際費ではないと思ふのですよ。そういうものが、あまりにも大会社の場合は無制限に交際費として認められておる。こういうことを見れば、さつき私が言ったように、まじめに額に汗して働いている人は、高校出でも、ちよつと給料がよければ税金がかかる、片方は六千億円前後の交際費が湯水のように使われていく。しかも、一歩前進させたといふけれども、その中身を見ると、それはもの見方とおつちやうなかもしれないけれども、放蕩むすこが得をする、こういう形の前進のさせ方だ。本質に於いて交際費に対する課税問題に対処したとは私は必ずしも思つていないのですよ。皆さん方としてはそれは当たりさわりのないほうがいかにもしませぬけれども、やはりこういうときは、もつと本質に於いてものをとお出しになつたほうがいいと思ふのですよ。だから、大法人の調査のしかたの一面面として、あるいは中小法人の調査のしかたの一面面として考へてみると、中小法人の場合は、どこかの料亭に行つて、領収証がどれだけあるということが全部わかる。ところが、大法人の場合は、そこいらのキャバレーやバー、あるいはゴルフ場などの一方的ツケをそのままほとんど調べないで通している。これは、私たちが知つての税務署の人が言うのです。ほとんど大会社の交際費なんか目を通すことはありませぬよ、これはほんのちよつと通す。たとえば、キャバレーやバーに行つて、全国にあるものを集めてきて、一々目を通すどころじゃないですよ。東京に本社があるものを、大阪なり、神戸、福岡という地方に行つて、それが

幾らかかったということを調べる方法はないです。だから結局、交際費の使い方、これはこういう飲み食いだけでなく、デパートやなんかの大口利用者等の調査等も皆さん方たまにちょっと調べられることがありますが、本格的な調査というものは行なわれたことがないと思うのです。中小企業者がちょっとそういうものを贈与したり何かやってみなさい。相当きびしく調べられますからね。ところが、大会社の場合はほとんどない。私が吹原事件をちょっとやったときにも、大判小判をござり贈ってきた人がありましたね。これもちょっと問題になっただけでその後問題になりませんけれども、デパートあたりで大判小判などを多額に買っても、ほとんどそういうものは問題になっておりませんね。そういうことは数え上げればきりがありませんが、大会社の調査というものはたいへんお留守になっておる、こういう形のものがあるわけでしょう。

だから、もっと中小企業者に対する課税のあり方——私は税率を一番最初提起いたしましたけれども、税率じゃなかなかお変えにならないようございませうから、そうなりますと、課税のあり方その他についてやはりお考えになる必要があるのではないかと。こういうときにでも繰り返し言わないと、税務署などに行つて中小企業の方はそういうことはまずほとんど言えないようございませうから、ぜひひとつ考へ方としては、そういう点を御配慮いただきたい。

○塩崎政府委員 交際費の課税問題から中小法人の税負担のあり方の問題になったのでございませうが、最初の交際費の課税で、交際費の本質に触れた改正になっていないではないかというお話でございませう。そもそも私は、交際費を否認するといふようなこと自体、非常に異例な、税制上本来好ましくない方向であると思うのでございませう。しかしながら、交際費の現在の支出の状況は非常に巨大であり、社会の批判は強いわけございませう。したがって私どもは、交際費課税のねらい、つまり交際費を減らせという社会の要請にこ

たえた改正といつたしましては今回の改正案が適当ではないか、こんなふうな考へておるのが第一点でございませう。

第二点は、大法人と小法人との間の交際費から漏らされた課税の実例、あるいは負担割合でございませうが、交際費につきまして調査の点につきましてもいざし長官からお話があるかと思ひますけれども、現在の四百万円という交際費の基礎控除の制度が非常に中小法人には有利に働いておりまして、交際費の否認を受けております会社数は二万七千ばかりでございませう。法人数約七十万ばかりでございませうが、二万七千ばかりでございませう。このことは、大法人が否認を受けておるものが多いということが言えますし、否認の割合を見ましても、資本金が大きくなるにつれて否認の割合が大きい、こういうことが数字的にもいわれておるわけでございませう。

第三に、海外交際費の問題も、一例として、これは中小法人には海外交際費がないというお話がございませう。したがって、その面からも交際費課税は大法人には有利、中小法人には不利ではないかというお話かと思ひます。確かに、中小法人が海外交際費を使う割合は少ないかと思ひます。しかしながら、大法人の海外交際費は、これは言うまでもなくイギリスは交際費を全面的に否認いたしておりますけれども、輸出にからむ海外交際費は全部交際費からはずしております。うに、世界各國と競争する上におきましても、やはり同じような条件にしたほうが税制上適当だと私は思つてございませう。世界各國のいづれかの国で、交際費について何らかの規制がないといつたしますれば、やはりそれと調子を合わせて輸出競争をするほうが、輸出に依存する程度の高いわが国では適当だ、こういった趣旨で今回海外交際費はそのワケ外としたわけでございませう。

たとえば、商社が日本国内で使うような交際費は交際費の規制外にする、海外交際費に見えないのだ、やはり外国でレストランで使うようなものならば世間の目から批判を受ける程度が少なからうという趣旨から、海外交際費の範囲は、日本国内で使われるものは入らない、こんなふうな手当てはいたしてはいるつもりでございませう。

なお、法人の実効税率の問題は、先ほど申し上げました支払い配当に対する軽減税率で行なわれている現在、さらにまた、株主所得税と法人税と一体と考えている現在、税制の仕組みのものとではいろいろむずかしい問題がございませうが、なお、おっしゃいましたような点を考慮いたしまして、さらに個人所得税とのバランス、これが非常に大事でございませうが、その点が、所得税が高いのに法人税の税率が中小法人でもなかなか下げ得ない事情にあるということ、先ほど来の、法人のあれが多いということでおわかりのことだと思ひます。

非常にむずかしい問題でございませうが、所得税の減税の方向ともあわせまして検討してまいりたい、かように考へております。

○只松委員 そういふことは、言い分はわからないうことでもないのではありませんけれども、しかし、私が言ったような本質的な問題を提起して、その一例をちょっと言った。例は必ずしもいいのではありませんけれども、そのうちの一つの交際費を言つておるわけですが、飲み食いなり、何なり、あまりにもひどいと思ひませんか。こういう日本の交際費の使い方、いわゆる社用族といふことばで言われまますけれども、こういうふうな、いわゆる会社なりなんのツケで飲み食いして、表面上出ているのは五千七百億円ですが、もっと多いのじゃありませんか。いろいろなものまで含まれておりますからね。だから、こういう交際費のあり方について、損算入制度というものをとつてシビアに確立する。こういう方向ぐらひ打ち立てるべきではないか。私は税務官吏からも聞いておりますけれども、外国で使つたやつ、

あるいは、飲み食いして横文字をちょっと書いておけば税務署はフリーパスですと云う。給与所得者から始まって、あるいは中小企業なり、そういうものに対しては非常にきびしい税の調査というものが行なわれているわけですよ。私は、税小ではないし、ことしはそういう形の委員会の論議は初めからほとんど行なわれませんでしたし、実際上は行なわれている徴税の実態というものについてことしはほとんど論議をしておりません。しかし、そういうことをしていいということになれば、あるいは、そういう時間があれば、東京において、あるいは埼玉において、この辺あたりで皆さんが行なっている問題を、去年まで私がいろいろ出しておりましたように、実態を出していいですよ。相当きびしくあなたたちは行なっているのではありません。第一、中小企業者が一千万円から二千万円でもありますと、ものすごい大悪人のような形で、警察も及びつかないような捜査陣を張つて皆さんがおやりになるでしょう。にもかかわらず、大法人のこういう交際費とかなんとか、こういうものについてはきわめて寛大なんです。ほとんど手をつけない、こういうことなんです。一方にそういうことをやっておられる。去年そば屋さんも石屋さんもおやりになつたし、いまま中小企業はずつとおやりになつておるでしょう。だから税の増収が起つてきておるのではありません。単に高度経済成長に伴う税の増収だけではないですよ。何なら、皆さんが去年調査をされて操作をされた全部の資料をお出しただけでいいですよ。お出しなれば、その結果だけだけ税の増収があつたか、業種別、資本別による税の増収、お出しなればすぐ出てきますよ。大会社の大法人が伸びてきたのか、中小企業、零細企業の法人が伸びてきたのか、あるいは事業所得のそういうものが伸びてきたのか、当初の税に対する申告と、あとの修正申告を行つたものか、私はそういう議論をことしはまだしておりません。また、しようと思ひませぬけれども、そういうことを言わぬでも大体おわかりだと思ふからそういうことは言

われないが、ただ、交際費というのはあまり多過ぎはしませんか。放任し過ぎはしませんか。損金算入の基準をこしちよっと手をおつけになつたわけですけれども、いままで交際費はほとんど手をつけなかつた。これに関連して私は聞いておるわけです。条文をあげておられませんけれども、交際費の課税に対して聞いておるわけです。損金算入をもつときびしくしたいというくらいのことをお答えになるべきではないか。そうじゃなくて、いままででけっこうだということから再度答弁があつたから聞いておるわけです。ほかのそういうものと関連して、あなた方はそういうことはあまり詳しく御存じないかもしれないけれども、私たちのところに陳情なり苦情なりが来るのは中小法人からで、局扱いのものはほとんどそれは来ませんから。中小企業からはよく来るからそういう実態というのはよく知つてゐるのです。そういう実態を話さないといけません。損金算入という問題については、一般世論もそうですし、実際上もそうですよ。交際費を使うのがでたらめ過ぎはしないか、それを税制面だけから規制するというのは確かに無理ですよ。ほかのいろいろな面から規制していかねければならないけれども、しかし、ここは大蔵委員会です、法人の交際費の課税が今度の問題になつてゐるわけですから、その面から論議するよりしかたがありませんから私はそのことを皆さんにお尋ねした。その面からもう少し規制をする、こういうふうにお答えいただきたいのです。

○堀崎政府委員 確かに、交際費につきましては批判の強いことも先ほど申し上げておるとおりでございます。しかし、今回のように交際費を前年同期よりもふやしたのなら、五割をこえる部分については全額益金算入という制度をとりましたことは、そういった世論にこたえたことだと思ひますし、減額したならば、法人税の計算上もう一ぺん控除するということは、やはり節約を多く期待する国民の批判にこたえたのではないかと、ただ、そのやり方が、前年同期の基準を用いるというところではまだまだ不十分ではないかというような御意見はあらうかと思ひますが、それはまた、今後期限が二年間続いておるので、今後の交際費の支出状況がこの制度によつてどうなるか、それを見て検討してみたいと考えております。

○堀委員 ちよつと関連。国税庁にお願いをしたいが、この間、村山君が本会議で質問した中にありましたように、私どもは、いまこの交際費という膨大な額が一体どういう形に使われておるかということを正確に承知いたしておりません。そこで、サンプル調査でけっこうですから、資本金別に百億以上のところ、その他一億から適当にランクを限つてランダムサンプリングでけっこうですから、交際費の中身についての資料を提出願ひます。

一体交際費はどういう形で使われておるのか。この前問題になりましたように、少なくとも私どもは、企業がいろいろな交際費をすることの範囲は常識的なものであるべきだと思ふ。常識的なものというところは、日本の古来の慣習として、あるいは食事にちよつとすることは、ある程度やむを得ない。しかしその場合に、この間村山君が触れましたように、はたしてそこに芸者を呼んでやることまで、本来国民の常識上の交際費の範囲に入るのかどうか。キャバレーに招待することを含めて、それが常識の範囲に入るのかどうか。皆さんのほうは、今度ゴルフの法人加盟の問題についても考慮するということで、たいへんけっこうでありますけれども、ここらの中に、要するに、普通の一般の国民が私的な消費でできないことを、交際費の名において、法人負担の軽減の中で特権的な行為をするというのあり方は、昨日以来行なわれておる税の公平の原則から見ても、著しくこれらのものに特権的なものをお認めおる結果になると思ふ。そこで、ひとつこまかく、その交際費の中身の飲食費——飲食費の中身については、赤坂だつて全部が全部芸者が入るか入らないか

わからなければならないけれども、少なくとも芸者の花代が含まれると思はれるようなものを含めて、少しこまかい分類に基づくところの交際費の現在の消費の状態をひとつ資料として御提出いただきたい。ただし、これはいま要求をしたからといって、二、三日で出るとは思ひませんから、一体、どのくらいの時間があつたらこの調査の資料に届けられるのですか。国税庁長官より御答弁いただきたい。

○泉政府委員 御質問のような飲食費だけではまだわかりやすいのですが、飲食費の中で芸妓の花代を伴うか伴わないかという調査まではいままであまりいたしておりませんので、御要求に際して調査をしたいと思ひますが、これにはやはり三カ月くらい余裕を見ていただかないと、かりにサンプルでありましてもなかなか調査しにくいと思ひます。相当時間をかしていただきたいと思ひます。

○平林委員 関連。国税庁長官、いまの問題についてはなお三カ月かかるという事情はわかるのですが、私が去年この交際費問題を取り上げましたときに、交際費は、税法上、機密費、贈答費、接待費といふいろいろこまかく分類されておるけれども、それらの状態についてひとつ御調査をいただけないかということを書文してあるわけなんです。そうして、これはなかなか時間がかかるものであるからすぐにとつてことにはいかならうけれども、適当な時期に私また取り上げますからそろえておいていただきたいということをおし上げて、この問題については資料がそろそろまとまる時期ではないかと私は思ふのです。いま堀委員のおっしゃったことは、なおさらこまかく言つておるから、これは私もわかりますけれども、せめて、私が昨年お願いいたしました点は今度の法案審議までにはぜひ御提出をいただけるものと私も期待しておりますから、お願いをしたいと思ふのです。

これは九項目に分けてまして、サンプルで調査したものがございまして、ただ、堀委員のおっしゃつたような御要望にはほど遠い資料でございまして、項目は、接待交際費、贈答費が一つでございまして、第二は広告宣伝費、販売費、第三は会議費、第四は団体費、第五は福利厚生費、こういった項目でございまして、堀委員の御要望は長官のお答えになるものだと思います。

○堀委員 三カ月でけっこうですから、いま私が要望した資料をひとつ当委員会に御提出を願ひます。

○内田委員長 この際、三案についての質疑を一時中断して、石炭対策特別会計法案を議題といたします。

○内田委員長 本案に対する質疑を終了いたしました。

○内田委員長 討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○堀委員 堀委員の詳細なる資料は用意しておりますが、昨年の平林委員の御要求に基づきましてサンプルで調査いたしましたものがございます。

○内田委員長 討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○内田委員長 御異議なしと認めます。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○内田委員長 所得税法改正案等、三案に対する質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 大臣がお見えになりましたが、もう一点だけ、法人税法の問題点について質問いたします。

六十条の保険会社の契約者配当の損金算入の問題ですが、これも私たちが常日ごろ言っておりますように、相互保険会社ということで相互になっておるわけですが、会社側から埼玉代表だれと東京代表だれと三、四十名の社員代表を指名する。社員を集めてきてその重役を指名する。これはその辺の八百長よりもっとひどい形態というのが、近代社会の相互保険会社の運営の実態です。この経理内容その他についても、いずれこれはわれわれ国民の将来の一面面になっておる保険会社のことで、日を改めてこの問題は論議したいと思っております。きょうこの法案の改正が出ておりますので、ちょっとだけお尋ねいたしておきます。

損金算入に保険会社は準備金割合として、日本生命で九九％、大正では九九・四％、大同でも九九・一％、まあ九九％、悪いところで九三％くらいですか、全部なっておりますね。そして、ほとんど利益というものを得ていないわけですね。こういう保険会社の運営というものは、しかもこれが二十年、三十年先にかけて、保険金というものはスライドしないで、昔のままの何千円とか何万円とかが支払われておる、こういう実態です。そういうことで論議いたしますが、こういう損金算入というものをどういうふうにお考えになりますか。

○塩崎政府委員 もう只松先生御案内のように、相互会社はいかに課税されるべきかという問題に尽きるかと思えます。相互組織でございますので、いまの考え方は、御案内のように、契約者と保険会社との間の関係は、保険料を高く取り過ぎた、

その部分を返すのが契約者配当だ、こういうふうな考え方に立っておるわけでございます。そうなりますと、税法上は、課税上はほとんど所得がないということになります。

しかしながら、よく考えてみますと、相互会社といえども、人から金を預かり、それを運用して運用益を生んでおるわけでございます。この運用益に対して、これを無条件に損金に算入するといふことは、いかに相互会社の組織もおかしいではないか、こういった考えから、この所得の契約者配当金についての損金算入限度に一つのワックを置いて、やはり企業に発生した所得であるという考え方のもとに法人税を課税しよう、こういう考え方でございます。なお、相互保険会社の課税は、世界各国その相互組織のために非常にむずかしいことになっておりました、いろいろな改正が行なわれましたが、大体、現在御提案申し上げておりますような、契約者配当金について何らかの制限を置いていくという改正が適当ではないか、こういうふうな考え方をしております。

○只松委員 そこで、この六十条の改正でございますが、四十年のときは相互会社だけだったので、今度は各保険会社を入れたというのにはそういう理由ですか。

○塩崎政府委員 株式会社組織の保険会社もございまして、株式会社も同じような仕組みを契約者との間にとっております。したがって、相互会社だけではこういった規定の適用はできませんので、今度は株式会社組織の保険会社も契約者配当をすれば同じような規制をしよう、こういう趣旨であります。

○只松委員 それから、保険会社に対する税法上の所得計算に関して特別の規則というものはあまりないわけでしょう。これはどういふふうなことにされますか。あるいは現在のままでいい、こういうことですか。

○塩崎政府委員 三十六年でございましたが、やはりこの委員会におきまして横山先生の御質問があり、それに基づきまして、生命保険会社の課税

方式は根本的に改正したわけでございます。契約者配当を無条件に損金算入いたしましたのが、三十年の改正によりまして、すでに現在の法人税法では負債利子の中に契約者配当を入れる、こういったことで昭和三十六年までは税法上は契約者配当を無条件に損金に算入いたしておりましたので、ほとんどの保険会社が税法上赤字であった、このことが、えらく大きな契約者配当をしながら税法上の赤字というのは何だという御指摘が横山委員からあり、その三十六年の改正で、それでは銀行と同じく、受け取り配当と見合う預金利子を負債利子と見まして、受け取り配当のうちから控除する、その関係では、課税所得が三十六年にす

で出てきて今日までに至りまして、現在では赤字というふうな状態にはない、しかし、それでもまだまだ契約者配当の損金の程度が負債利子控除という形だけでは少な目でございますので、今回、技術的な点でございますので、それを政令でさらに規制いたしまして所得を出したい、こういうことで、今度受け取り配当の損金算入の割合に見合う契約者配当は損金に算入しないような政令を設ける予定でございます。さらにまたその限度を何％というふうなきめてまいって、最低限度の保証はつくりたい、こんなふうな考えております。

○只松委員 この保険会社の課税というのにはなかなか微妙な問題ですけれども、しかし、法人としては政治献金をしたり、あるいはきつきの話じゃありませんが、交際費を相当使ったり、あるいはその下会社としての土地会社というのをこういうところではほとんど持っていますね。そういうことをしたり、行為はほとんど法人と変わらないようなことをしておると私は思うのです。しかも、この支払いというのが二十年、三十年先の非常に安定しておる一般の会社と違って、日々経済活動を行なっておるこういう形と違っております。まあ別な面でも利潤をあげたい。皆さん方のほうでもいろいろな料率というのを最低の会社に——きょうは保険局の人を呼んでおりませんからこういう質問は

できぬのですけれども、最低の会社に全部右ならえしてありますからね。普通は中々いろいろのところにその算定基準を置けばいいんだけれども、保険の場合は安全を見積もって一番低いところにしてあるわけですね。したがって、日生や何かという大きな会社は非常に利潤を生んでおりますね。したがって、たとえ日生劇場をつくらたり、こういうのはまあいいほうで、ゴルフ場をつくらたりなんかしたり、いろいろなことをやっているでしょう。だから、こういう問題に関しては、確かに、保険事業という面からだけ見れば、利潤が出て、あるいは利潤を出させて課税をするということには問題があらうかと思えますけれども、私は、外から見て、会社として、一般の会社と同じように、あるいはある面では一般の会社よりもひどいような面さへ見受けられるわけですが、こういう面に関してははもともと監督を強化する、これも税制の面だけではどうかと思えますが、そういう面の指導監督をすることともに、私は税金の面でも何らか考慮していいのじゃないか、こういうふうな思いをいたします。これは一応六十条の改正にあたっての要望意見でございますけれども、ひとつ、そういう点も十分お考えをいただきたいと思っております。

○堀委員 ちょっと関連して。いまの只松君の提起した問題で、主税局長、政令でと、こう法律のほうは書いてあるわけですが、いまの程度の話では、われわれその政令に委任された中身は全然わからないのです。この法律案そのものを見ても、要するに、一部を課税するというものになっておるだけで、その一部とは一体何であるかという中身もわからずにわれわれ審議ができないので、私が質問をするまでに、政令案が確定しないにしても、現在の法律案に見合せてあなたの方を考えておるものを、明日の午前中の理事会に提出していただきたい。それでなければ、租税法主義ということにはならないと思っておりますから、ひとつその点を要求をいたします。

○塩崎政府委員 提出いたします。

いま堀君の適切な意見ですが、私、ずっと官報を見まして、ずいぶんいとま同じような問題があるので、あとで私の質問のときに申し上げたいと思つたのですが、特にいま只松君の提起した問題は、確かに私が申し上げたことなので、一体どういふことになるのか、私もわからぬです。予算の見積りの中には出てくるけれども、ああいふ金の額が取れるかどうかは私も疑問を持つておる。私の提案は、ただ堀君の問題だけではなくて、全部の政令案を出してもらいたいと思つて、これは率直に言えば、少し無理なようではある。無理なようではあるけれども、その誠意を期待をしたいと思つておる。

一べん政令案の項目だけ全部印刷すること、それから、それによつて、大体時間の許す限りでやむを得ぬですが、政令案はこういうふうなきめたいという骨子をひとつ出してもらいたい。

○塩崎政府委員 政令案要綱の形で御提出申し上げます。

○横山委員 全部です。

○只松委員 大臣がお見えになりましたので、大臣に一、二点お聞きいたします。

近ごろ大きな問題といたしまして、デノミの問題が出てまいつておりますけれども、日本経済調査協議会、これは財界のお歴々が集まりのようでございます。ここでそういう要望といふか、意見が発表されておる。あるいは、きのう参議院の委員会で田実三菱銀行頭取が、そういう意見には賛成である、こういうことをお述べになつておる。院外においてだけでなくて、院内においてさへもこういう発言が見られるようになったわけでありませう。政府当局としてもあるいは当委員会としても、そうこれを知らぬ存ぜぬといふことでは黙認するわけにはまいりませぬ。国民もいろいろこの点について関心を持つようになつておる。大臣のこのデノミ・ネーションに対する一般的なお考え、原則論でけっこうでございますから、お

聞かせをいただきたい。

○水田國務大臣 日本経済調査協議会の報告を見ましたが、そこにきのうの新聞に出た問題が触れてあります。非常に簡単に触れただけでございますが、デノミ・ネーションを実施することが望まれる、しかし、実施にあつては、事前にデノミ・ネーションについての一般の誤解、不安を取り除くように十分なPRを行ない、経済金融情勢が安定している時期を選ぶことが肝要であるという御意見でございます。この意見には私も原則として賛成でございます。もとからこの問題についていろいろ私どもは研究したことがございまして、結局、やはり安定した時期を選んでやらなければいけないということ、国民に誤解のないように相対的な問題が徹底されて、むしろ国民側からこれが要望されるというふうな情勢においてやるのでないかと実施はむずかしいというのが私どもの結論でございます。それから、そのまゝにずっと今日まで過ぎてきましたが、その間、外国におきましては、フランスをはじめ、もう戦後この問題は各国において解決されておまして、イタリアと日本というふうなごくわずかな国がデノミをやつてないという状態でございますが、きのうも申しましたように、新聞にデノミといふことが発表されたために、もう不動産へ関心が向かつておるといふようなことは、すでにもうデノミ・ネーションとデバリュエーションと国民の間違えておる。貨幣価値が切り下げられるのだといふふうな誤解がすぐに起つてくるという情勢もございまして、私は、いつか経済の安定した時期、国民の要望の高まったときにこの問題の解決をしたといふべき課題だといふふうなところを考へておる。

○只松委員 いま、安定した時期、国民の全体的な理解と要望、いろいろあると思つておるが、そういうことを前提とするというお話であります。そのほかにいろいろなる面から、いかなる時期といふことはたいへんむずかしくなつてくると思つておる。

が、たとえば、予算の面から見まして、現在まで大体平均一四・二%ずつ予算の伸びがきております。したがつて、あと五年間一四・二%の予算の膨張率が続くかと仮定いたしますと、五年後には九兆六千億圓、十兆円近い予算になる。予算だけで十兆円ということになりませう、これに伴ういろいろな通貨膨張ということも来ましてまいります。国債でもおそろくあと四、五年お続けになるというものでしょうが、これも五兆円になる。いろいろな面でも通貨膨張してまいります。ある面からいへば、貨幣価値が下落する。こういうことを考へますと、いずれにしても、あと四、五年以内にデノミに踏み切らなければならぬ、こういう事態が起つてくるのではないかと気がいたします。

いま原則論だけで、時期なんかを言うといふまゝに誤解なんかをかかえて生ずる面もあるかもしれない。しかし、国民にPRをし、認識を深める意味からも、こういうものが表面化した以上は、きょう直ちにということではありませぬが、順次政府のそういうものに対するべき方策といふものを明らかにしていかないと、かえつて混乱を招く、こういうことも考へられます。

もしきょう言えれば、およその時期なり方法といふようなもの、言えなければ追つて検討していただくことですが、いずれ近い時期にそういう問題が明らかになりましたら、かえつて混乱を招く、こういうことも考へられます。

○水田國務大臣 ずっと以前にこの問題を研究しましたときには、国民に誤解のないようにこれを周知徹底するといふことはなかなか事前策としてはむずかしい、だから、もう一挙にこれをやる、やる場合には両建ての貨幣を出して、これを一年か二年国内に通用させるということにしたら混乱はなくなるだらう。結局、新しい一円でも古い百円でも貨幣価値は同じじゃないかといふことが全部行き渡つてから一方の通貨を回収することにしては混乱は起らぬじゃないかといふような、具體的な研究がなされたことがございまして

が、しかし、やはりこれをそういう形でやるにしても、やる時期というものがございませうので、その安定した時期でなければいけないというのが私どもの考え方でございまして、御承知のように、高度成長をやつておる過程におきましては、始終国際収支の問題も起つておられます、なかなか、経済が安定してこういうことを実行できる時期というものを把握することがむずかしい、こういう事情もございませうので、これをいつ、どういふ形でやるかといふことは、いまここではまだ言うことができません。もう少し長い間の課題にしていただきたいと思います。

○平林委員 ちょっと関連。いまの問題について私、昨日大蔵大臣の御見解をお尋ねしまして、ただいまのようなお答えをいただいたのですが、きのうはまだ正式な文書を見ただけで、おられないからということで、あの程度の質問にとどめておいたわけなんですけれども、私は新聞で読んだだけで、申し入れ書そのものは読んでいません。しかし、長い間研究した結論として、政府並びに日本銀行に申し入れをしたということになつておまして、この申し入れには回答するといふようなことは必要ないのかもしれないけれども、政府としては、申し入れられたときにこれに對して回答するような形をとるのですか。それとも、そういう申し入れがあつたということについて検討し、適当な時期に実際の手法として政府が示すという形をとるのですか、この点はいかがなんでしょう。

○中尾政府委員 手続の点でございますので、かわつてお答えいたしますが、まだ意見書そのものは大蔵省にいたしまして受け取つておりませぬ。調査機関におきましてどういふ取り扱いになるかも聞いておりませぬ。実際問題としては、私、こちらできょうお話が出るというところから、そつちのほうの関係から事務的に一部手に入れましたので、それで大臣にお目にかけていま持つておられますが、向こうの話を承つて、そういうことであ

ればそれから先の問題になります。
○只松委員 いずれにいたしましても、当の大蔵大臣が、デノミには賛成であるし、すでに調査研究も相当行ってきた、適当な時期を見てこれを行ないたい、こういうことを明言されたわけでございますから、いずれそういう段階に進むと思えます。

ただ、安定した時期というのは、これはよく与野党においても、政府は安定したというし、われわれは安定していかないということで、こういうことをよく論争いたしますように、見方によって異なっております。一般的に、政府としては高度経済成長より安定経済へ、安定成長へ、こういうスローガンなりなんなりをお掲げになっておりますように、経済の安定的発展という方向に、佐藤内閣に入ってから入っているのだ、また、そういう政策をとっている、こういうふうにならざるを得ない、そういうことになると、この程度の安定かということになる、これもまた問題になる、このように、一般的な経済的な諸条件として、佐藤内閣のものにおいては、整っておるとまではどうか知りませんが、ある、こう言っても過言ではない。そういう意味では、それほど遠くない時期に、これは政府と意を合わせてそういうものをその辺からぼんと打ち上げられたのかどうかは知りませんが、いずれにいたしましても、こういうふうに表示面化して、正式に大臣がそういう意向を表明された以上は、そう遠くない。

それに関連いたしましたして、これはこの前平林君がこれも昨年質問したことがあるのですが、いま硬貨を切りかえられております。銀貨を白銅貨にされる、その製造コストを非常に下げられる、それが大体行き渡ったところデノミをやるのではない、か、こういうことを昨年聞いたわけではございません。案の定と言つてはなんでもございませぬ、出てきた硬貨を見ますと、これは五十円の白銅貨ですね。これはたいへんに不評ですね。見るもあわれといひますか、五十円。ここに五円玉があります

が、むしろ五円玉のほうがちょっと品がいいですね。私はたまたま拾った人から三日前にももらったのですが、これは昔の五銭です。この五銭と五十円と五円と見まして、どういふ感じがいたしますか。しかも、専門家に言わせると、この五十円は簡単に偽造ができるでしょう。材質は別ですが、非常に粗雑ですから、こういうことを言われておる。こういうデノミをするから、とにかく簡単にこういうものをつくっておけ、こういうことでもつくりになったのか。しかし、いずれにいたしましても、通貨というのは国民が非常に信頼を持っておるわけですし、またしなければなりませんし、それは経済の安定の一つの条件ですから、こういうものはつくりかえられて、前の五十円もちょっと持ってきたのですが、これから見ると雲泥の差ですね。この五十円ならまああ一つの通貨価値があるようございませぬ、この五十円はあまりにもひど過ぎると思つたのです。こういうことを見通しておつくりになったのか。それとも、すぐというか、遠い将来においてデノミを起すことになったらば、こういうのは今度つくりかえの信頼を落とすものではないかと思つたのですが、その時期とともに、この五十円硬貨に対するお考えを聞いておきたい。

○水田国務大臣 デノミと今度の通貨のなにとは全然関係ございませぬ。これはあとで理財局長から御説明いたします。
いまデノミについてどういふ見解かというお尋ねでございませぬが、誤解のないように申し上げますと、政府部内ではこの問題を取り上げて論議したことはございませぬ。したがって、まだこれに対する対策をきめていないわけではございませぬが、いずれにしろ、こういう問題が表面化してきたのでありますから、広くこの問題が今後あらゆる層において取り上げられて、国民的にいろいろ議論されるのが私は非常に望ましいことと思つております。

通貨の問題につきましても、通貨価値が変わらないのだということが国民に徹底されれば、それで混乱を避けるということではございませぬ、できるだけ今後この問題は国民層で論議されることを私は望んでおる、こういうことではございませぬ、政府がいつ、どうするということに政府の態度というものはまだきまっておられません。このことだけ申し上げたいと思つております。

○中尾政府委員 ただいま小額貨幣の点につきまして御質問がございましたが、技術的な点でございませぬので補足いたします。
これは御承知のとおり百円のコインが非常に普及が少ないということで、これを広めるというのが第一の目的でございます。そのためには、銀の手当が将来長きにわたって考えますとむずかしいだろう、事実、貴金属はだんだん手に入らなくなつておられます。御承知のとおり、日本の経済の規模は大きくなつてきておられますから、それでやっておるものであります。それだけのことであります。その結果百円を白銅貨にする、その際、白銅貨にするかニッケル貨にするかという問題がございました。しかしニッケル貨は、純ニッケルにいたしましたすと、またこのニッケルの手当て問題があり得るといふ判断であつたわけでありませぬ。事実、ニッケルはいま非常に円滑な入手が困難になつておるといふような状況でございます。そこで白銅貨にいたしましたわけでございます。白銅貨にいたしましたすと、現在の五十円の純ニッケルとの間に素材価値の転倒が起きます。そこで、これを調整いたしましたために、現在の五十円をそのままにして、大きな百円をつくるか、あるいは百円をそのままにして五十円を小さくするかというものは、これは非常に論議のあつたことではございませぬ。私は御発言のようなことがあることはわかつておるし、それから、見た目で小さくなることは私どもとしては立場上むしろつらいのであります。それで、むしろ五十円をそのままにして百円を大きくする案が有力であつたのでございませぬが、なお、これは国民各層各界の方がお使いになるものでありますから、関係の各界からそれぞれいろいろ

る指導的な方々にお集まり願ひまして御意見を承つたのであります。その結果、百円より五十円を小さくする、現在の五十円をそのままにしておいて、それ以上の百円玉をつくられた場合には、千円以下のコインを持ち歩いた場合に、これは家庭の主婦が非常に困るといふ御意見が実は全体の御意見として統一されたのであります。それでやつたのであります。これを今回小さいのにいたしましたいきさつはそういうことではございませぬ。なお、当時大蔵大臣に対して当委員会でも御質問があつたのでございませぬが、デノミとかそういうものとは全然関係ございませぬ、最初の発端から最後にそういうことにきめました次第まで、一切以上申し上げましたことだけに尽きるものであります。

○只松委員 一ぺんつくつて市中に出始めたのだからなかなか容易でないと思つておられるけれども、もつと通貨に国民が信頼を持つように御配慮をひとつお願いしたい。
○堀委員 関連して。
大蔵大臣にちよつとお伺いをいたしたいのですけれども、あなたは現在の法律に事実と相違をしておることが明瞭に記載されておる場合には、大蔵省の所管に関する法律ならどうされますか。事実完全に違反しておることを法律の条文に明らかに書いておるといふ場合です。どうでしょう、大蔵大臣、お答えいただけますか。
○水田国務大臣 そうしましたら、ひとつ実例をあげていただきたいと思います。
○堀委員 では、理財局長にお伺いをいたします。

現在の一枚は、金としては一体グラムに該当しているか。現在の一枚の金に相当する価格というものは幾らになつておるのですか、お答えをいただきたい。

○中尾政府委員 現在の通貨と金の量目との関係は、関係が断たれておるわけでありませぬ。ただ、円という通貨の呼称は現在の貨幣法で有効に行なわれておるわけでありませぬが、金との関係は連絡

第一類第五号 大蔵委員会議録第十四号 昭和四十二年五月十八日

はございませぬ。

○堀委員 現在の貨幣法で一円の基準をきめてあるわけですね。これは金兌換券のときの問題だろ

うと思うし、それからここに書いてある通貨は現在ないのですよね。あなたの方のほうでは今度五十

円白銅貨というのを出しているのですよ。法律上の条項として五十円の白銅貨というのはありはせ

ぬ。現在貨幣法で掲げておることをもう一ぺん読んでごらんさいよ。ここに事実無根のものが法律

として厳然としてそのままになっておる。これは大蔵大臣、おかしと思わないですか。金貨幣

二十円、十円、五円ですよ。いいですか、これは金貨幣百円、五十円というふうになってい

るわけじゃないです。さらに白銅貨のところへいけば、ともかくニッケル貨幣は十銭と五銭になってい

る。貨幣法は現存しているのじゃないですか。こういう事実と全然食い違うような法律が何ら処置

されないで、依然として六法全書の一部を飾っているという事は、われわれとしては納得できない。全然納得できない。無効なものだ。当然貨幣法は現時点で全部書き直すべきた。こんなものが

まできておるわけです。その間におきまして、いまの現実のコインの問題あたりは、いまは臨時通貨法のほうでいっているわけです。それから、価値の単位としての円といたったようなものの呼称というふうな点だけが現在の貨幣法でいっているというのが実情でございます。これらにつきまして

で、今後統一的な貨幣法を整える必要があるという点は、私も同意いたしましたも必要だと考えております。しかし、現在のところ、さしあたり法律の規制といたしまして、これによって欠けると

ころはないということ、それから、さらに中央銀行法でありますとか、そういうような関係法律との関係もございまして、その点の作業が実は

進んでおらない、私も同意いたします。いろいろの問題は長年の懸案になっております。いろいろ検討もいたしておるのでございますが、実情はそういうことで御了承いただきたいし、姿としては、確かにつかみにくい姿になっている点をよくない

と思っております。しかし、管理通貨法というものを新しい体系でつくりますと、またいろいろ新しく検討せなければならぬ問題も出てまいります。

○堀委員 全然納得できません。特に本法のたえまえになっていっている貨幣法は、現在あなたの言っているように、兌換の制度もなければ、金本位の制度もなければ、これは法律のたてまえがくずれ出しているものを残す理由は、第一ないじゃないですか。だから、いまの答弁を与野の方が聞かれても納得がいけないと思うのだ。だれが聞いたって

納得がいけない。この法律は明治三十年の法律ですよ。一番最後に直したのが昭和八年ですよ。いんですか。昭和八年までは確かにこの法律でよかったです。それから非常に変わってきている。現在やはりこれは直すべきですよ。現在の状態に直さずして、金一円は、単位としては「純金ノ量目七

百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト為シ之ヲ円ト称ス」と書いてあるのだから、これはやはり事実上相違したことになるわけで、円という以上はこれにひっかかってくるわけです。

○堀委員 意味では、私はすみやかにこの通貨の問題については、いまのデノミの問題等もあるけれども、片面ではこういう骨とう品をい

つまでも六法全書に掲げておるというようにことは政治的に見てもおかし。

私は大蔵大臣の見解を伺いたしたいと思います。

○水田国務大臣 政治的に見ておかしに思はなくて、政治的に見てむしろ必要であったのではないかと。思います。現行法で、事実上はこの法律が死んでおるとい部分があつても、これを死んだんだぞといつて殺さないでおく理由というものは、通貨というふうなものに關しては、いろいろなむずかしい問題が伴つておりますのでそうなるというんじゃないかと。私には考えてお

りません。裏返すと、要するに、もう一ぺん金本位になるかといつたので、私は、金本位になる情勢なんというものは、いまフランスは盛んにもう一ぺん金本位だとかなんと

か言つておられます。現在のこの通貨の状態に對して金本位に戻せるわけはないのだし、おそれる政策的にもあなたも現在国際的な通貨が金本位になることを歓迎もしておらぬだろうと思つ

た。だから、そういう点では、政策的にも何らこれは意味がないので、これはただ誤解を招くものになつておるし、法律にこんなことがあるということを知らない人が大部分だけれども、少なくとも、大蔵委員会のわれわれは、通貨の問題が議論

になるときは、やはり六法全書に書いてある法律の定めとおる条項というものは、これが通貨の基

本になつておるといふことになれば、やはりあるべき通貨の原則というものを一度にらみ合はして書くのが至当ではないか。政治的に、これがある

ことが有意義だということはお納得できません。では、もうこれは改正しないのですか。事実と相違をしておるのに改正しないのですか。

○中尾政府委員 条文そのものとして、前後法の関係で逐次修正をされております。しかも、それも兌換を停止するとうふうな措置で始

まつて、それがいつの間にか兌換券が日本銀行券になつて、そして現在の管理通貨になつたわけ

その間におきましては、実際に流通する価値の準備なり通貨なりと、呼称というものは、国民にとつてはそのままの觀念で統して現在まで来て

おる、その実情を合わせまして新旧の条文がいま残つておるのでございます。その点が条文を索引いたしますのに不都合な姿になっておることはま

ずいことだと思つておる。そういう意味で、私もこれは懸案でありま

す。ことに、いまのようなデノミ・ネーションというふうな問題がもし現実に取り上げられるときになれば、ある程度この問題に当然關係を持

つてまいりましょう。そのような問題は過去におきまして何回かそういった議論もございました。そういう際にも、あわせてその議論が実は重ねられて

おるのでございます。しかし、統一的な通貨でなければならぬという問題になりますと、管理通貨そのものにつきましてもいろいろ規定そのもの

につきまして、今度は法律の觀念でよほど新しいものをつくつていくことになりま

す。いままで、やや歴史的なる施策と、法律の逐次の改正によつて現在の通貨ができてお

ります。これを新しい体制に持つていくこととございませぬから、これはやっぱりなものをつくらなければなら

ないというところで、私も同意いたしました。それは懸案として検討いたしてお

案になっておる、そういう条文の整理をする必要があるという事は事実であらうと思ひます。そういう機会をなるべく早く持ちたいと思ひまして私も申しておりますが、何しろ管理通貨の規定と申しますものは、世界にもあまり例がありません。事実上こういうことでやっておる国が多いものでありますから、それで私も実は非常に慎重に検討もやっております。理財局でこれを所掌しておりますが、通貨関係のこれが、実は一番の技術的な懸案なのです。

御指摘の点はまことに大事な問題であるという事は、私もよく承知をいたしております。しばらくそういうことでもって努力を続けておりますから、御理解いただきたいと思ひます。

○只松委員 時間がありませんので、最後に大事な問題として、大蔵大臣が、間接税を中心に今後の税制を進めたい、こういう発言を参議院でなさっております。さつき私、所得税、法人税の問題について、若干根本的な問題を含んでお尋ねをしたわけでありまして、そういう中で、歴代の大蔵、前の福田さん、田中さん、直接税、特に所得税を中心として今後の税制を進めたい、こういうお話をいままでなさっておられる。水田さんになってから突如として間接税中心——それは論議が全然なかったわけではありませんが、いろいろな質問に対して、泉さんもうしろにおいでになるが、国税長官も多分昨年でしたか、所得税中心に近代国家はウエートを置くべきだ、こういうお話をあつたことを私は覚えておりますが、大臣は、やはりあくまで間接税が中心、こういうふうにお考えですか。

○水田国務大臣 実はずい、この委員会で同じ御質問がございまして、お答え申し上げましたが、私の言った意味は、間接税を上げる、したがっていまの物品税の税率を上げたり、あるいはたばこを値上げするとか、そういうのではなくて、もう少し次元の高い角度から、将来の長期の見通しにおいて、いまのような四十八対五十二というよりは、もう少し間接税の比重が高まった形の租

税制度が望ましい、また、そうならざるを得ないのじゃないかということをやうなわけでございまして、いまだ間接税の比重をここで急に上げるといふのはございせん。

と申しますのは、きのうも申しましたように、やはり国債というものを出した以上は、将来これを償還できるやうな成長財源というものの開発というものを、長期的には同時に考えなければならぬ。そういうことになりましたが、昔は地租が国の収入の大宗でございましたが、これはもう斜陽税になってしまつておる。いまは法人税が中心をなしておるやうでございまして、この法人税といふものを、今後伸びる税金であるかどうかといふことを考えますと、次の斜陽税が法人税である、法人税はそういう運命を持つておるのではないかと、ことに、外国を見ましてもみなそういうことでも法人税の国の収入中に占める比率は一〇%を割つておる国まで先進国では出てきておる。こういうことを考えますと、そういう直接税は下がっていく運命にあるとすれば、一つの成長税として、これは研究いたしているわけではございせんが、売り上げ税的なものが一応租税体系の中に取り入れられるというやうなことも、将来は考えていられるんじゃないか。そういうことから見ますと、そうすれば間接税の比重というものは下る方向にはないのだ、むしろ比重が上がる方向にあるのだ、またそれがいいのじゃないかといふことを言つたわけがございまして、誤解のないやうに、きのうここで長々と御説明した次第でございまして、そういう意味でございまして。

○只松委員 きのう私、この勉強その他で少し早く委員会を下げましたので、きのう論議がありまして、間接税は逆進性の強い税金でございまして、間接税を取つておるところはあまりありませんが、インド等においてはそういうものをチェックする意味の、逆進性を除く、こういう措置をとつておるやうな国家もあるのですね。だから、間接税を中心にしてウエートを置くことになれば、

そういうものを十分配慮しながらしていかなければならぬ。あるいはその前提として、たとえフランスあたりでもわりと間接税のウエートが重いわけですが、この場合は、その国の民主主義あるいは経済的な面でも非常な民主化をいたしておられます。いわゆる間接税にウエートを置くか置かないかといふことは、一般的な税論議とともには、よく選挙法や何かでもありますように、戸別訪問とか文書違反といふものは禁止すべきでない、近代的な国家では。しかし、日本で禁止されているのは、まだ社会そのものに封建制度が残つておるからで、そう言つちやなんですけれども、保守党のほうはそれが資金的な誘惑その他があるからそういうものがあるわけですね。本来これは自由にするべきなんです。一般論ではなくて、やはり間接税なら間接税に中心を置くというならば、その社会形態その他全部を考慮に入れた上で置かないか、間接税にウエートを置くかといふことを言われれば、たいへんに国民に迷惑な誤解を及ぼす面があると思ひます。それから、行なうならばそういうものを十分に配慮する。税調等におきましてもまだそこまでの論議なりが行なわれておりませんが、まあ、あまり大蔵大臣が先走つたやうなことを言われるのは私はどうかと思ひます。それから、来年から青色申告が完全給与制になりますと、今度のもつと、一挙に所得税の納税人員がふえる、所得額が伸びる、こういうことも起こつてくるのじゃないですか。特に給与所得者ですね、事業所得ではないんです。そういうことになる、今度は所得税というものがまたいろいろな立場が出てくる。こういういろいろなることを総合いたしまして——また繰り返すことになりまして、私には言いませんが、こういう際に、いろいろな社会形態の変化に対応して税制の技術的な改正——シャープ税制が行なわれまして、そのシャープ税制の土台が現在大きくくずれてきておるわけですね。こういうときに、ただ単に間接税中心とかウエートを置くとかいふことではなくて、私は、ひとつあとで御

報告を受けていただきたいと思ひますけれども、抜本的な税制の改革を行なう、これは単に税の制度上ではなくて、社会形態の構造変革に伴つて行なうべきではないか、こういうことを長々とつき主税局長等にもお話ししたわけですが、ひとつ、そういうことをお考えいただきまして、抜本的な税制の改革というものはいつごろでございませうけれども、ただ単に、何か間接税を中心にするのだ、ウエートを置くのだ、こういう形になれば、私たちがいろいろなことをまた考えたり、論議の方向でもそういうチェックするやうな形にいろいろしていかなければならぬ。いま聞いて多少はわかりましたけれども、ひとつ十分な御配慮をいただきたいと思ひます。

いろいろ申し上げたいこともございまして、大臣も御退席でございまして、これで終わらしていただきます。

○水田国務大臣 ちよつと申しわけありませんが、いま言った中で、間接税と直接税の比率を私間違えたやうでございまして訂正しておきます。直接税はいま五九・三、それから間接税が四〇・七、こういう比率になっておるやうでございまして、私が参議院で申しましたのは、さつき言つたやうな意味もありませんが、この二つの比率が、もう少し間接税のウエートが上がるということになつてもいいのじゃないかといふことを言つたわけがございまして、数字が間違つておりましたから訂正します。

○内田委員 本会議散会後再開することとして、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後四時八分開議

○内田委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。横山秋秋君。

○横山委員 最初に政府側にお尋ねをいたしたいのでありますが、すでに理事会を通じて政府側に

意見を求めております二つの私どもの提案があるわけでありませう。

一つは、所得税法の一部を改正する法律案であります。これはいま労働組合法によって法人化し、法人の届け出をいたしました労働組合と、それから届け出をしていない労働組合とが今日社会にたくさんあるわけでありませう。労働組合法にすべて基礎を持つておるわけでありませうから、団体交渉権及び団結権、行動権については何らの差別はないのであります。しかしただ一つ、所得税法上これが区別をされておるわけでありませう、この点につきましては私ももうすっかりしておいたわけでありませう、まことにこれは遺憾にたえないのであります。もちろん所得税法等に、法人でないものについてはほかにもたくさんございませうから、その区別があることは私も理論上認めるにやぶさかではございませうが、しかしこの労働組合に關しましてはこれ以外にすべての社会的、法制的扱いは区別がないのでありますから、この際、所得税法の一部を改正して、そして非法人の労働組合、つまり私どもに言わせれば労働組合法第二条に規定する労働組合ないしは国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体、こういう文句を挿入いたしました、税法上も法人たる労働組合と、何ら変わりなき扱いをすることは、適当かつ当然なことであると考えまして、理事を通して与党諸君、あるいは政府側に検討を依頼しておる次第でございます。

もう一つは、租税特別措置法の一部を改正する提案であります。これは消費生活協同組合の問題であります。これは消費生活協同組合の問題でございます。留保所得の一部損金算入が、かつて農協等と同様に認められておりましたが、農協などが一括適用されたあとも、生協については放置されておる仕組みでございます。やはりこれは損金算入を認めてもらうことが今日の状況からいいますと、政府が中小企業の協業化やいろいろこれらの政策を用い、あるいは消費者対策を用いておりませう。

すときに、当然の措置なりと考えまして、これまた与党、政府側の御意向を御検討願っておる次第でございます。

私が質問に先立ってこういうことを提議いたしましたことはきわめて意義深いと思っております。誠実かつ良心的なお答えがいただけるかいただけぬかは、今後の質疑応答並びに審議に重大な影響があることとございませうから、心して御答弁を承りたいと思っております。

○塩崎政府委員 主税局長といたしまして、お答え申し上げます。

まず第一の人格なき労働組合の所得税非課税の問題でございます。現在、税法におきまして確かに人格を取得いたしました労働組合につきましては、収益事業を除けば非課税という規定があり、法人税法の別表に例示があるというところはもう御存じのとおりでございます。しかし人格のない労働組合をこれに追加しようという点につきましては、二つの点から私どもは適当でないと考えております。

第一は、法律形式の上からの反対でございます。ただいまも申し上げましたように、公益法人といたしましては社会活動をしておりませうところの法人につきましては非課税、それは収益事業部分だけには課税する、こういうふうにして書いてあるわけでございます。労働組合のみならずいかなる団体でも、いかなるいい経済活動をしておる団体でも、人格を取得してないいわゆる人格なき団体につきましては、非課税規定を設けるたてまえにはなっておりませう。この法律形式の上から見て、単に労働組合だけを人格がなくともこれに追加することは、私は適当でないと思っております。

第二は、実質論から見まして、もう横山委員御承知のとおりでございます。個人と法人を区別し、個人に対しては所得税、法人に対しては法人税がかかるわけでございますが、公益法人の部分につきましては、公益性の理由によって税金が免除されるわけでございます。そこで人格なき

社団、人格なき財団、これらの所得につきまして免除することは非常に弊害が多い。現在のところ人格なき社団につきましてこの非課税にしろという御趣旨は、もう言うまでもなく人格なき労働組合の持つておる預金金利に対する非課税を意味すると思ひますが、そういう預金金利につきまして人格なきものについてまで非課税措置を講ずることは証明の点から見まして非常な弊害を生ずる。将来の乱用の可能性を多分にはらむものでございませう。したがって、こういう点から見て私どもは非課税とすることはできないという実質的な論議を持つております。これは横山委員御案内のとおり、個人立の学校、これも多分にその学校の面を強調するならば人格なき社団と同じような性格があらうかと思ひますが、こういう点についての預貯金の利子についての非課税の問題にまで波及する大きな問題にならうかと思ひますので、この第二の実質的な理由から申しまして、人格なき労働組合を追加することはできない、こういうこととでございます。

それから、消費生協の問題、これはもうここでいふに御検討いただいた問題でございます。「心してないじゃないか」と呼ぶ者あり。心して言っているつもりでございますが、税のたてまえから見まして、特例措置を講ずること自体問題でございます。農協等、中小企業事業協同組合につきましては基本法もある時代でございます。さらにまた農協あるいは中小企業は、組合員との間に生産資材ならばあるいはその組合員の生産物ならばそれを安く売りあるいはそれを高く買うことができて、自然に組合員、農民あるいは中小企業者の所得に反映するような仕組みでございますから、そこにまた一つの考え方も成り立つて思ひますのでございませう。消費生協はそういう面では消費者との関係でございますから、その点も簡単にまいらないうい、こころいいた意味で留保所得の非課税措置を講ずることは困難な面がある。さらにまたこれもいつも言っている点でございますが、町の商業者、中小企業者との間の競争関係は、消費生協と

の間に最も激しいことはもう御案内のとおりでございます。そういう関係にあることを考えますと、税の公平の立場から見まして、消費生協について留保所得を非課税とすること自体、やはり中小企業者の法人税あるいは所得税の減税がやましく言われておりますから、特例措置を講ずることはなかなか困難であろう、こんなことを申し上げざるを得ないのではないか、かように考えております。

○横山委員 もう何のあいそもない御答弁をいただきまして、これは全然問題にならぬと思ひます。しかも塩崎局長はだいた認議が誤っております。たとえ、個人立の学校と非法人労働組合と一緒にしておられるのだが、私はだからこそ労働組合法第二条に規定する労働組合という冠詞をつけておるわけです。また国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体という冠詞をつけている。すべて法律に基礎を置いておる組織なんでありませう。しかも他の法律上これらのものは法人たる労働組合と何ら区別がない。あったら言ってください。ストライキ権にしたところで、団体交渉権にしたところで、あらゆる点でこれは同じように扱われておる。ただ所得税法のこの点についてのみ違ふべき理由が一体どこにあるか。これはひとつ与党の諸君もいゆる審議に差しかかえることであるから理解をしておいていただきたいと思ひます。ありますけれども、私ども決してむちやを言っているつもりはないのです。ほかの法律は全部平等に取り扱われて、非法人の労働組合だからストライキをやつていかぬと書いてない、団体交渉をやつていかぬと書いてない。したがって、所得税法だけ何で区別せにやならぬか。個人立の学校だとかなんとかいふ話は見当違いの比較から租税特別措置法について、とにかくあなた中小企業と生協とがけんかしておるといふかぬというのなら、そういう理論を用いるなら、農協はどうです。今日農協が経済、社会に及ぼしている大きな影響というものは、消費生協ごときものではない

の間に最も激しいことはもう御案内のとおりでございます。そういう関係にあることを考えますと、税の公平の立場から見まして、消費生協について留保所得を非課税とすること自体、やはり中小企業者の法人税あるいは所得税の減税がやましく言われておりますから、特例措置を講ずることはなかなか困難であろう、こんなことを申し上げざるを得ないのではないか、かように考えております。

○横山委員 もう何のあいそもない御答弁をいただきまして、これは全然問題にならぬと思ひます。しかも塩崎局長はだいた認議が誤っております。たとえ、個人立の学校と非法人労働組合と一緒にしておられるのだが、私はだからこそ労働組合法第二条に規定する労働組合という冠詞をつけておるわけです。また国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体という冠詞をつけている。すべて法律に基礎を置いておる組織なんでありませう。しかも他の法律上これらのものは法人たる労働組合と何ら区別がない。あったら言ってください。ストライキ権にしたところで、団体交渉権にしたところで、あらゆる点でこれは同じように扱われておる。ただ所得税法のこの点についてのみ違ふべき理由が一体どこにあるか。これはひとつ与党の諸君もいゆる審議に差しかかえることであるから理解をしておいていただきたいと思ひます。ありますけれども、私ども決してむちやを言っているつもりはないのです。ほかの法律は全部平等に取り扱われて、非法人の労働組合だからストライキをやつていかぬと書いてない、団体交渉をやつていかぬと書いてない。したがって、所得税法だけ何で区別せにやならぬか。個人立の学校だとかなんとかいふ話は見当違いの比較から租税特別措置法について、とにかくあなた中小企業と生協とがけんかしておるといふかぬというのなら、そういう理論を用いるなら、農協はどうです。今日農協が経済、社会に及ぼしている大きな影響というものは、消費生協ごときものではない

の間に最も激しいことはもう御案内のとおりでございます。そういう関係にあることを考えますと、税の公平の立場から見まして、消費生協について留保所得を非課税とすること自体、やはり中小企業者の法人税あるいは所得税の減税がやましく言われておりますから、特例措置を講ずることはなかなか困難であろう、こんなことを申し上げざるを得ないのではないか、かように考えております。

の間に最も激しいことはもう御案内のとおりでございます。そういう関係にあることを考えますと、税の公平の立場から見まして、消費生協について留保所得を非課税とすること自体、やはり中小企業者の法人税あるいは所得税の減税がやましく言われておりますから、特例措置を講ずることはなかなか困難であろう、こんなことを申し上げざるを得ないのではないか、かように考えております。

です。そうでしょう。農協が今日行なっている仕事、それは私悪いとは言わない。けれども、あなたの理論をもってするならば、中小企業を消費生協が妨害している、そう言うならば、農協ははるかに比較にならぬほどの大企業をやっているじゃないか。その農協はいい、消費生協はいかぬという理屈がどこにあるでしょうか。だからそこそころは塩崎さん、理屈は何とでもつけられるじゃないか。私は朝から感心して見ているけれども、泉さんとあなたは、毎日毎日そこにすわって私どもの質問に答えて、ほんとうに御苦労さまでと思つて、私の言うことは筋が通つておるとそこで一言言うてもらえば、次の質問に移れる。どうなんですか。

○塩崎政府委員 心して私も申し上げておるつもりでございます。しかし、先生のおっしゃる通りに、確かに労働組合法上差がないことは、もう私も知っておりますが、税法上の差でございます。税法上の差を取り除くことの弊害を私は申し上げたつもりでございます。税法は、法人格があつて、個人と切り離されて、その点が明瞭に認識されて勘定が別になることによつて初めて免税されるという趣旨でございます。そういう意味で、労働組合法上の差異のないことは存じておりますが、税法上の差異は税法上の見地からひとつ考へていただきたい、こういう趣旨でお願いしておるわけでございます。

第二の消費生協の問題でございますが、農協の例を申されましたが、これも先ほど申し上げたとおりでございます。私どもは、農協といえども本来はこれは特別措置だ、好ましくないと思つております。やはり農協と中小企業の競合がないわけでもない。しかしただ、農協につきましても、基本法がでさうあるようなときでございますし、さらにまたもう一つは、先ほど申し上げました、農協の活動によつて農民所得が上がるならば、そこに自然に課税もできる。農民との間に、農協は資材を安く売る。そうすると農業所得は上がるわけでございます。農民の生産物を高く買ってやる、そ

して中間の利潤を排除することによつて、農民の所得が上がる。こういった生産面につながる面を考へますと、農協の問題は税の面からある程度説明がでない点もないわけでもないというところがあるわけでございます。ところが消費者の問題は、やはり消費金の問題でございます。すでに課税済みの所得であり、たとへば消費者が利用分量分配金をもちう際に、これは消費者の所得に課税されるということになっておりません。農協の事業分量分配金は農民の所得に加算する。このあたり、技術的なことを政治家に申し上げてはなはだ恐縮でございますけれども、そういった点もあることを十分考へていただきまして、この問題だけは御理解を賜りたいと思つております。

○横山委員 詰めた話をしたいや、悪いやらわからぬのですが、しかしした、いまあなたの話だと、身もふたもない話になりそうですね。いかでございませぬか。それならそれで私も考へんならぬ、正直な話ですよ。あなただつて、それは説明になりませぬぞ。農協だつてほんとうはおれはいやだ、いやだけれども、しょうがないからやっておる。だからそこにもたまたまいやなものをつけ加えるのはいやだ、そんなばかんな理屈はありませぬ。それはさうですよ。だから、かのごとは絶対ではございませぬから議會側の御判断におまかせします。いいなことは言うてもらわぬと、ぼくら話ができない。あとの質問になかなか移れぬから、徹夜でやらんならぬですよ。

○塩崎政府委員 これは法律でございますから、最終は國會の御判断でございます。しかしながら、やはり税制の筋は申し上げておく必要があると思つて申し上げておるわけでございます。

○横山委員 委員長、いまの質疑応答をお聞きくださいましたか。

○内田委員 私もよく聞いております。

○横山委員 ありがとうございます。委員長にお願いしたいのであります。委員も、私がなぜこの三税の冒頭にあつたか、すでに委員長の手元まで差し上げてあることについて、執拗に条理

を尽くしてお願いをしておるかということはおわかりだと思つております。いま塩崎局長の発言によりますれば、あたりまえのことではあります。が、やはり立法院におまかせするよりしかたがないということでございます。委員長におかれましては、本件について、ひとつよしに善処をぜひお願いしたいと思つておりますが、どうでございませうか。

○内田委員 私はよくお二人の話を承つておりますので、どうぞ先にお進みください。

○横山委員 ところで、一つだけ政務次官にだめを押しておきたいと思つておりますが、政務次官はお役人ではございませぬから、事のいきさつを十分政治的に御判断をくださるものと思つて、いかがでございませう。

○小沢政府委員 この問題は、御承知のとおり当委員会の理事會に正式にお話があつたように承つておりますので、両案とも私は非常に政治的な問題が含まれておるようには思つていません。したがって、私も行政の立場で本日ここで横山先生の御質問に答へておる見解を申し上げます。御質問に答へておる見解を申し上げます。したがって、当然局長がご答へしたようなことになつておるわけでございます。この点はひとつ御了承をいただきたいと思います。しかし、私に政治的にどう考へるか、おまへは役人でもないのだから、というお話でございます。役人ではないことはいいわけでございます。ただ、私、本委員会の理事會でもうすでに議題になつておることもございませぬから、理事會で正式にいろいろと御検討になつたことを承りまして、その上で行政としての見解を述べさせていただきます。と思つております。

○横山委員 まことに感心しました。そこで、まず所得税法から質問に入りたいと思つております。

この前、ある税法の学界的雑誌を見ましたら、わが衆議院大蔵委員會を少しけなしておるわけでありませぬ。どういふことかといふと、大所高

所からの議論はいいけれども、もう少し法律の条文に従つて審議を尽くしてもらいたいということをしていただけたら。これは議會の内部の内容を知らざる意見だといふ感じはいたしました。が、議事録だけを読まれる国民一般にとりましては、まあ大所高所、あるいは税法以外のことだけやっておるといふ感じを受けたかも知れませぬ。そこで私は、少し恐縮ではあります。きょうは逐条審議とは申しませぬけれども、条文に従つて問題点だけ簡潔に聞き、かつ簡潔に答へていただきたいと思います。

まず所得税法第十條、少額預金等の利子所得の非課税。これは一種一店がくずれました。答申にはなかつた問題であります。これはまあ各界妥協の産物で政府が提案をされたと思つてあります。これはかえつてずいぶん複雑にしてしまつて、税務行政の窓口がうごまかないのではありません。かといふことを私は痛感するわけでありませぬ。このような複雑なやり方では、窓口が点検する方法がきつめて困難ではないか。これは長官の御見解を承りたいと思つて、どうやつてこういう複雑なやり方をきめて窓口での違反に対する追及をどうするか。税制簡素化は塩崎局長の今度のうたい文句であります。かかわりませぬ、これは複雑化された様相があるのではないか。これは主税局としては少し心ならずもといふことがあつたのではないかと。それでなければつじつまが合わないのではありません。しよせん、結局これは大口所得者の優遇措置になつていくのではないかと。これを私は考へるのであります。いかがでございませう。

○塩崎政府委員 たいだいま横山委員御指摘のように、確かに少額貯蓄制度は、この制度によつて税務署の質問がふえる点がございます。これは仰せのとおりでございます。また税法の部分も複雑になつたことはいふまでもございませぬ。しかし、本来の少額貯蓄のねらいから考へて見ると、若干複雑でもこういふ方向はやむを得ないのではないか、こういう気がするのでございませぬ。と申しませぬ、少額貯蓄のねらいは百万円までの元本の

果実は免税だ、こういうことでございますが、百万円というものなら、どんな形態でも免税にしてほしいという趣旨があらわれておると思えます。しかし、それは同時に、私も日本人の貯蓄慣行と申しますか、貯蓄慣習に多分に左右されるわけでございます。考えてみますと、日本人の貯蓄のしかたは、銀行は、たとえば住所地の一本じゃなく、勤務地にも持つようなことがある。そういういたしますと、現在の制度では、住所地にも一本預けてそれが三十万円、もう一本で残りの十万円を勤務地に預けた場合には、非課税貯蓄の制度が働かないということも、これは少額貯蓄を百万円までとした法律の精神に合っているかどうか、そこまでする税額と見るならば、もう少し手間はかかりませんが、より横山先生の言われる納税者にわかりやすい、親しみの持たれる税法ではないかという気もするわけがあります。

そこで今回も、そんなような趣旨、さらにまた貯蓄が、利子分離課税の税率が一五%まで上がったことを考えますと、その欠陥を救うことも大切なことではないか。実は百万円以内のものでも、数店舗のために一五%の高い税率を受けるということも、考えてみなければならぬ。全体として、中には乱用する人もありますが、大衆にとつてみれば、こういう制度も、税務署の手間がふえなくても、受け入れられる制度ではないか、こんなふうにも考えて御提案申し上げた次第でございます。なお、実施上の問題につきましては、長官から御返事があるかと思えます。

○泉政府委員 横山委員のおっしゃる様に、今回非課税貯蓄の制度の改正につきまして、それによって税務行政上複雑化になりはしないかという御心配の点はごもっともでありますし、私どももその点についていろいろ配慮をいたしたわけでございます。今回の改正の趣旨につきましては、先ほど主税局長から申し上げたとおりであります。従来一種類一店舗ということになっておりましたのを、今

回そういう制限をはずしましたわけでありまして、非課税貯蓄の申し込み書には、これは同一人につきまして、順次Aの店舗あるいはBの店舗ごとに次々に書き上げたものを非課税貯蓄の申告書として提出していただくわけでございます。Aの店舗におきましては限度幾らまで、Bの店舗におきましては限度幾らまで、合わせた限度額が百万円以下であるかどうか、こういうことに非課税貯蓄の申告書が出てくるわけでありまして、そういう意味では、従来より非課税貯蓄の申告書がそれほどふえるというわけではないわけでありまして、そういう意味で、確かに非課税貯蓄の制度がこういうふうになりますことは、いろいろ税務行政上問題が出てくるおそれなしとはしませんけれども、私どもの目から見ますと、そういうふうにしていけば従来より非常に制度が複雑になるというわけでもなからう、このように考えております。

○横山委員 たくさん問題がありますから、ひとつ御両氏とも簡潔にお答えを願いたいのであります。まず私は、御答弁が本心でないという感じがいたします。これは明らかに複雑になって脱税が促進をされる、そういうふうには予見をしておきません。この際伺っておきたいのは、新聞の伝うるところによりまして、住民基本台帳ですか、今度できそうでありまして、それを納税当局が利用したいというお話があるようでありますが、事実でありますか。

○泉政府委員 そのような話はまだ聞いておりません。○横山委員 もしできたら、利用をなさるといってお気持があまりよろしくないか。私はあまり感心しないことだと思っております。○泉政府委員 できた場合にそれを利用するということとは、いまのところ考えておりません。○横山委員 これは将来ひとつ十分に、私どもが念を押しておいたということをお記憶願いたいと思っております。

それから次は三十条、退職所得であります。退職所得につきましては、むしろ政務次官に伺ったほうがいいかと思っておりますが、今度の改正は長期勤続の者には有利であります。しかし、最近日本における資本家は、終身雇用、年功序列制度を破ろうとしておるわけでありまして、これは政府の経済政策を担当いたします人たちが、その考え方が強いのであります。いまここに退職金について、終身雇用、年功序列方式に沿って退職所得の税金を安くしておこうというのには、政府の大方針と考えてよろしいのでありましようか。日本における資本家がこの終身雇用、年功序列を破ろうとしておることについての矛盾をどうお考えでございますましようか。

○小沢政府委員 私は労働問題を所管いたしておりますので、その辺のところについて十分なお答えはできませんが、私も、この退職所得の特例控除を決定いたしましたのは、そういうような問題とからみ合わせてこれを決定したわけではございません。御承知のとおり退職所得につきましては、最後の所得でございますので、長らく勤務した方がその退職時に支給される退職金に非常に課税になっては、しかも、その退職金をもとにして老後の生活を送るということを考えますと、不合理だろうと思っております。負担の軽減を大幅にはかかっていきたいという趣旨からでございます。

○横山委員 からみ合わせてないということがおかしいと思うのであります。一方で税は国の基本的なものという考え方に立っておるわけでありまして、税の場合には長期勤続を優遇する。そうしておいて、労働政策やあるいはほかの経済政策で、資本家の言うことを聞いて、その終身雇用、年功序列をなるべく破ろうとしておるといふことであるとしたら、これは適当でない。国の政策というものは二元化しておるといふわけです。今後、年々歳々税金が安くなつていくわけでありまして、退職金についてここに新たに、いままでは五万円に勤続年数を乗じて計算した金額でありましたのを、勤続が長くなればなるほど税金

を安くするという政策は、閣議できまった一つの政策ではないか、したがって、それにもとるような政策は今度はなさるまいな、こう言っておるわけですか。○塩崎政府委員……○横山委員 いや、あなた、閣議に出ているしないくせに……。○小沢政府委員 私も実は閣議委員でございますので、おことばでございますけれども、私どもはもちろん、退職の年数に応じてこういう計算をいたしますけれども、それかといって、退職を奨励いたしましたり、雇用の年限が延びることによってこの税の制度によって反対をしようという意図は毛頭ございません。

○横山委員 この退職金がかかる制度になったということは、今後国の労働政策その他について重要な影響を与えるものであるということをお覚悟しておいていただきたいのであります。次に、関連をいたしますが、ここにいうところの勤続年数というものは、労働協約または勤務規程によって定められる運算方式でよろしいものなりやいなや、これが第一であります。第二番目には、本条は、さかのぼって一月一日から実施されるのでありますが、去年死んでことし退職金をもらうという場合の判断は、どうお考えでございますか。

○塩崎政府委員 第一点の労働協約で通算されるという勤続年数になるかならないか。私も労働法はあまり得意じゃございませんが、私も単純に常識的な勤続ということをお考えております。税法上には別段定義がございませんので、おそらく社会常識的な勤続、こういうことで考えておるわけでございます。第二に、一月実施でございます。したがって、昨年死なれまして今年退職金をいただく方は、私は、退職所得の発生は今度と考えていいと思えます。死んで退職一時金をもらう場合、むしろ相続税の問題ではないかと思っておりますが、相続税の問題と

しまして、相続財産に計算される、そうなりますと、相続税の問題として計算される、かように思います。

○横山委員 第一問は、では長官に聞いたほうがよくわかると思いますが、私の言うことはわかりません。労働協約及び会社の勤務規程によって、勤続年数として客観的に前から置かれておるものならば税法はその勤続年数というものを了承するのだなということが一つであります。

それから、いま確かに主税局長のおっしゃる通りに、相続税のことを聞きたかつたわけでありませぬ。相続税で、去年死んでことしもうというものは、今度の相続税の非常な軽減ですね。退職金としてまずこれが適用されて、相続税のときにまた新しい法が適用されるのだな、こういって聞いておるわけがあります。

○泉政府委員 退職所得控除を計算いたします場合の勤続年数につきましては、これは先ほど主税局長が申し上げましたように、常識的に勤続と認められる事実がなければいけないわけでありませぬ。おそらく横山委員の考えておられるのは、たとえ専従者につきまして、専従期間があつて、本来の会社の職務はやっておらなかつたかともわかりませぬけれども、その間あるいは子会社へ出向したといったような場合に、親会社において、その人の退職についてその年限を通算する場合、こういう客観的にその間勤続したと見るべき性格の場合におきましては、それはもちろん当然勤続年数の中に勘定するわけでありませぬ。ただ、もし労働協約で、客観的なそういう事実がないにもかかわらず、この人を何とか救わんがために、そういう事実なき者に勤続年数ありというふうにもしていることがございますれば、それは認められるわけにまいらないと思ひます。

○塩崎政府委員 死亡退職一時金の問題でございませぬ。死亡退職一時金は相続財産に計算されて相続税の課税対象となります。それは、相続税法の三条にありますが、相続税の課税されるものは所得税は課税されないという所得税法の九条の二十

号によりまして、所得税法は適用されない、相続税の範疇になる、こういう法律的な解釈であります。

○横山委員 去年死んでことしもうのは、改正法が適用されるのですか。

○塩崎政府委員 ことしもうの方は、相続税法の新法が適用になる、こういうことでございませぬ。——失礼いたしました。相続開始のときでございませぬから、旧法でございませぬ。去年死にましたならば旧法の相続税法、こういうことでございませぬ。

○横山委員 去年死んでことし退職金をもらつて、それを奥さんが相続する、こういう場合で、旧法ということになりませぬ。

○塩崎政府委員 相続の税法の適用時期は、相続開始の時期、つまり死亡の時期でございませぬ。旧法ということになりませぬ。

○横山委員 去年の十二月三十一日に死んで、株主総会なり重役会で、ことしになってから、あの人に退職金を贈るうじやないかといつて、額をきめて贈つたらどうしませぬ。

○塩崎政府委員 同じでございませぬ。

○横山委員 それはひどいな。あなた判例を見ていませぬか。突然聞いたからいかぬかもしれませぬが、判例と違ひますよ。これはあとで相続税のときに聞きませぬ。ちよつと感覚が違ひようですな。

○塩崎政府委員 私は判例は読んでおりませぬが、相続税法の第三条には、死亡によってあとで取得する各種の生命保険金、退職手当金、生命保険契約に関する権利、定期金に関する権利、それらを列挙いたしましたして、当該各号に掲げる者が、当該財産を相続によって取得したものとみなす。こういうふう書いておられますので、私はその判例は読んでおられますが、法律の解釈はそらうだと私は解しております。

○横山委員 時間がなくなりますから、これはあとで相続税のときにやります。

その次は、五十七条のいわゆる専従者控除の間

題であります。これはこの前もやりましたから簡潔にお伺いしたいと思ひますが、ここにいうところの「その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当である」と認められるもの」というふうな、非常に回りくねつた文章で書かれておるのです。ずいぶんこれは問題になると思ひます。あなたのほうもこれははいやいややつたらしいのであつて、したがって来年からだということになっておるわけでありませぬが、これはことしから来年にかけてずいぶん問題になると思ひます。しかも、二項のところをどうおられるわけでありませぬが、三月の十五日までに、おれのところの女房、おれのところのむすこは専従者だからこれだけ給与をやるらうと思ひが承認してくれといつて届けなければならぬことになっていませぬ。届けなければ恩典は受けさせないといふふうになっていませぬ。私は、いろいろな意味において、これは間違ひではないかと思ひます。給料をどのくらゐ出すかといふことは、何も税務署の認可を受けなくてもいいのですよ。これだけ出したといふことをやつて、あとで決算のときに多い少ないを議論すればいいのであつて、三月十五日に届け出るのが要件になる、届け出をしなれば青色専従者の必要経費の特例は認めない、これは、こんなことをいま青色事業者が知るはずがないのであります。年の初めに届けなければいかぬといつて、まあ与党の皆さんも野党のわれわれも、大蔵委員だからこのことは知つてゐるから、知り合ひは、おいらもこのことを届けられたか、届けられたかといふことは言ひませぬ。一般的な、翌年になって、おまえのところは届けなくてもいい、翌年になって、おまえのところは届けなくてもいいからいかぬといふことになる。これが私が民主的でないといふことの第一です。

第二番目に、どうやつて金額をきめるかといふことで、ずいぶんこれは争ひになる。ここに「その他の政令で定める状況に照らし」といふことがあつたわけですが、政令は、さっきの話のように、

あした出していただけるわけです。その政令を見てないといふとも言えぬのだけれども、私はもうずばりと、国家公務員の給与を一つの標準にしたらどうだといふ考えを持つておるわけでありませぬ。国がきめることだから国家公務員の給与を標準にしてやりなさいといふような平均をとつたらどうだ。ずいぶんこれは中小企業者と税務署の間で、高い安いの論争をすると思ひます。あなたのほうも、いやいややつたものだから、おそろく窓口ではしちくどく、こでいうところの同種とどうだとか、あそこらうどん屋とどうだとか、あるいは規模が類似するとか、もうかつておらぬのにおまえのところはこれだけやつてはいかぬとか、うるさくしてさうしてしようがない問題が出てくると思ひます。ですから、そのところをすつきりする方法はないか、その点は局長に伺ひたいのです。

○塩崎政府委員 確かに、五十七条の二項の提出義務は給与をきめる場合についての一つの問題点でございませぬ。しかし、この専従者控除の制度は、完全給与にすること自体、私も非常な進歩だと思つておられますが、やはりまだまだ個人事業者についてはそれを進めることについては問題もあることは、先ほど来御指摘のとおりでございませぬ。したがって、法人ならばこういふ規定は要らないわけでございます。しかし個人につきましては、そこがまだまだ中間的な性格を帯びておる、こういうことでございませぬ。かように思ひます。

そこで、問題は基準でございませぬ。過去におきましては、同族会社の役員に給与につきまして非常な問題もあつたのでございませぬが、最近では実際面において、否認の事例あるいは税務署がこれだけの給与にしろといふ事例は少なくなつてつある。もちろん非常に高い給与をきまることが法人税を免れるといふ意図を持つたことが明らかでございませぬが、しかし、一般的に見まして、個人か

ら法人になりました同族会社の役員の給与について、おまえのところは隣のうどん屋がこうだから幾らだというような事例は、私はそう聞かないと思っております、今度の青色申告者の完全給与の実態にあたりまして、これは特に初めから給与をきめるというのじゃなくて、客観的な給与を、基準に合致しておるかどうかひとつ知っておく、こういう意味でこの五十七条の二項を設けておるわけでございます。

それからまた、横山委員から、この三月十五日までには届けるという事は、知らなかった場合にあとでまた問題が起るのではないかとありますけれども、これを所得税の申告時期に合わせましたことは、たいていの納税者が三月十五日には税務署との関係を持つわけでございますので、そういう意味では申告と同時にこの給与の基準についての届け出も比較的案にできるのではないかと、私はこういうふうにご考へております。したがって、これはひとつ横山委員の御指摘のように、トラブルのないような方法で考へておるわけでありませぬ。あす青色申告会の方々が集まられまして、主税局長出てこい、こう言っておるわけでありませぬ。青色申告者の方々も今後のこの運用について非常な心配もあり、何かひとつ話をしてくれということでございます。先般は、こういった団体についてひとつ官庁側も十分PRをしないというお話でございましたが、私も時間があつたらあしたはまた御審議があるそうで時間が許さないかもしれないが、やはりひとつ納税者が客観的に正しいと認められる給与をきめるようにお願いして、税務署側から否認するようなこと、あるいは最初からこれにしろということとは避けたい。納税者を個々に見て個別的に正しい給与をきめるように勧奨したいと思つてございませぬ。したがって、国家公務員の給与ならいいというふうな画一的な基準は、私はむしろ弊害が多いと思ひますので、やはりいままでやつておりますところの個別的な事情に応じた給与を納税者が判断してきめていくという線を守つていきたい、かよ

うに考へております。

○横山委員 これは同僚諸君にひとつ御協力を願ひたいのですが、この間私がこゝで言った納税者の利益、権利の問題なのですけれども、つまりこれが一つの例であります。これは私も主張し、与党の皆さんもたいへん努力をされた制度です。その制度が、三月十五日までにおれのところの女房と子供は給与幾ら出すと申告した人だけ認められて、それをうっかりしておった人はだめなのです。全国にま青色申告何万くらいですか。ずいぶんふえましたね。

○塩崎政府委員 七十万……

○横山委員 七十万の青色申告者が来年の三月十五日にこういう法の改正を知つて、みな漏れなくやるか。うっかりしてやらなかったのが相当ある、それがあとになって私は知らなんだと言つて、それはだめだ、おまえはだめだ、こういうことになる。この種の問題は、先般私が引用いたしましたように、交換譲渡の特例からあらゆる問題について、納税者はみずからの権利、みずからの恩典であることを知らなかつたために損をしたと私どものところにときどき、皆さん御体験のようによつて来まして、知らなんだからひとつ何とかならないか、こういうことは枚挙にいとまがないのであります。ですから私はこの種の問題、善意によつてこれを知らなかつたという場合においては、法律の運用について特段の措置をすべきである、こう思つておりますが、運用問題でありますから泉長官に、その事情をよく御承知だと思ひますから御答弁を願ひたいと思ひます。

○泉政府委員 お話のように三月十五日までには届けるという事は、これはなかなかたいへんだというお気持ちにはよくわかります。しかし先ほど主税局長も申し上げましたように、三月十五日は所得税の申告期限になつておる関係もありまして、税務署との接触がありますし、また従来青色申告をして居る者は税務署のほうでわかつておるわけでありませぬ。したがって、税務署のほうからあらかじめこういう書類を三月十五日までに

出していただきたいということをお知らせいたします。これは当然のことでありませぬが、それによつて、知らなかつたから出さなかつたという事態を起さないうように思つております。

それから、新規に青色申告にしたいという人も、三月十五日までにそういう青色申告の届け出をするわけでありませぬ。その際に、同じような書類を出していただくように、これは青色申告会を通じまして新規に青色申告をしたい人にそういう書類を出していただくように連絡をするつもりであります。

したがって、知らなかつたからこういう書類を出さなかつたという事態は起らないように心がけてまいる所存であります。しかしながら、それだけの手だてを經してもなおかつそういう事態が起るかどうか。私は起らないようにしたいと思つておりますが、もしそういう事態が起つたと思つた場合は、適切な措置を講じたいと存じます。

○横山委員 私が申し上げたいのは、総括的にこれは政務次官にひとつ考へてもらひたいのです。いま法律を改正をしないとするならば、税務署長の誤謬訂正の問題です。誤謬訂正の権限というものがあるが、どこまで与えられておるか私はよくわかりませぬが、明らかにそれは間違いであつた、税務署の扱いに間違いがあつたということがわかつたときは誤謬訂正が行なわれるわけでありませぬが、明らかに納税者が善意でうっかりしておつた、しかも、事実問題としては、これはそのときに届け出をしたりとすれば税は軽減されるという問題については、税務署の誤謬訂正の範囲を広げて、客観的にそれが立証し得るもの、あるいは納税者の周囲の状況からいつてなるほどこれはうっかりしておつた、病氣しておつたとか何とかでそれは無理からぬところだといふ場合には、税法上期限のあるものについても考へるべきではないか。それは誤謬訂正の権限をもう少し広義に解釈すればできそうではないか、こういうわけでありませぬ。

○小沢政府委員 まず第一番目に、私どもは、先ほど長官も触れましたが、これが三月十五日までに申告といふ事は、個人企業の方々が青色申告の専従者給与につきましての改正を知つていただくようにPRをできるだけ一生懸命やりまして、知らなかつたから損をしたという様なことがないようになつていただけたらと思ひます。たまたま三月十五日に、おれは知らなかつた、ちよつと過ぎましてから、せつぱくいい制度があるのに知らなかつたという場合に、現在ではやはり二月以内の修正申告になつておるわけでございますが、誤謬修正といひましても、これはやはり法律に基づいてやるわけでございませぬから、先生の御指摘のように、ほんとうの善意で知らなかつた、届け出がおくれたというものは、これが二月過ぎてもいいじゃないか——この前も種々野党の先生方から御意見ございませぬが、私どもとしてはそういう所得の確定といふことはやはりある一定の区切りがなければどうにも税務処理上困る面もございませぬ。そういうことでございませぬから、いまのところは、ことに自分の所得を申告していくわけでございますので、二カ月もあればいいことであつたわけでございますが、先生のこの前からの御議論もよくわかりますので、私ども今後検討させていただきますと思ひますけれども、とにかくいまの改正点につきましては、これが知らなかつたから、せつぱくいい改正がわからないために申告ができなかつたといふことのないように、PRに全力を注ぎましてこの法律改正の趣旨が伝わるようにしたいと思ひます。

○横山委員 長官、私は四十二年度の「税務運営方針」を拝見いたしました。まことにいいことが書いてあると思ひます。たとへば、この中でいいことが書いてあると思つて、二、三列挙しますと、進んで納税に関する相談や苦情を積極的に解決するようにつとめなければならぬとか、あるいは納税者の利益になるようなことを教

えてやれとか、あるいは高所得者を中心とした調査内容の充実につとめるとか、あるいは緊要度の低い部分においては思い切つて手数を省略するとか、少額所得者に対する調査事項はできるだけ簡素化するとか、全くだいじやないか。ところが、私が言いたいのは、こういうことを出しているのが窓口へ徹底していい。窓口にはほんとうに徹底していませんよ。これはぜひひとつ徹底してもらいたい。

そこで、いま本件に関する問題であります。いま次官が一べんそれは検討したいとおっしゃったことはまことに私はけっこうなことだと思ひますが、法律上できないことであるか、私は塩崎さんにもう一べん念を押しておきたいのであります。つまり納税者の善意によつて、うっかりしてその期限内に申告ができなかつたという場合には多少の落差を設けてもやむを得ないと思ふ。しかしそれが客観的に、うっかりしていたことが間違いないことであつた。また明らかに病氣であつたそれができなかつたとか、そういうようなことが明らかの場合においては、本来の誤謬訂正ではないけれども、しかし税務署長として裁量がある程度働かしてもいいような税法改正をしてはいかぬのか。それをしていいではないかという事なんです、私の意見は、それがいかぬなら税法改正をしたらどうか。

○塩崎政府委員 おっしゃつた点は、私は法律の規定のしかたによると思ひます。しかし、その法律の規定のしかたも実際その背後にありますが、事柄によるのかと思ひます。しかも、申告ということを非常に重視しなければならぬ場合、これはやはり申告要件で、申告がない場合には誤謬訂正もできないようにすべきだと思ひます。しかし事柄によりましてやむを得ない事由のときには排除するという書き方がしてある規定がたくさんござります。そのときには税務署長の裁量によつてこれは救済される。これは私はたくさん規定をあ

げることができると思ひます。五十七条の第二項は適用要件となつておりますので、これは誤謬訂正でも私は修正はできないものである、かように解釈しております。それほど完全に狭苦しい気持ちもわかりませぬけれども、やはり百万の納税者を相手にいたしまして、完全給与制といひましても最初のときでございまして、給与の内容について承知し、乱用がないようなことも考へてみるのも、私はこれまでの経過から見て許されることだ、かように考へております。

○横山委員 どうも満足な答弁ではございませぬ。私の主張というものは何といひますか、決して無理押しをした主張ではなくて、納税者の便益を考へるならば、普通どおり期限があるならあるようにやむを得ない場合はあろうけれども、何か段落をつけて救済措置があつてもいいではないか、こういうことで強く私は善処を求めて後日に譲りたい。

次は、六十七条の二項であります。小規模事業者の収入及び費用の帰属時期ですが、これは現金主義に変更されました。これは必ずしも反対をするものではありませんが、これまた「政令で定める要件に該当するもの」——小規模事業者とは何だということでありませぬから、政令を見なければいかぬとありますが、これは何でありますか。政令は選択できるものでありますか。それともここに言うところの小規模事業者は現金主義でやれ、こういう意味でありますか。

○塩崎政府委員 この法律でもうそのことは明確になつておりまして、選択できるわけではございませぬ。発生主義の会計、経理は当然これまでの税法においてできるわけではございませぬ。

○横山委員 次は、七十八条、寄付金控除であります。寄付金控除につきましては、多少私は、これはどうも何か手ひびき問題が発生しやしないかという感じがするわけでありませぬ。といひますのは、七十八条の二の「国又は地方公共団体に対する寄付金（その寄付をした者がその寄付によつ

て設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。）」というように、いささかありそうなることを予想してこういうカッコ書きが入つていられるのであります。どんなことを予想していられるのであります。たとえば、ある埠頭にある運送会社が倉庫を出して倉庫を建てた。だからその倉庫は寄付を受けた港湾管理者なり港務局のものになる、現実問題として。その倉庫はその運送会社が事実上、実権上相当利用するということが予想されるのか、あるいは別会社に寄付をさしておいて、そうして親会社なり子会社がそれをうまく利用する、ワンクッション置くことを予想しておるのか、どういふことを予想してこのカッコ書きをつけたのか、そのものずばり出した者が明白に利益を受けるといふことだけを想定しておるのか、何を考へてやつたのか。

○塩崎政府委員 これは法人税法にも関連いたしますけれども、これはむしろ現在の規定を緩和したつもりでございませぬ。これは行政の目的のために直接提供する施設に充てるためのものに限るといふことになつておりまして、非常に範囲が広く排除されておる。こういうことになつておりました趣旨をよく考へてみますと、寄付をした者にその特別の利益が返るものを指定寄付とすることは適當ではないのではないかと、こういう趣旨であつたために入れたわけではございませぬ。おっしゃつたような業者が出しまして業者が利用できる、これはだめなんです。あるいは聞くところによりまして、寄付はいたしましたが実は自分の銅像ができたといふような話もあるわけではございませぬ。そんなようなことをひとつ排除する意味でここに書いたわけではございませぬ。

○横山委員 この七十九条、並びに八十二条、障害者控除と勤労学生控除の問題であります。今度所得控除にして一人七万円ということになりました。これは見方によつては、高所得者は税率が高くなるから有利になるではないか、便利だけ考へては、税の公平を失するではないかといふ

ことを私は考へます。それから、八十二条の勤労学生控除につきましては、先般私が言つたのでありますが、これは八十七条にも出てきて、各種学校の法人はいけれども、個人立の勤労学生控除は受けられないという仕組みになつております。この間も言つたのでありますけれども、こんなばかなことはないと思ひます。勤労学生であれば、昼間働いて夜学に行く。その夜学が法人だつたら所得控除を受けられるけれども、個人なら受けられないということは、どう説明しても勤労学生は納税しないのであります。もちろん個人立のものについては、大から小までいろいろあるけれども、同時にそんなことを言うなら、法人だつて大から小まであるわけではございませぬから、それを混濁しては建設的な議論ではありませぬから——私が提案いたしておりますのは、県が認可した個人立の各種学校については、県知事が認可して監督しているのだから、せめてそれらは勤労学生控除を適用させるべきではないか。ほんとにこれは、何か各種学校について錯覚をあなた方は持つているんじゃないか。あくまでこれは勤労学生のための控除なんだから、もう少し勤労学生のことを考へてやつたらどうか、こういう意見です。

○塩崎政府委員 まず第一に、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除を所得控除に改めました点につきまして、これは累進税率の關係で高所得者が得する点があるではないかというお話でございませぬ。確かに累進税率の面ではそういう効果を生むことは事実でございませぬが、これには改正理由が二つばかりございませぬ。

まず第一は、税額控除というシステムは非常にわかりにくい。「拜啓総理大臣閣下」という例の水戸の書簡にありましたように、税額というものは、どうも控除というものがわかりにくいということがいわれるわけではございませぬ。

それから第二には、六千円という税額控除にいたしておきますと、なかなか基準がなくて、要望があるにかかわらず引き上げがむずかしい。これを

所得控除にいたしますと、たとえば障害者控除、老年者控除の経費論から見まして説明が非常に楽でございます。やはりこういつた方々が所得を生むには、追加的な経費が要るのだ、その経費を概括的に見積もって引くのだということ、その説明は非常に容易になろうかと思ひます。そういうような意味で七万円の所得控除にしたわけでございますが、しかし私は、障害者、寡婦、勤労学生にそんな高額者がいるとは思ひません。高額者が予想されますのは老年者でございます。これは会社の経営者が相当ございまして、年齢六十五歳をこえますと適用がございまして、これには今度新しい見地を入れますと、老年者控除は所得が五百万円をこえる方には適用しないのだという考え方を入れておきますので、おっしゃったような御批判は救われるのではないかと、かように考へております。

第二の御質問は勤労学生控除でございます。個人立のものでも県の認可のものならば、これを勤労学生控除の対象にしたらどうかということでございますが、私も、現在の勤労学生控除は何かということにつきまして、やはり一つの客観的な基準を持っておきます。それは、文部省が認可いたしました法人格を取得したものと、どこに線を引く、そこに外形的でございまして、客観的な基準を求めるといふべき問題だと思ひます。これは主管省とも十分相談していくべき問題だと思ひます。

○横山委員 いまの最後のところがわからなかった。主管部長とも相談して善処すると言ったのでか。
○塩崎政府委員 善処すると言つていないのでございます。こういつた問題は、主管省と十分相談して、どこに客観的な基準を求めるとか、議論をして決定すべきであらう、こういうことを申し上げたのであります。
○横山委員 もう少し実のある話をときにはしたらどうですか。
次は、八十九条の税率であります。これは文句だ

け言つておきます。十万円以下の金額は八・五を九に引き上げまして、こだけなぶつて、こういうけちくさいことをやっている。あとのところは全部税率をなぶつていないじゃありませんか。十万円以下の金額だけ、百分の八・五を百分の九にする。結局金だけ最低線が高くなつた。こだけなぶらなければならぬ理由が一体どこにあるか。計算上のことだけだつたらならば、つまらぬことはよしなさい、けちだということだけ私に言つておきます。

次は、百二十一條、確定申告を要しない場合、これは一体どういふこととございませうか。たとえば、私どもの例を引きますと、国会議員の場合、いままでは、歳費だけの収入の人は、五百万円をこしておつても確定申告を要しないわけですね。ところが、今度は、これによつて、歳費だけで五百万円をこしたら確定申告をしなければならぬということになるわけとございませうか。

○塩崎政府委員 さようでございますか。たまたまさういふことをやっているのですか。
○横山委員 それはどういふことですか。またまさういふことをやっているのですか。
○塩崎政府委員 法律でお願いしているわけとございまして、これは簡素化の見地から私どもは考へております。年末調整は、会社の給与を支払う方々の非常な手数でございまして、本来、年末調整というものは日本独自のシステムでございまして、少し手数をかけ過ぎていると思つたので、少し手数をかけ過ぎていると思つたので、さういふ方々には、そこまで年末調整を厳密にしなくても、やはりその他の所得と合算して、税務署で最終の処理を三月十五日にするという体制のほうがより民主的な所得税のあり方だと思つたのでございませう。

そこで、どの程度からそれを考えたらいいかという問題に次になるわけとございませうが、五百万円程度の方々は大体その他の所得もあると考へて間違ひがないという私どもの統計上の数字がございませうので、五百万円をこえまして方々は所得申告書を出していただきたい、年末調整はしないで

よろしいという制度にいたしましたわけとございませう。

○横山委員 次は、百五十條、青色申告の承認の取り消しの第二号でございませうが、ここで若干の改正がなされておるのです。その年における前号に規定する帳簿書類について第百四十八條第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと、という、この税務署の指示は前から入つておるわけとございませうが、ここにいうところの税務署の指示とは一体何であるか。何か自由裁量的な感覚がするわけとございませう。運用のいかんによつては、税務署長がこうやると言つたやうに聞かないのだ。こうやれというやうな、税務署長の自由裁量的な、この法文の書き方ではないかという感じがいたしますが、何を一体、制限列挙的にいつているのか、自由裁量的に税務署長に言わせるのか、どうでありますか。

○塩崎政府委員 いまの御質問は、改正されておりませぬ百四十八條第二項の「必要な指示」の範囲は何かという御質問だと思ひます。これは、百四十八條の第二項を見ていただきますと、「納税地の所轄税務署長は、必要がある」と認めると、第百四十三條の承認を受けている居住者に対し、その者の同条に規定する業務に係る帳簿書類について必要な指示をすることが出来る。このこととございませう。この記載方法について指示をすることが出来る。その必要な範囲という限定がございませう。さういふ意味の御心配は、必要ないところとございませう。それは最初のことばを聞き漏らしただけでございますか。それなら自由裁量……。

○横山委員 ちょっと最初のことばを聞き漏らしただけでございますか。結局は税務署長の認める必要の範囲でございませうか。それなら自由裁量……。

○塩崎政府委員 私はこれは所得税法の目的に従つて、税務署長は当然認東され、その範囲においての自由裁量だと思ひます。
○横山委員 この青色の取り消しが税の更正決定の場合に納税者にとってはたいへんなことなんでしょう。例年青色の取り消しがやりやすく改善されてきました。したがって、青色の取り消しの場合に

ける税務署長の裁量というものがあまりかつてなものでなつてはいかぬのであります。
長官にお伺ひしますが、私どもに青色の取り消しの基準をべん見せていただけませんか。これは渋い顔をなさるのにはわかるけれども、どうも青色の取り消し基準というものがまちまちのやうな気がするわけとございませう。これは一べん非公式なら非公式でもよろしゅうございませうけれども、いろんな事例をあげて、あなたにもうちよつとしゃかりしてもらわなければならぬぞと言ひたいところとございませう。けれども、私の入手しておる情報から、あなたも適当な方法で私に青色の取り消しの基準を、実はこうやっておる、これは含んでいてくれというならそれでもよろしゅうございませうが、私どもとしては青色の取り消し基準というものがちよつとおかしい、さういふ気がしてならぬのであります。

○泉政府委員 おことばはございませうが、私どももいたしましては、税務署によつて青色申告の取り消しが違つておるといふことでは納税者が非常に迷惑するわけとございませう。税務署ごとに青色申告の場合の取り消しの、どういふ場合に取りますかといふことの要件を統一するようにつとめております。したがって、もし横山委員のおっしゃるやうに、税務署によつて青色申告取り消しの内容がいろいろ違つておるといふことであります。それにつきまして、とくと事情を聴取いたしまして、(横山委員)「私のほうが聴取するのですよ。」と呼ぶ)お聞きいたしました。さういふ私どもの基準と全く違つた運用がされてないかどうか、十分確かめてみたいと思ひます。

○横山委員 そんなかつては聴取されては困る。ぼくが聴取したいといふのですよ。ぼくがあなたから青色申告の取り消し基準を聴取したい、こう言つておる。逆にあなたが聴取されてはかなわぬ。青色の取り消し基準というものをべん適当な方法でこへ出して、見せてもらうわけにいかぬですか。

○横山委員 そんなかつては聴取されては困る。ぼくが聴取したいといふのですよ。ぼくがあなたから青色申告の取り消し基準を聴取したい、こう言つておる。逆にあなたが聴取されてはかなわぬ。青色の取り消し基準というものをべん適当な方法でこへ出して、見せてもらうわけにいかぬですか。

○泉政府委員 これは税務の行政の上で秘密があつてはいかぬじゃないかというふうなお話もいろいろ承つておるのでございますが、これまた外部に知れまふことがいろいろの問題を起す種になりますので、それはお許しいただきまして、横山委員とはとくその点について打ち合わせをいたしたいと存じます。

○横山委員 次は、二百四條、源泉徴収義務、まあこれはよう塩崎さんがどこかへ飲みに行つて調べたと見えますが、キャバレーとナイトクラブとバーと、税法上どう違うのですか。

○塩崎政府委員 これはもう税法上の違いと申しますか、世俗的に言つておるものをここに常識的に羅列しただけで、区別する必要はないかと思つております。

○横山委員 キャバレー等は、ならいいけれど、ちやんと「ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設」といふふうに、ここにむすずしく書いてありますね。まず「キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設」これが第一、そこで「フロアにおいて客にダンスをさせ」これが第二、それから三番目に、「又は客に接待をして遊興若しくは飲食させるもの」、その次に、「客に待してその接待をすることを業務とするホステスその他の者」となつておるわけでありませう。これらはみんな要件でありますか。たとえ

ば、この中で「その他の者」といふのは一体どういふ者ですか。「客に待してその接待をすることを業務とするホステス」、ホステスというのは女だけですか。ホステスというのは男女とも含むか。「その他の者」とは何か。

それから第二項の第三におきまして、「経営者以外の者から支払われるもの」とは何か。つまり直接お客からもらうチップは税金がかからぬのかという点をまずお伺いをいたします。

○塩崎政府委員 私も、あまり詳しくない用語の定義でございますので、正確なお答えになるかどうかわかりませんが、これも他の法律もずいぶん参酌いたしました。完全なものが見つからな

第一類第五号 大蔵委員會議録第十四号 昭和四十二年五月十八日

かつたので、勇氣をもちましてここで常識的な表現をつくつたわけでございます。しかしそこは常識的にきまつて、乱用の可能性がないと思われような書き方ならば、十分これで世の中に通用するのではないかと。「その他の者」といへば、たとえば女給という呼称で呼んでゐるかも知れませぬ。そういう意味では、私は「その他の者」の中に、女給というふうなことがいわれておつても、これに入ると考へていいと思つておつた。しかしこれは常識的にホステスといふことは新しい用語のようでございます。昔は女給と聞いておりました。最近ではホステスといつておりました。その次にホステスはしからば女だけかといふことになりませう。そこはいわゆるホステスといふことで、私は男のホステスがあるとは聞いておりませぬけれども、それは「その他の者」の中に入つても、十分この税法の定義の中に入る、かように考へておられます。

その次は、いま申されました二項三号の「経営者以外の者から支払われるもの」、これは源泉徴収の適用が技術的にむすかしいものでございませぬので、経営者を通じないで直接支払われるものは適用しない。こういうふうにしたしております。したがらして、直接お客からホステスがいたただくチップは源泉徴収はしない、こういう趣旨でございます。

○横山委員 私なりにこれを感ずるのですが、あまりこういふふうにしてしまつたために、問題が起るのではないかと気がする。たとえばカウンターのこつちがカウンターのしませう、そちらに腰かけ、ソファがありますね。カウンターのこつちにおつた人は、この中に当てはまらないような気がする。これはよく読んでください。カウンターのこつちにおつて、運ぶだけ、運んだらすぐこつちに戻つてきて話をしておると、ここに当てはまらないような気がするのです。「客に待して」といふのは、客のそばに行つてということですから、カウンターのこつちにおつて接待はしないのだから、その辺は、こういう念には念を入れた

ような書き方をすればかな人がおつたものだから、かえつてこれはおかしなものになつてしまつたという気がしますが、どう思ひますか。

○塩崎政府委員 私も税法の複雑化の大きな原因の中に、少し税法は書き過ぎではないか、詳細なる規定を追い過ぎまして、かえつてねらつたものがはづれるといふことは、私も実は痛感しておるわけでございます。これはなかなか、法制局並びに国会の御議論もそういう場合がありまして、詳細に書けといふようなことをいわれますので、私もそれはそれを神経質にとり過ぎまして失敗する傾向があるのでございます。これが税制複雑化の大きな原因になつておることは事実でございます。

○横山委員 私の質問のカウンター論は答へがないですね。それから「フロアにおいて客にダンスをさせ」といふのはどういふことですか。日本語で言うと客だけがやるのか、自分もやつてはいけないと、こういうのか、客が連れてきた女の子とやるのはいい、こういうことなんでしょうか。客とダンスをしないならいかにぬけれど、「客にダンスをさせ」といふのだから、これはどういふ意味だろうか。「客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるもの」「客に接待をして遊興」といふのは、客のそばへ行つて一緒に歌を歌つたりすることだね。それは「若しくは飲食をさせる」「させる」といふことは、自分がそのかして、食べなさい、飲みなさいといふことだと思つたのですが、この辺の解釈はちよつとむすかしいが、私のカウンター論は御返事がないといふことは、カウンターのこつちにおつるものは、これは当てはまりませぬね。

○塩崎政府委員 まず第一のカウンター論です。客に待してその接待をすることといふ中に

は、やはり常識的な解釈がこれに入るのはないかといふ気がいたします。「待して」といふのは、どの程度までそばにおればいいのかといふことでございますけれども、やはりそのサービスを感ずるものならば、客に待してそういう接待をすることに入るといふふうには考へていいんじゃないかと思ひます。いづれにいたしましても、法制局よりも非常にこまかい御質問でございますので、速記録に残すことを考へますと軽々な答へもできないわけでございます。

その次に、「フロアにおいて客にダンスをさせ」といふのは、これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせるものにおいて客に待して、こういうものがございますから、一つの表現といつたしましては、キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設を限定したものだといふふうには思ひます。その中に、フロアにおいて客にダンスをさせる施設、これが入るんだということとを明らかにしたものだとは私は考へております。

○横山委員 私の質問のカウンター論は答へがないですね。それから「フロアにおいて客にダンスをさせ」といふのはどういふことですか。日本語で言うと客だけがやるのか、自分もやつてはいけないと、こういうのか、客が連れてきた女の子とやるのはいい、こういうことなんでしょうか。客とダンスをしないならいかにぬけれど、「客にダンスをさせ」といふのだから、これはどういふ意味だろうか。「客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるもの」「客に接待をして遊興」といふのは、客のそばへ行つて一緒に歌を歌つたりすることだね。それは「若しくは飲食をさせる」「させる」といふことは、自分がそのかして、食べなさい、飲みなさいといふことだと思つたのですが、この辺の解釈はちよつとむすかしいが、私のカウンター論は御返事がないといふことは、カウンターのこつちにおつるものは、これは当てはまりませぬね。

○泉政府委員 この二百四條第二項第三号の「経営者を通じないで支払われるものを除く」といふことになつております。したがらして、バーの経営者を通じてお客さんが渡すものについては、これは源泉徴収をするといふことなるわけであり

は、やはり常識的な解釈がこれに入るのはないかといふ気がいたします。「待して」といふのは、どの程度までそばにおればいいのかといふことでございますけれども、やはりそのサービスを感ずるものならば、客に待してそういう接待をすることに入るといふふうには考へていいんじゃないかと思ひます。いづれにいたしましても、法制局よりも非常にこまかい御質問でございますので、速記録に残すことを考へますと軽々な答へもできないわけでございます。

○横山委員 チップの問題ですが、この書き方は、「同号に規定する施設の経営者以外の者から支払われるもの」これは泉さん、滞留理論はききませうか。つまりチップといふものは、いきなりさあ毛利を上げるよといふものと、毛利を上げてくれといふものと両方あるわけですね。そういうのでしょ。だから、この辺はいろいろお考へてございませうか。チップとは何かといふこと

は、やはり常識的な解釈がこれに入るのはないかといふ気がいたします。「待して」といふのは、どの程度までそばにおればいいのかといふことでございますけれども、やはりそのサービスを感ずるものならば、客に待してそういう接待をすることに入るといふふうには考へていいんじゃないかと思ひます。いづれにいたしましても、法制局よりも非常にこまかい御質問でございますので、速記録に残すことを考へますと軽々な答へもできないわけでございます。

○泉政府委員 この二百四條第二項第三号の「経営者を通じないで支払われるものを除く」といふことになつております。したがらして、バーの経営者を通じてお客さんが渡すものについては、これは源泉徴収をするといふことなるわけであり

は、やはり常識的な解釈がこれに入るのはないかといふ気がいたします。「待して」といふのは、どの程度までそばにおればいいのかといふことでございますけれども、やはりそのサービスを感ずるものならば、客に待してそういう接待をすることに入るといふふうには考へていいんじゃないかと思ひます。いづれにいたしましても、法制局よりも非常にこまかい御質問でございますので、速記録に残すことを考へますと軽々な答へもできないわけでございます。

○横山委員 チップの問題ですが、この書き方は、「同号に規定する施設の経営者以外の者から支払われるもの」これは泉さん、滞留理論はききませうか。つまりチップといふものは、いきなりさあ毛利を上げるよといふものと、毛利を上げてくれといふものと両方あるわけですね。そういうのでしょ。だから、この辺はいろいろお考へてございませうか。チップとは何かといふこと

ます。

○横山委員 そのところがまたむずかしい問題になりそうですね。「通じて」ということは、この領収書にチップ代というふうに書いてあったらいかぬということでしょうか。そういうことになりませんか。つまり、直接におい、おまえにやるよと言つて出したのは、これははつきりする。その次に、チップと領収書を別にして請求書がきたという場合には、これはいおゆるあなたの言う親分方式になりまして、これは滞留しないのです。私はこまかいことを言い過ぎるかも知れませんが、このキャバレー、ナイトクラブその他についていろいろ問題があるという気がいたします。毛利嬢は、確かに直接にもらつたか、ほんとうに手と手でもらつたかどうか、それともその辺は余韻はないのですか。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、直接お客がホステスに渡ししましたものは源泉徴収できない。しかしながら、お客が経営者を通じてホステスに渡してくれと言つて渡したものは、経営者の手を通ずるわけでありまして、これは源泉徴収をする。(横山委員「滞留をするか」と呼ぶ)滞留問題は関係のないことだと思います。もしそうしませんが、経営者を通ずるといふことによつて、源泉徴収のできないものが支払われるということであつては困ります。そういうふうな、そういうことによつてのがれることを防ぐという趣旨で規定ができておるわけでありまして。

○横山委員 まだ所得税についてたくさんございませうけれども、あまり長くては気の毒でございませうから、次は法人税に移ります。

法人税の六十条の保険会社は先ほど只松君が言つておつた問題であります。これまた政令を見ないとどうも議論ができないわけでありまして、一、二だけ聞いておきたいと思つてあります。株式会社を入れた理由はどういう理由でありますか。

それから第二点は、先ほどお話があつたように、私も前から税の常識的公正を欠くということ

でお願いしておつたのですが、三十何年が、私が言つたときにも改正がされたのですが、いつの間にかややおかしくなつて、今度またこういうふうなやり方でありまして。しかし、政令で幾らでもできるわけでありまして、少なくともこの政令は、コンスタントに常識的公正が期せられるかという点について伺いたい。

○塩崎政府委員 まず第一点の株式会社を新しく六十条に入れた趣旨いかんということでございますが、そもそも六十条を規定しておりましたのは、契約者配当金は一種のリベートであり損金であるということを示す必要が相互会社についてあつたわけでございます。それから協同組合にも事業分量分配金を損金に算入する。これと同じようなたてまえからいたしまして、相互会社の剰余金処分という形になつておりますが、はたしてこれが損金を構成するかどうか。そこに疑問があつたので、六十条に相互会社と書いておつたわけでございます。株式会社の場合は、剰余金処分の形をとりますので、契約者配当は当然損金だ、こういうふうなことになるので、いままでは六十条に入れてなかつた、こういう法理だと思つております。しかし、今回の契約者配当金を損金に算入すること自体は、相互会社の形態をとつておられます。保険会社のみならず、株式会社形態をとつておられます。そういう意味で、今回政令で恐縮でございますが、原則的には損金に算入いたします。受け取り配当からなる部分の契約者配当金につきましては、損金算入を制限する趣旨を入れる際には、これはひとつ株式会社を含めないと不公平になる。よつて、この六十条に株式会社を相互会社同様に含めた、これがその法理でございます。

なお、この政令で公平を得るような、公正の形をとれるような所得が現出されるかどうかという御質問でございます。三十六年のときには、横山委員御指摘のように、三十五年の保険会社の経理をつきつけられまして、そのときには、保険会社は相当大きな剰余金処分をしながら、内容を聞いてみると何百億円という赤字である、これはどういふことかというふうな御質問があつて、そのときから生命保険会社の課税問題が粗上のぼつたわけでございます。生命保険会社がなぜそのように大きな赤字を生じたかといふことは、昭和二十五年に、受け取り配当を損金に算入するという制度をシャープ勧告により導入したためにそれが生じておつたわけでございます。しかし、それが他の金融機関の場合には、受け取り配当を益金に算入する限度は負債利子を控除した後である、こゝういふふうな一般になつておりました。契約者配当は、いわば契約者に対して預金の利子と同様な費用性を持つものだと考へ方が成り立つわけでございます。したがつて、受け取り配当の益金に算入する限度は、契約者配当は負債利子の一種と見まして、負債利子を控除した後によつたことと改正したのは三十六年でございまして。したがつて、現行では横山先生の御心配になつた膨大な何百億という赤字、これは全くなくなつたわけでございます。しかし、それでもまだ所得金額がきつめて少ないといふのは、これはやはり受け取り配当が益金に算入になつておる。しかし、契約者配当は負債利子になつておる。したがつて、契約者配当金額が大きい、この関係になります。契約者配当金額が大きい、この関係になります。したがつて、今回は受け取り配当からなる部分につきましては損金に算入しないことにするならば大体所期の目的は達成せられる。これは客観的に見てまいりまふ公正な形の所得になるであろう、かように私どもは考へております。

○横山委員 政令を見てから判断せざるを得ませぬ。それから、その次の六十二条「割賦販売に係る収益及び費用の帰属事業年度」の問題であります。ここに、現行法では「当該事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める」その「確定した決算」を削除されました。これは、たしかこの判決がこの種の問題にあつたように記憶いたしておるわけでありまして、つまりこのことは、「確定した決算」ということは、株主総会の議決でなくともいいということになるわけでありませぬか。

○塩崎政府委員 これは割賦販売の収益認識基準をどう考へるかの問題でございます。現行法では、割賦販売の規定の適用を受けるのは株主総会の承認を得ました確定決算で計上されたものに限りとなつておつたわけでございます。これははなはだ言いにくいことではございますが、割賦販売業者が確定決算に計上してなかつたもの、いわば簿外と申しますが、そういう場合には、割賦計算ではなくて、発生主義の普通の計算によるということになつておりましたが、それもどうも非常に適用がしにくい。割賦販売の収益認識の基準を継続的に考へますならば、確定決算に計上しようが、そこは客観的に考へるべきである。株主総会に報告されたものでなくともいいのじやないかという考へ方で、これは簡素化の見地から、確定決算でなくとも、割賦販売をやつておる方々の所得計算は、全般的に割賦基準で計算する、こういうふうな改めようとするものでございます。

○横山委員 この所得税、法人税を通じてひとつ痛感されることがあります。それは具体的な条項をかりに引用いたしますと、所得税法の三十三条「譲渡所得の扱い」それから法人税法の六十八条「所得税額の控除等」のあり方で、前にこゝうやり方をして、それから変えてまた今度前のやり方に変えるといふことを税法上やつておる。朝令暮改といふか、みつともないといふか、何で前にこゝういふやり方をやつておつたものを変えてまた何でもとへ返すのか。そのときどきの思ひつきで今度ああやう、担当者がかわると前のほうがよかつたからまた前へ返そうといふやうな、思ひつきやなんかといふことが感ぜられるのであります。よろしくない。今後かかる朝令暮改はやらぬようにしてもらいたい。これが客観的、あらゆる経済的事情によつて変化してやむを得ないといふならいいけれども、どうも、これはみつともない、こゝういふことでしかりおきませぬ。

その次は、九十九条「解散の場合の清算所得に對する法人税の税率」この税率を下げたわけですね。これはそうですね。なぜ法人税だけ下げて所得税をやらないのでありますか。

○塩崎政府委員 法人税の税率は下げましたが、一方株主段階では課税することにいたしました。現行法では法人の基本で、もとで清算所得は課税いたしまして、個人所得では課税しないというふうな所得税法には規定され、さらにまた、その受け取る株主が法人の場合には清算分配金の二五%の税額控除をするという形で、清算する法人の段階で課税する。そのかわり株主分を合わせてもとで徴収する、こういうことになっておりましたのを、今回は合併を容易にし、しかも、納税者が理解しやすいように、法人の段階で、常に法人税だけでとどめ置く、こういった趣旨で法人税で取る、そのかわり株主がそれをもらうならば、株主として所得税を課税する。一方法人株主ならば法人税を課税する、こうしただけでございます。税率を引き下げたことにはなりませんし、実質的には減収も生じないわけでありませぬ。

○横山委員 百二十七条、「青色申告の承認の取消し」やはりここにも「税務署長の指示に従わなかったこと」というのが出てまいりまして、法人、所得、両方にわたって、青色申告の承認の取り消しについて、私は先ほど意見を申し上げました点と重複を避けませぬ、注意を喚起しておきます。

百三十四条の二、「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付」これは非常にややこしいので、私も判読に困るのであります。が、どういふ点を改正されたのでありますか。

○塩崎政府委員 昨年の改正におきまして、いわゆる粉飾決算に基づく税額の還付は、過去にさかのぼってしない、今後にわたります。税額控除の形でするという改正をお願いしたことは御存じのとおりでございます。しかし、その規定をつぶさに読んでみますと、被合併法人が粉飾決算をし

た。本来合併しないで継続したならば、その次の事業年度以降の所得のうちから納める法人税から税額控除ができるわけでございますが、合併があったため、被合併法人の粉飾部分の過大に納めた部分、これの持つていく場所がなくなるわけでございます。そこでその税額控除の権利を合併法人に引き継ごう、こういう改正でございます。

○横山委員 何か時間の関係で、なるべく早くやめてくれ、こういうことではあります、それでは法人税はこれで終了いたします。

次は、相続税であります。女房に對するもの考え方、税法はここで変えるというところでございます。つまり、おやじのものをうけてきた金は夫婦が一緒になってもらった金だ、こういう立場をとるのであります。

○塩崎政府委員 配偶者への財産移転に對する相続税及び譲与税の考え方は、これは根本的に変えたものではなくして、いままでの考え方を推し進めたと思つておられます。いままででも税額が半分になつておつたことは、夫婦の財産形成に對する協力関係あるいはまた相次相続と申しますか、同じゼネレーション間の相続につきましては、寛大な目をもつて見るといふ、こういう二つの点が現行あります半額課税にあつたわけでございます。

これを一步推し進めまして、もう少し徹底したものが、この全額の免税だと思つておられます。○横山委員 何か私のことばに伏線があると思つて、遠慮しいい言つていらつしやるような気がするのであります。少なくとも、これほど女房の相続税をとかくまけるというところは、少なくとも今日までの相続税の概念から脱して、夫と妻が共同して、協力して所得があつたというふうな理論的に進んだと見ざるを得ないではありませぬか。つまりだんなさんがもうけてきた金はだんなさんのものだということからもうすでははずれておるではありませぬか。これはつまり、女房の協力があつてその金があつたんだということへ、理論的にはこれはもう進んでおる。そう見るのが

あたりまえではありませぬか。

○塩崎政府委員 横山委員の御質問は、財産のみならず、所得についても配偶者の持ち分と申しますか、協力度を評価したらどうか、こういうお話のようでございます。私は、所得税につきましてもアメリカのように、あるいはドイツのように、均分課税という考え方も十分わかるわけでございますが、しかし所得については、どういつてもまだ嫁得者の所得である、働いて現実に受け取る方の所得であるという考え方が、まだまだわが国では強いような気がいたします。しかし、財産のほうは、これはやはり一ぺん家計に入りまして、これがどう形成されるかは配偶者の、たとえは節約とか、あるいは財産形成の協力、これによつて相当違つてくるわけでございます。奥さんの着物を買つたり家にをつくつたというふうなことも考えますと、やはり所得よりも財産のほうは、夫婦間、配偶者の財産形成の協力度はより強い。これが私は相続税にあらわれておる、こういうふうな考え方をしております。

○横山委員 あなたみたいにならず私はいふ言えませぬので、わかりやすく言いますと、塩崎さんのところにあるテレビは塩崎さんのものか奥さんのものか。そういう点ではあなたはいやおさんのものでも女房のものでもない、共有のものだといふ答えをした。テレビを買つた金だけのものだ、それはおれのものだ、こういう理論でありますか、あなたはいまの理論というものは、どうもそんな感じがするのです。つまり、歳費をわれわれはもらつて、給料をもらつてくる。あるいは事業で自分が社長としてもうけてきた。女房に渡すまではおれのものだ、与えた金もおれのものだ。けれども女房がそれでテレビを買つたら、もうそのテレビはおれのものでもおまえのものでもない、それは共有だ、こういう理論でありますか。

○塩崎政府委員 非常に微妙な御表現でございます。私は非常にむずかしい問題だと思つておる。現在の民法におきましてもその問題は割り切れない。判例は、しかしやはりそういうものでも、

ときには夫、嫁得者のものであるという判例が多いうございませぬ。しかしながら、そのあたりはまだまだ不分明な、いわゆる共有財産に属するものが多いかと思つておる。しかし、所得を嫁得した、その所得の段階においては、やはり嫁得者名義、これが尊重されるというのが現在の民法である。これは判例の考え方のように私も承つておる。

○横山委員 それじゃ、われわれの言いたいのは、テレビはあなたのもので女房のものでもない共有だ。テレビを買つた金はおれのものだ、おまえに与えただけだ、滞留しておるだけだ。これは今晩速記録をうちへ持つていって奥さんに言つてください。奥さんおこりますよ。あなたが国会へ行つてもうけられる金は、私がおむつを洗たくしたりしての間あなたは安心して行つてこられるというのだから、あなたの言う話は、もうけたやつはおれのものだ。そこところも、じゃもうけて女房に渡すまではおれのものだけれども、ものに化けたら共有になるというところは、矛盾がどこかにあるじゃありませんか。今回相続税、相続税といつても、ものも金もそうでしょう、いまあなた論から矛盾してくる。金もものもあなたがかつた奥さんがもらつた。それに対して税金はかかるといふまでまけるということでありませぬ、もうあなたのおかしな理論は一步脱皮しなければいけません。民法は何条でございませぬか、あなたが生きておる間に処分をし得る限界は、たしか財産の半分です。あなたが生きておる間にあなたが持つていくという限界は半分です。半分以上あなたが持つていくと、奥さんは裁判で取り返すことができるわけですね。ですから、民法の規定でもいろいろあるけれども、少なくとも民法よりも税法がいまや先行して、そして夫婦がともに協力して得た財産であり、所得であるというところへ税法が先行しておるといふことを私は考えるわけですね。そのお考えをあなたは認められませぬか。

○塩崎政府委員 ちよつと十分私いま民法の引用いたされましてたてまえ理解できませんでしたが、遺留分の話ではないかと思うのでございませう。遺留分とやはり相続分とは性格も違つておりまして、私はそういう考え方ではないという感じがいたしております。民法の七百六十二条は、やはり夫婦財産制の一つの規定でございますが、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。」というふうになっております。そこで「自己の名で得た財産」とは何かということがここで問題になつておるわけでございます。たとえば、自分の得た所得で土地を夫の名義で買うときには、やはりこれは夫の財産になるというのが民法の解釈であり、判例ではないかと思つております。そこでその次の二項には、これはよくいわれておることでございませうが、「夫婦のいづれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。」というように、推定でございませう。私は、この夫婦財産制の民法の規定はまだ不十分であるし、財産の相続についても三分の一という概括的な基準は問題だと思つて、それはともかくといつたしまして、相続税ではやはり民法の三分の一という配偶者相続分の規定を尊重していかざるを得ない。そうしてその配偶者相続分についての財産形成度を考慮してこの改正規定ができた、こういうふうな考へておられます。

○横山委員 私の言うことをどうもお認めないようでありませうが、たとえは、それじゃああなたが、あなたばかりたどつて悪いけれども、あなたが死んだ場合の法定相続分は奥さんが三分の一です。法定相続分は三分の一だけれども、相続税は、もう、あなたほどのくらい財産があるか知らぬけれども、あなたの財産だつたらおそくまるまる税金からぬでせう。それで、まあ失礼な話だけれども、だから税法が民法よりも先行しておると言つて、われわれは別にそれであなたをひっかけたりなんかしようとは思はないのです。事実問題としてそういう立場に立たなければ

いかぬ。税法改正の説得力がないではないかと言ふのだが、どうも逃げ回つて、いやそこまでは行つておらぬと言ふから、それではどこまで行つておるかと言ふに言ひたいわけですが、だから、この所得並びに財産は夫婦が協力して形成をした。完全とは言えないにしても、一歩そこで民法よりも税法が先行と言つて、またあなたはいやな顔をされるかもしれぬけれども、近代的に前へ出ておるというふうな理解しませうか。せぬならせぬでもういいです。

○塩崎政府委員 それはまあ考へ方でございませう。私は、去年の夫婦間の居住用財産に対する贈与、それから今回の完全免除、これは奥さん方から非常に拍手を持って迎へられておることをよく存じております。そういう意味では、民法よりも進んだ考へ方をとつておると考へて私はいいと思つて、しかし、所得についてこれが該当するかどうかは、先ほど申上げておるとおりでございませう。所得と財産というのは、これは理論的にもまた實際的にも、實際的というのはなかなかむずかしい場合もありませうが、区別できるものであり、税制上たてまえとして区別してかかるべきものだ、こういうふうな考へておられます。

○横山委員 ところでいろいろな問題が出てくるわけでありませうが、相続を、かくも奥さんの地位を優遇するならば、贈与税と均衡をもう少しとらなければいかぬのじゃないかという感じが私はするわけですね。相続税がかくも恩恵を受けるならば、相続税と贈与税は一体のものではないか、どうして一体贈与税が今回提出されないのかという点であります。

○塩崎政府委員 贈与税につきましてもそのような議論があることは承知しております。しかし、贈与税というのはどうしても相続財産の減殺と考へざるを得ない。大きな財産を毎年毎年贈与していきますと、どんな贈与税の税率を盛りましても、完全に相続税の税負担と合致することができないのは御案内のとおりでございませう。そういうた

意味では、本来相続税の完全さを期するならば、贈与というものは私どもにとりましては好ましい方法ではないわけでございます。さらにまた、贈与税によつて適當なる方法をかりに講じたといつたしますと、そういうた生存中全く贈与という手段によらないでいきなり相続という事実が起こつた場合に、非常に負担のアンバランスが起るわけでございます。やはりあのときに贈与しておつたならば、そのほうが得であつた、相続のほうが損したという事例がたくさん出てくるわけでございます。日本では遺言の習慣が発達しておりませう。急に自動車事故で死んだ場合、遺言がないといつたしますと、相続税の問題が起り、法定相続分の課税になつてしまつてございませう。そうなりますと、やはり相続税において手当てをしてあげますと、やはり相続税に達成されるんじゃないか。ただ、最近の現象では、生きておるうちに奥さんの喜ぶ顔が見たいという空気がだんだん出てきましたので、このあたりの処理がむずかしいわけでございます。そこで、昨年は居住用財産について、実行上のトラブルも多かつたわけでございますが、それをひとつ救済する意味におきまして、結婚期間が二十五年をこえました配偶者につきましては、贈与税の負担を夫婦間の贈与について軽減する措置を講じて現在までに至つておりますが、そのときにも問題になりましたのは、贈与をしなくて突如として死んだ人の場合に酷にならないような方法を講じなければならぬ、こういう問題があつたわけでございます。

○横山委員 私が先ほど言つたのは、夫婦間のもの考へ方が税法上変わったというこのつり合いからいつて、贈与税が少し検討するべきではないかということ、もう一つは、現場におきまます納税者と税務署との間にいつも問題がございませう。夫婦間ないしは親子間における貸与の問題です。

いま税務署は、親族間における不動産なり金銭貸借について、非常にシビアな態度で、原則的に認めないというふうな考へ方を持っておるわけ

でございませう。もしも、夫婦の協力によつて財産形成ができるもの、できたと言ふことが言えるわけでありませうが、これは抽象論であつて、まあ登記されておるものあるいは所得の判然としておるものはそれはいいかと思つて、けれども、親族間の貸与を原則的に認めないという考へ方は私はいささか――税務署がやかましく言ふものですが、現実から現実成規の手続を行つておつても、それは八百長であるという感覚が非常にきびしいのでありませう。この点についてもう少し親族間における金銭あるいは物件の貸与について考へ直す必要がありはしないかと思つておられます。これは執行上の問題かも知れませうが、いかがでありますか。

○泉政府委員 現在の税務行政において、親族間あるいは夫婦、親子間におきまして、金銭の貸与、物件の貸与の問題が起りましたときに、その事実がはたして真実であるかどうかという究明を第一にいたしております。もしそれが真実に存在しておれば、その物件あるいは金銭の貸与について返済能力その他があるということでありませう。これを認めないということはいつたしてございませう。もし、横山委員のお調べになつたような事例におきましてそういうふうなことがございませうれば、あとで伺つていただきたすけれども、事実関係が存在すれば認めないのではありませうけれども、事実関係を仮装してやつておる場合が多いわけでありませう。したがつて、そういう事実を仮装してやつておる場合には、これは認めるわけにまいりませうということになるわけでありませう。

○横山委員 先入主として親族間においては事実を仮装するといふふうな窓口が判断をして、大体そんなものは八百長にきまつておると考へてやつておる度合いが非常に強いのでありませう。そこである場合におきましては、納税者のほうで八百長裁判をやる。八百長裁判でありませうからそんなものは判決がおつてはきまつておるわけです。そんなことまでしなければ税務署は認めないのかという気が私はするわけでありませう。この

でございませう。もしも、夫婦の協力によつて財産形成ができるもの、できたと言ふことが言えるわけでありませうが、これは抽象論であつて、まあ登記されておるものあるいは所得の判然としておるものはそれはいいかと思つて、けれども、親族間の貸与を原則的に認めないという考へ方は私はいささか――税務署がやかましく言ふものですが、現実から現実成規の手続を行つておつても、それは八百長であるという感覚が非常にきびしいのでありませう。この点についてもう少し親族間における金銭あるいは物件の貸与について考へ直す必要がありはしないかと思つておられます。これは執行上の問題かも知れませうが、いかがでありますか。

点はいま少し緩和さるべきであると思ひます。

それから奥さんの相続税をまけることについて、私は、主税局長に考え直してもらいたいのは、この前回の申しましたように、大体この種の恩典を受ける階層は、何と言つたつてそれは有産階級と言ふことができると思ひます。いままででも、奥さんの地位はある程度向上をしてきたわけでありますが、ここにまことに、福音と言へば福音であるけれども、驚くべき福音がなされる。そして新たに恩恵を受ける奥さんというのは、まあ塩崎さんの奥さん以上、同等以上ですね。それでは女性に対する感覚が足りないのではないかと。もしも奥さんを見るならば、この種の恩恵を受ける奥さんの下には、私が先般言つた中堅階層、サラリーマン家庭における内職の奥さんの問題がある。さらにその下に来れば、共働き奥さんの階層があり、日雇いの奥さんの階層がある。そういう人たちに對する均衡なくして、上層部と言つては失礼だけれども、かなりの財産のある奥さんや優遇して、これが福音だと言つておるといふ点は、私は、きわめて女性に対する均衡を欠いておるのではないかと、こう思はれてならないのであります。でありますから、先般も全国百数十万に及ぶ中堅階層——調べてみますと、勤続十年から二十年くらいのところが一番内職が多いわけでありまして、いまのところ税務署の追及はさほどではありませんけれども、しかしながらもしも確實な追及をしたら、それは税法上は税金がかかつておるわけでありませぬ。だから、これをやるのだつたら、内職について税金も、あるいは共働きに對する課税のしかたも、もう少し考えなければ、世のおばさんや下町の奥さんか何かを一体しよつておる、私どものことに何も関係ないじゃないかと言つてうらまれのの当然であります。いかがでございますか。

○塩崎政府委員 いま横山先生が比較されました二つの問題は、私は別の見地で考えるべき問題だと考へております。

夫婦間の相続財産につきましての今回の免税措置というものは、先ほど来申し上げておりますように、これは絶対的な免税とか恩恵と考へなくとも済む要素がある。相続税というものは主としてゼネレーションの異なる間の財産移転に對する課税というふうな考へたら、この問題はそんなに恩恵と考へるべきじゃないと思ひます。ごさい。夫が死にまして妻が死ぬのは、その後幾ばくでもない。しかも現在では、妻が死にまして次に子供に相続する際には、前に納めた税金は相次相続の形で働いておりますが、今回はその控除の金額が減ると考へますれば、そんなに恩恵と考へらるべき問題じゃない、一つの相続税に對する本質的な考へ方として十分成り立つと私は考へるのであります。

一方、内職所得でございますが、この内職所得の範囲は非常にむずかしい問題でございますが、これはこれとして、今回の配偶者控除の適用要件あるいは扶養控除の適用要件として考へたつもりでございます。なお、この問題は非常に大きな問題でございますので、今後も研究してまいりたい、かように思つております。

○横山委員 最後に一つ伺いたいのですが、さっきのあなたのお話によれば、死んだときをもつて相続をするという——死んだときの財産の額をもつて相続の根拠にするのですか、そういうような趣旨の答弁がありました。私が問題を提起いたしましたのは、死んだときには退職金がきまつていなかつたという場合です。

それからその次には、たとえばこれも簡単な例を申しますが、去年の十二月三十一日に交通事故でなくなつた、そうしてことしになつてから示談金をもらつた、それを相続する、その相続する額というものは、判例によれば相続する人が意思表示をする、つまりもうらう意思表示をする、そういうときをもつて確定するということが判例に出ておると思ひます。いま手元にないものですか、何でありますか、常識的に言つて、私の言うように本法が一月一日から施行されるわけでありましてから聞くのであります。去年死んでことし取締役で退職金を出す、それを相続する、去年交通

事故で死んで、ことし示談がままつてもらうというものは、この改正法が適用されるかどうかという点についてどう考へてありますか。

○塩崎政府委員 この死亡退職金がいかなる課税を受けるか、確かに横山先生のおっしゃられるような疑問を持つほどむずかしい問題でございます。そこで、相続税法の三条は、その紛争を解決する意味におきまして退職手当金を取得したものとみなすというふうな規定を置いておるのは、そういう疑問を断ち切る意味でございます。その二号に「被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものに限り」という条件がついておりますが、三年をこしますとこれは所得税の範囲に入りますけれども、三年以内に確定したものはこの三条の二号の關係で相続財産を構成するものとみなされるわけでございます。そのような判例を私も存しておりませんのではなはだ不勉強でございますが、横山先生の御発見でございますので、なお歸りまして検討してみたいと思ひます。

○横山委員 端的に聞いておるのですが、この相続税は一月一日に遡及して適用されるわけですね。だからあなたのお話から言つて、去年死んで、そのときには額がきまつてなくてことしもうらう人は、この改正が適用されるかどうかということでございます。

○塩崎政府委員 旧法が適用されて、この改正法は適用されないということをおしから申上げておるつもりでございます。

○横山委員 あなたのいうのは、現行法並びに改正法に論議を置いておるわけですか。

○塩崎政府委員 さようでございます。

○横山委員 それは私は間違ひだと思ひます。しかしこれを議論し始めますとずいぶん時間がたちますから、いま局長がおっしゃつたようにもう一ぺんよく検討していただきまして、しかも気の毒でもあるし、私は論理的におかしいと思ひますから、別な機会に検討の結果を重ねてお聞かせを願ひたいと思ひます。

委員長、たいへん長らくどうもありがとうございます。

○内田委員 廣沢賢一君。

○廣沢(賢)委員 先ほど横山委員が質問した中で答弁漏れがあつたと思ひます。それは現行の八・五％を九％になせよ上げたのかという問題ですが、これについては御答弁がなかつたようです。私が特にこれを問題にするのは、低額所得者は、百円の金もとうとい、高所得者にはこれは問題ない金だとしても、低額所得者にとつてはたいへんな問題であらうと思ひます。

「委員長退席、毛利委員長代理着席」

したがつて、これを上げた理由、さらに上げたことでもって実質上最も低額所得者の増収になると思ひます。その点について明らかにしていただきたい。

○塩崎政府委員 横山委員は、おしかりをしただけで答弁は要らないというお話でございます。なぜかと申しますと、横山委員は、おそらく昨年論議で、昨年八・八％から八・五％に上げたときにこの議論が繰り返されたことを御存じで私に答弁を求められなかつたと思ひます。昨年の論議はこういうことでございます。

私どもは所得税の税率構造を適正にしたいと思つておるわけでございます。外国の税率とも比較してみれば、始めは、ともかくも最初何％ぐらいの税率で始めるのが非常に大事なんでございます。しかも、その税率は課税最低限が幾らであるかということと密接な關係があるわけでございます。つまり、課税最低限の高さというところも税率の一種だと思ひます。したがつて、いまして、いうならば課税最低限が低い間は最初の税率は低くてもいいわけでございますが、だんだんと課税最低限が上がつてまいりますと、最初のスタートの税率は高くあつてしまふべきです。これはシャウブ勧告あたりを見ますと、課税最低限はこの程度にして最初の税率はいかなる意味においても、申告者の能率あるいは徴税者の費用から考へましても二五％ぐらいがいい、こんなこと

がいわれております。各国の税率と比較いたしましても、現在アメリカは最初は一四%でございます。イギリスは二〇%、こんなような関係で、どの国に比べましても、八%とか八・五%とか九%というのはいわけてございませぬ。アメリカは、過去におきましては、スタートの税率は二〇%、こんなような税率でございまして、今回は課税最低限を十万円引き上げる。そして課税最低限の高さをいわゆる約七十四万円に持っていくわけでございます。これによって最初のブランクに入ります。課税負担は軽くなるわけでございます。比較的申しますならば、課税最低限を十万円引き上げますれば、課税所得十万円のところの税率はかからないということをしていられる方もおられます。

それはともかくとして、課税所得の区分でございませぬので、私どもは、いま申し上げました最初の税率は課税最低限の高さと密接な関係がある、こういうふうにご考慮いただきたいと思っております。増収は百六億円でございませぬ。それを私どもは、課税最低限の引き上げに回した、こういうふうにご御理解願いたいと思っております。十万円引き上げるために百六億円の最低税率を合理化することによって課税最低限を引き上げる財源を得た、こういうふうにご考慮いただきたい。将来は一〇%程度にお願ひしたい。一挙に引き上げますと、一時的には税負担が増加するものでございませぬ。この程度、〇・五%ずつ引き上げます際には、基礎控除が一万円引き上がりますと八百五十円の減税になりますが、〇・五%引き上げることによって五百円取り返されることになりませぬ。三百円の減税ということになりませぬ、いかなる方も税負担の軽減は生じませぬ、増税ということにはならない。これは税率と課税最低限との関連を考慮して、将来は一〇%に持っていきたいということ、昨年の改正からお願ひしておるものでございませぬ。

○広沢(賢)委員 この問題については、あとで私どものほうでも検討して態度を出したいと思っておりますが、きのうお聞きしました問題点、資本自由化と

法人税の問題については、きょう通産省の方は先に帰られたそうですから、それはあとでまた質問することにして、実効税率の問題についてお聞きしたいと思っております。

きょう朝方聞いた範囲では、塩崎さんは、三十九年の実効税率を資本金五百万未満三三・五%、一億円以上が三六・四%である、こういうふうにご説明しておられたと私は記憶しておりますが、間違つたらあとで言つていただきたいと思つております。ところが全国商工団体連合会の会長——これは河野さんという方ですが、「中央公論」の中でこのような発言をされているのです。小企業は実効税率は三五%、それから独占的な大企業は二%、八幡製鉄は大体一〇%くらいになるんじゃないか、こう言つておられるのです。その根拠は、七十億円の法人税が十億円程度に、各種特別措置その他でもって軽減される。したがつて、一〇%くらいであるということをおっしゃるが、ちょっと食い違つておられるようですが、大体の目安としてはどうですか。

○塩崎政府委員 私「中央公論」の特集号を存じておりますが、その数字は、どうも私には納得される数字と思えないような気がいたします。

○広沢(賢)委員 だから、これは水かけ論になると思つておられるが、大体小企業、中小企業では三三%、三五%はほぼ見合つておられるわけですが、一億円以上の大きな会社になりませぬと、大体一〇%ぐらゐの差がある。八幡製鉄の場合、特にお聞きしたいのですが、きのうの質問で——私が質問しました三十七年度に特別措置で大体実効税率は八・五%ぐらゐになるのじゃないかということについて塩崎さんは、大体そのぐらゐの見当になると言つておりましたが、これはどうですか。

○塩崎政府委員 私は三十七年度の数字——三十七年には主税局におりませぬので存じておりませぬ。おっしゃる点は、過去において重要物産免稅があつたときに、こういつた実効税率の低い会社が相当出たわけでございます。さらにはまたもう一つ利子所得控除が完全な免稅制度であつた時代に

は、そういう事例におちいりやすかつたわけでございます。しかし、重要物産免稅制度は、御案内のように、だんだんと範囲が縮小されて、やつと去年重要物産免稅制度が廃止されたわけでございます。さらにはまた、利子所得控除につきましましては、三十九年から海外市場開拓準備金という準備金の制度になりまして、完全免稅の制度じゃなくなつたわけでございます。そういう関係から、三十七年度にはかりにそういうことがあつても、最近の資料を私どもも集めておりました、御要望の資料を差し上げたいと思つておりますが、そういう低い実効税率は出てこないのじゃないか。かつてある合成繊維会社が非常な利益をあげ、それが新規重要物産であるという理由で免稅であつた、そのために実効税率が非常に低かつたということはおありますけれども、最近ではそんなようなことは見当たらない、準備金ならば、将来はまた取り戻されて益金に入る、特別償却ならば、すぐ翌年から取り戻されることになりませぬので、おそらくそういう極端な数字は出ていないであらうと思つておりますが、しかし、これは私の税制上の知識からの推測でございますから、いづれ資料をあらためまして、最近の数字でお示しをしたいと思います。

○広沢(賢)委員 それではあらためて資料が来てからこの比較論に入りますが、一番重要だと思つるのは、きのう大蔵大臣も、租税特別措置とか法人税のいろいろな軽減の問題は、これは中小企業に対してということを非常に強調されました。ところが私は、いろいろなものをきのうから調べたのですが、たとえば、先ほど申しました全国商工団体連合会の会長の河野さんは、租税特別措置等については、最大の得をしておられるのは独占的大企業なんだからさうばつとこれはやめたほうがいいと思つて、中小企業はほとんど名目だけで、実質的にはかえつてこういうものをやめたあといろいろな軽減措置をしてもらつたほうがありがたいというふうな発言をされているのです。

私いろいろな考えましたが、たとえばひとつお聞きしたいのですが、資本構造の改善の問題で、自己資本の比率を高めるといふ減税制度、これは資本金一億円以上のものに対してだけ認められておると思つておられますが、これはほとんど中小零細企業には当てはまらぬ、そのように理解していいわけですか。

○塩崎政府委員 この資本構成を是正した場合の税額控除のシステムは、去年の改正でお願いして、現在施行されておるわけでございます。その際に御説明しましたように、この資本構成の改善の措置は、これは非常に技術的にはやつかいでございます。それからまた操作が行なわれて、税務署との間のトラブルが起りそうなのでございませぬ。さらにはまた、こういう資本構成の是正の必要性は、資本市場を調達する大企業について適切な問題であるということから考えまして、これは一億円をこえる法人だけに適用する、こういうことにいたしました。一方、そのかわり中小法人につきましましては、あるいは中小企業につきましましては貸し倒れ引き当て金の率を二割、二〇%を上げることで簡単に免稅するほうが——免稅と申しますか、税金を軽減するほうが案ではないか、また適切ではないか、こういう意味で二つをワンセットにいたしまして御提案申し上げまして、御賛同を得たわけでございます。そして当時は見積もりでは、資本構成の是正の減収額は約百億円、九十何億円足らずでございませぬが、貸し倒れ引き当て金の中小法人の割り増しのときは、百億円ばかりの減収額を立てまして、大体対等というふうに見ておつたわけでございますが、実績では、先般お出ししました資料でおわかりのとおり、大法人の資本構成の是正はなかなか簡単に進みませんでした。これは堀委員がよく御指摘になり、こんなふうなことで資本構成の是正が進むわけはないという話がありませぬ。また、まさしくそういうことぐらゐでは済みませぬので、幸か不幸か、減収額は四十五億にとどまつておる。一方、中小法人の貸し倒れ引き当て金の割り増しは、これは単純に引き上げますので、九十五億円の減収と

聞きたいのですが、資本構造の改善の問題で、自己資本の比率を高めるといふ減税制度、これは資本金一億円以上のものに対してだけ認められておると思つておられますが、これはほとんど中小零細企業には当てはまらぬ、そのように理解していいわけですか。

なっておりますので、こういった意味では、実際の得をしたのは中小法人である。こういう若干沿革的な説明になって恐縮でございますが、二つを一体として考えたものでございますので、私どもが大法人だけ考えたというふうにお考えにならぬようにお願いしたいのでございます。

○広沢(賢)委員 貸し倒れ引き当て金の問題についてワンセットで答弁されましたが、私はそれを聞いていたんじゃない。自己資本比率の改善の問題についてまずお聞きしたいのです。

その自己資本比率改善の問題ですが、こういうことがあると思います。いまおっしゃったとおり、八幡は自己資本の比率が、調べますとずいぶん減っています。大手六社は二九・一％が二八・二％に低下しています。その他の企業も、鉄鋼ですが、二二・八％に低下しています。つまり、こういうことをやっても、低下している理由は何かというたら、これは特別措置の政策効果よりも、八幡や何かだんだん金を借りて、政府の言うことを聞かないで設備拡張をやっておる。人から金を借りれば自己資本の比率はどんどん下がる、こういう方向のほうがずっと重要なんです。こういう歴然たることがあって、なおかつ、この自己資本比率というのを非常に大きく掲げて、四十五億の減収ということになっておると思うのです。これをさらに続けると、八幡の場合どういふふうになるかというところ、設備拡張をどんどんやるから、自己資本比率はさらに低下する、それを今度は特別措置でもってさらにいろいろとびほう策を講じているということになるのですが、これは矛盾していると思いませんか。

○塩崎政府委員 非常に大切な問題でございます。現在の資本構成をどういふふうにご考えたらいかがというふうな問題でございます。私には、自己資本は、世界的に競争しておる企業あたりでは、やはり自己資本が高くて借り入れ金のウェイトが少ないほうが望ましいという常識的な見解を支持するものでございまして。しかし、これが税制で直るといふふうにはなかなか考えて

おりません。しかし、私は、これは、企業減税が必要であり、企業減税も企業の体質改善が必要である。それは同時に自己資本比率が高いほうがいいということにつながると思えますが、そういう努力した企業に対しては、こういったメリットを与える方式も適当ではないかと思うのでございます。しかも、法人税を単純に引き下げると議論が非常に危険性をはらんでいることは、もう廣沢先生御案内のとおりでございます。昨年企業減税が問題になりました際に、法人税率を引き下げるといふ案で一時提案されたことがございまして、法人税を引き下げるといふことは、配当所得が二百二十六万五千円まで非課税というの際、さらにまた、個人所得税が高いというの際に法人税を引き下げるといふこともまた基本的な仕組みに影響を与えることではあるか、こういうふうな考え方が私は十分納得できると思うのでござい

ます。それよりも、むしろ法人税の引き下げというねらいが企業の体質改善ということにあるとすれば、端的に企業の体質改善になるようなやり方、それは資本構成の是正に税制が協力しようというならば、そういった努力した企業に対してメリットを与えるやり方も、いま申し上げましたような法人税の基本的な仕組みが問題であるときから、改善の、セカンドベストの方法ではないか、こんなようなことで御提案申し上げ、御認可を得たわけでございます。

したがって、資本構成の是正をしない限りはボーナスはいかぬのだというところは、単純な法人税率の引き下げよりは、直接的な効果があるろうかと思えますが、そういった点で御批判はございませぬ。来年期限がくる問題でございます。この問題の措置につきましては、自己資本比率あるいは私企業の体質をどう考えるかという問題とあわせて十分検討されてしかるべき問題ではないかと思えます。

○広沢(賢)委員 私が申し上げましたのは、体質強化のために法人税を引き下げるといふ意味ではないのです。つまり、資本自由化ということ

にこの間言われましたが、資本自由化でもって外国資本からいろいろ脅威を受けるのは中小産業ではないか、鉄鋼など、特に八幡製鉄などはもうほとんど脅威を受けないのではないかと。これは今度資本自由化のときにいろいろと通産省からもお聞きしたいのですが、そうすると、自己資本比率のこういう問題は一億円以上の会社であるというところ、これは矛盾しているんじゃないか。たとえ設備拡張をだんだん鉄がやっていて、政府が言ってもとまらないような、企業利己主義でだんだん擴張するようなことに対しては、自己資本の比率の問題ですね、特別減免措置をやめるといふくらいのおどかしたらどうか。おどかしたらと言われ

たけれども、何かそういうのが必要じゃないかという意味で私は申し上げたので、したがって、四五億といつて、その金額は多くないと考えるけれども、政策的な問題として矛盾をなくするということだ。ならば国民が納得する、中小企業が納得すれば、これは十分考えていいんじゃないか、こういう意味で申し上げたのですが、どうでしょう。

○塩崎政府委員 御指摘の点も十分私わかんと思いません。しかし、これは自己資本の改善の努力をしなければ全く適用がないという意味において、私は広沢委員のお気持ちはこの制度の中に反映しておると思うのでございます。いま申しました法人税率の引き下げという御提案でないにいたしましても、昨年企業減税を何かの形でやろう、そして企業の体質を改善しようという空気が不況下にあつてあつたわけでございます。その方法といたしまして提案されたのが、法人税の引き下げであつたわけでございますが、それは一部は実施されましたが、大幅にやらなかったわけでございます。それがもしも法人税の引き下げの姿だけでやっておりますれば、現在減収が生じ、広沢先生のおっしゃったように、何も自己資本比率の改善の努力をしなかつた法人でも、法人税の減税を受けるんじゃないか、取り消したらどうかというふうなお話にならうかと思うのでございます。

ちよつとそんなふうな逆説的な消極的な意味もございませぬ、この制度は努力したものにボーナスを与えるというところで御要望の線が一部取り入れられた、こういうふうにご考えておられます。

○広沢(賢)委員 その努力したらボーナスを与えるというところですが、八幡とかそういうところは努力していないですね。政府の言うことを聞かないで、設備拡張をやたらにやっている。かつてに自己資本の比率を低下させている。しかも、内部留保は一ぱいで自己金融力は相当ついで、相当鼻息が荒いのですよ。全く反対ですよ。中小企業が努力して、だからボーナスという意味で自己資本の比率を上げた場合にこうなるというのでないのですよ。逆でしょう。逆だと思えますね。八幡やその他大きな製鉄企業がいまやっていることは逆ですね。私はもう一回言いますよ。政府の言うことを聞かないで設備拡張をやっている。しかももうけています。しかも、他人資本、銀行から一ぱい金を借りるから、自己資本の率は低下している。これでは全く逆ではないか、そういう意味です。

○塩崎政府委員 私、通産省の責任者じゃございませぬので、設備調整についての意見を申し上げることは差し控えたいわけでありまして、この制度は自己資本比率を向上させて初めて適用を受けるわけでございますので、おっしゃるよう自己資本比率が低下しておればこの恩恵に浴さないというところは間違いなところではございません。

○広沢(賢)委員 それでは私は、そのほかの問題についても、今度は租税特別措置に入りますときの一つ一つ当たつてみて、こういう方法はないものかと、いろいろ検討したいと思えます。次に問題になるのは、たとえば価格変動準備金、それから試験研究費なども中小零細企業、零細法人、中小法人というふうなところではほとんど計上していない。そんな余裕がないですね。退職手当の引き当て金もそうですね。そんなものは余裕がないところがあるのです。そういうところはやはり金額面でわかりませぬか。

○塩崎政府委員 価格変動準備金は、中小企業が

引き当てていないではないか、あるいはその金額は少ないのではないかと、あるいはその金額は少なからず、たなおりし資産に引き当てるものであります。たなおりし資産を持つておる大法人に多いことは事実でございますが、私どもが見ておりますと、これは非常に簡単なもの、帳簿価格で六%、価格変動の激しいものが八%引き当てるという簡単な方式でございます。退職手当引き当て金のようにむずかしい計算をいたしませんので、中小企業も非常に利用しやすいと言っております。ただ、所得に対してはたなおりし資産が少ない、たとえば小売り業者のように回転が非常に早い、そのわりにたなおりし資産が非常に少ないものに対しては、そう大きく引き当てられていないことは事実でございます。それでも一億円を限界といたしますところが問題でございますが、価格変動準備金のうちの約三割五分は中小企業が引き当てておる、こういうふうに考えます。

○広沢(賢)委員 そうすると私も、この前資料で来たこの中小企業と大企業との差というものが十分この額面どおり受け取っていいかどうか、さらにいろいろ検討したいと思つています。思いますが、先ほども貸し倒れ準備金と自己資本の改善との比較の問題のところでも言及されましたけれども、中小企業と大企業を対等の五分五分として比較検討されていますが、そういう意味がここにも出ていますね。こういう資料が出ていますが、大企業というのは圧倒的に少ない。中小企業で働く人たちは圧倒的に多い。だから、たとえば五分五分の恩恵に浴したとしても不公平である、このように考えています。そういう点から今後検討していただきたいのですが、問題は、きのうの問題になつた点でもう一つ、私たちが計算しますと、八幡製鉄の交際費が四十年分が十四億七千万円ぐらいだといふのですが、大体そのぐらいになると思いま

すか。 ○塩崎政府委員 大企業と中小企業に對します租税特別措置の片寄り方と申しますか、分配と申しますか、それを盛んに研究されておるのでございましょうが、私どもも資料を提出いたしまして御参考にしたと思つております。ただ、五分五分ではおかしいのだというお話でございますが、私どもは、確かに中小企業に片寄つておる金額のウェートのほうが大きいと思つておりますが、このほかに、いつも申し上げておられますように、法人税の基本的な税率において、大企業と中小企業との間におお差別をつけておることは御存じのとおりでございます。それは特別措置の大企業と中小企業との減収額の分類の中に入つておりませんので、これもあわせて御検討をお願いいたします。言うならば、法人税がシャウプのときのように三五%の一本税率ならば、その問題は非常に明らかになるわけでございますが、現在基本的な法律におきまして一億円以下の法人につきましては二八%と三五%、一億円をこえる法人は三五%と差をつけておる。そういう点も一緒にあわせて御検討をいただければ幸いです。

○塩崎政府委員 大企業と中小企業に對します租

税特別措置の片寄り方と申しますか、分配と申しますか、それを盛んに研究されておるのでございましょうが、私どもも資料を提出いたしまして御参考にしたと思つております。ただ、五分五分ではおかしいのだというお話でございますが、私どもは、確かに中小企業に片寄つておる金額のウェートのほうが大きいと思つておりますが、このほかに、いつも申し上げておられますように、法人税の基本的な税率において、大企業と中小企業との間におお差別をつけておることは御存じのとおりでございます。それは特別措置の大企業と中小企業との減収額の分類の中に入つておりませんので、これもあわせて御検討をお願いいたします。言うならば、法人税がシャウプのときのように三五%の一本税率ならば、その問題は非常に明らかになるわけでございますが、現在基本的な法律におきまして一億円以下の法人につきましては二八%と三五%、一億円をこえる法人は三五%と差をつけておる。そういう点も一緒にあわせて御検討をいただければ幸いです。

○広沢(賢)委員 私はそれはおかしいと思つて

います。たまたま、大きな会社でもって財務諸表や何か全部公表しているのです。いろいろ見ますと、私がとつたのでもこれは歴然として見えます。鉄鋼業のいろいろな雑誌からとつておるのですが、こういうものはむしろ明らかになつておるのです。よ。やはり八幡製鉄といつたものは、さつき私が言いましたように、非常に疑いの目をもつて国民から見られておるのです。なぜならば、政治献金が一番多い。そういう点で、この租税特別措置と政治献金の関係、または財政投融資と政治献金の関係というふうな問題がいろいろ問題になつておる。その一番筆頭の企業です。私はきのうから申しましたとおり、金はもううんともうけておるのであります。自己金融力がついて、政府の言うことを聞かないでどんどん設備拡張しているという、とうもろもない製鉄会社ですよ。しかも、それによつて今度生産過剰になつた場合には、これは日本経済に及ぼす影響がきつて大きい。きのう大蔵大臣申されましたとおりです。新聞でも相当たいておる。こういう一番重要な問題について話ができない、公表できないというのじゃ、これはどうやって経済問題を議論するの。個別にやるのか、わからぬです。たとえば、私が言おうと思つたのは、交際費が十四億七千万円で法人税が十五億円、全く同じくらいです。こんなことを見ればだれもおかしいと思つておる。だから、さつき言った政策目的に合わないいろいろの特別措置が行なわれておる。たとえば、この次に言う資本自由化の問題についても、私は大蔵大臣の言っていることは納得できない。しかも十四億七千万円と十五億円、法人税が十五億円で交際費が十四億七千万円というのでは、これはもうとてもみんな憤慨するでしょう。交際費については、私はあとで議論しますが、これは必要経費に認める理屈はあると思うのです。あとでいろいろと議論しますが、これはあまりにひどいですね。こういう問題を議論しないで全部伏せておくんだということになれば、国政、経済問題を審議することはできないと思つておるのです。いまの御発言というのは、まことに正確にいうとどういふ御発言なんでしょうか。

○塩崎政府委員 私どもは職務上知り得た秘密は

漏らすことができません。こういう意味で申し上げておるわけでございます。したがらしまして財務諸表で公開されておるものならば、私どもの調べるところで十分できるところでございまして。それは十分提供したいと思つております。職務上知り得た秘密をいたしましては、八幡の交際費が幾らであるかというところは十分存じておりますが、公表されたものについて御報告申し上げることに決してやぶさかではございません。

○広沢(賢)委員 それじゃ、公表された額でどの

くらいだと思つておる。 ○塩崎政府委員 私はここに半期の交際費のものを持つておりますが、これは職務上知り得た秘密のほうに属する資料でございますので、公表したものを私自身確かめておけません。一年間で見れば、おそらく先生のおっしゃつたような数字に近いものではないかと私は想像しております。そして税額は、先生のおっしゃいましたのは半期の税額ではないか、こういうふうな職務上知り得た秘密から推測しております。

○広沢(賢)委員 それでは、いろいろと検討され

まして、交際費の内容というか、額について八幡並びに大手五社の公表できる限りのものを出していただきたい。 それからその次に、八幡が公然たる寄付金として許容されている額は御存じですか。政治献金をするとかその他の許容限度の額は御存じですか。

○塩崎政府委員 これは半期でございまして、資

本金がございまして、損金算入限度は当然申し上げてもいいはずでございまして。四十年の下期で八幡製鉄の寄付金の限度は一億四千八百万円でございます。 ○広沢(賢)委員 そうすると、私の調べたのと相当違つておる。下期一億四千八百万円ですね。全部合わせると三億円くらいと見られますが、私が見ているのは六億六千万円くらいと数字があつておる。これはまた検討いたします。 結論はこういうことなんです。小沢さんに答えていたが、私どもは、資本自由化といつても、現在資本自由化で脅威を受けておるのには中小企業である。製鉄のような独占的大企業は資本自由化

にその影響されないのではないか。これは一般にいわれているA類に入っている。この大企業が設備拡張を猛烈にやっつて、政府の再三言うことも聞かないし、これが先ほど言ったとおり、もう耳にタコだと思えますが、設備拡張が過度にいけばあと数年後にたいへんな不景気の原因になる。国民が全部迷惑するのです。こういうような鉄鋼会社が大もうけをしている。新聞でも御存じだと思いますが、ことしのもうけは全国の業種の中で筆頭だと思ふ。しかも、大蔵大臣の表現によれば自己金融力がどんどん増して、銀行が貸すとか貸さないとかいって、自分でもって拡張するとか貸さないとかいって、いろいろの対策を講じていることが大事じゃないか。そうすると、資本自由化に対して、体質改善のためにいろいろの特別減免措置をやるといふような理屈は、鉄鋼とか造船については成り立たないのではないか。特に鉄鋼については成り立たないのではないかと、この前です。中小企業は現在倒産が進んでいるのです。この前の資料では、関係特別措置は四五%と五四%だといふような数字が出ていても、中小企業はそれこそ特別措置をしてもらいたくないことはいある。いろいろの試験研究費にしても退職手当の引き当て金にしても、零細企業はむしろ利用できない。利用するのは大企業ばかりだ。しかも鉄はこういう状況だ。これは全然矛盾しているではないかという事について、政治的に大きく日本経済全部見渡して正しいかどうか、小沢政務次官にお伺いします。

○小沢政府委員 御承知のように、設備投資なりあるいはそれぞれの会社のいろいろな運営につきましては、ごく主観的なものでございます。税の制度というものは客観的なものでございます。特別措置の内容についてはいろいろと御議論がありまされども、私もそれはそれぞれや企業業の合理化なり、体質改善なり、あるいは輸出振興なりの見地から、これが必要な客観的なものである、効果のあるものであるという事で、特別措置を全般的に継続しておるわけでございます。またその内容が効果があらなかつたり、その必要がなくなつたりする場合には、それぞれ改廃をしなければいけません。臨時特別の措置としておられるわけでございます。これを適用された個々の企業が主観的にその企業で判断をして、設備投資なりあるいはそのときの経済情勢により会社経営の方針によってやつていくことと結びつけて議論をするのは、私どものいまの税の考え方とは少し考え方が違ふのじゃないかと思ふ。したがって、いまお話しのように、非常に好況を迎えつつある今日、八幡が非常に利潤が上がっている、だから体質改善なりあるいは合理化なりの必要性からわれわれがとっている特別措置法を適用するのはおかしいではないかというの、私どもの税に対する考え方と少し違つていふような気がしますが、それはそれとして、現在の経済なり全般の会社運営のたてまえといふことから見ますと、少し別の面から議論していただかなければならぬ問題ではないかと思つております。

○広沢委員 小沢さんには済みませんが、全然要領を得ない。たとへば、こういうことで、税金制調査会の答申には、いま小沢さんがおっしゃつたとおり、政策目的に合わないものやなにかは改廃していくのだ、それから租税は税負担の公平というものが主眼で、租税特別措置は例外的なものだといふことをいっていますね。そういう立場から政策目的については厳密に検討しなければならぬといふのでしよう。それで私は厳密に検討したので、そうしたら、いいですか、簡単な論理なんです。鉄鋼会社は政府の言うことを聞かないでどんどん設備拡張をやつていふので、これは二、三年後、数年後にはあるいは生産過剰で不景気の原因になるかも知れませんが、これは毎日新聞の論説委員とかなんかが大きく出して、これほど重大な問題であるにもかかわらず、自己資本比率は人から金を借りてどんどん低下している。もううけておらなから自己資本比率は低下しているんですよ。それで設備拡張をやつて政府の言うことを聞かないのだから、こういう聞きまして、またその内容が効果があらなかつたり、その必要がなくなつたりする場合には、それぞれ改廃をしなければいけません。臨時特別の措置としておられるわけでございます。これを適用された個々の企業が主観的にその企業で判断をして、設備投資なりあるいはそのときの経済情勢により会社経営の方針によってやつていくことと結びつけて議論をするのは、私どものいまの税の考え方とは少し考え方が違ふのじゃないかと思ふ。したがって、いまお話しのように、非常に好況を迎えつつある今日、八幡が非常に利潤が上がっている、だから体質改善なりあるいは合理化なりの必要性からわれわれがとっている特別措置法を適用するのはおかしいではないかというの、私どもの税に対する考え方と少し違つていふような気がしますが、それはそれとして、現在の経済なり全般の会社運営のたてまえといふことから見ますと、少し別の面から議論していただかなければならぬ問題ではないかと思つております。

○塩崎政府委員 少し制度の技術的な内容まで入りましたので、私からまず補足的に御説明申し上げます。いま、鉄鋼会社に適用のある七つの特別措置というお話がございましたが、たとへば、自己資本比率改善の場合の特別措置、税額控除の制度はこれは鉄鋼業だけに適用があるのではなくして、全般的に一億円をこえる法人ならばすべて適用があるわけでございますので、こういったものは鉄鋼会社だけが特定の控除をしたからといふことを適用しないといふようなことは私はなかなかできないものだと思います。鉄鋼だけの特別措置として考えられますのは、合理化機械の特別償却、これが鉄鋼業という業種が指定されて、たとへば、高炉あるいは特別な圧延設備、これにつきまして四分の一の特別償却の制度がございます。これを広沢先生のおっしゃる案に従えば、現在設備拡張をできるだけスピードダウンさせようといふのだから、それを振り切つて設備をつくつても、特別償却は少なくとも停止したらどうか、あるいは適用しないことにしたらどうか、こういう御提案だといふふうに乗つたのでございませう。そういう考え方でも私は十分成り立ち得ると思ひます。しかしながら、私はしろうとでございませうけれども、設備調整の制度についてもいろいろの御意見がございませう、それからまた会社の中にはどの会社が設備をまざるかというふうな問題について種々な意見があり、この間は非常な意見が幅広く分かれるところだと思つてございませう。さらにまた、設備調整を延ばせといふのは、やはり景気の過熱を押える景気調整的な一時的な問題も多分にあるかと思ひます。ところが一方特別償却のほうには、これは基幹産業の競争力をつけるという相当レインジの長い問題でございますし、そういう角度から近代化を進めていくという制度でございまして、昭和二十七年からでございますが、鉄鋼、自動車が相当恩恵を受けておる産業でございますが、そういう面から見ると、相当時間をかけてみる特別償却の制度は、これは軽々にストップするということは適当じゃない、これが第一の理由でございます。

第二は、若干技術的と申しますか、説明になって恐縮でございますが、この特別償却の制度を完全に恩典と考えるかどうか。と申しますのは、技術革新の非常に速い時代、わが国の税法上の耐用年数は非常に硬直しがちの制度でございます。耐用年数も法定化されておらず、自分がかつてに技術革新を見積つて、自分の経験から示すところの耐用年数を主張しても通らないような制度でございます。これは外国に比べて非常に固過ぎるという話がございます。償却方法も定率法と定額法の一本であり、残存価額も一〇%といふふうで、外国ならばゼロという場合もあると申すのでございますが、非常に硬直された傾向が強い。しかし一方技術革新がどんどん進んでいふ。ことに国際競争力の激しい部面では、きょう新しい機械と思つたものがあすは陳腐化した機械だといふ言われております。それを救う意味が特別償却の中に相当あるかと思ひます。そういう意味合いを考へますと、この設備調整についていふようなことを幅広く意見のあるときに、直ちに特別償却の制度を停止するといふようなことはやはり危険な問題ではないか。ただ、私も鉄鋼業のこれまでの経過から見まして設備も相当近代化してきた。広沢先生のおっしゃるように、世界的に見て決して劣つた設備ではないといふことを言われまますので、去年の制度改正と申しますか、これは二年ごとに設

備の内容を洗い直すことにいたしておりますが、その際に、どの程度の効果が生じ、今後日本の鉄鋼業にとって特別償却の必要な設備は、たとえば高炉のうちどの様なものであろうかという議論をして範囲を縮小してまいっておるわけでございます。それでもまだまだ必要な部分は残っておりますので、特別償却適用のスペックはございませぬけれども、こんなようなことを加味して出したので、一つの税制上の制度としては十分納得できるのではないかと。そういうことで投資する側も安心して投資できる、かように考えるのでございます。

○広沢賢委員 特別償却の問題についてはきのうも何かおっしゃいましたね。軽々に一挙に取り払っちゃいかぬ。それについては技術上の問題もありませぬ、いろいろあると思えますから、私どもも検討するということは、これはきのうお約束しました。一番大事なことで、小沢さんにお聞きしたかったのは、つまり政治の方向というのは筋が曲がっていかないかということですね。そうすれば、いろいろ技術的な点は抜きにして、これが行き過ぎたらもとへ戻ればいいんだし、筋としてはこんなに国民経済に横暴をきわめて、管理価格の問題も全部そうですが、鉄鋼業のような独占的な大企業に対して政府はシビアな態度を何らかの方法でとる。つまりいろいろな立法技術や何かは第二番目で、一番大切なことは政治の太いその筋だと思っております。その姿勢のかまえて、これは小沢さんにお聞きしたかったのです。

これはなおいろいろと検討したいと思えます。たとえば交際費の問題についても、新聞で見ましてお見せしましたが、交際費に対してもなかなかきつことを言っておられますし、おそらく小沢さんも塩崎さんと同じように、政治の筋をすつと通すということについては、立法技術はあつとしまして、今度この問題についてはもう一回質問しますから、そのときまでいろいろと考えておいていただきたいと思っております。

時間がないうで、もう一つ国税庁長官にお聞きしますが、先ほど横山委員が言いましたが、税務

運営方針というのはなかなかよくできています。非常によくできています。これは毎年だそうですが、しかし横山委員と同じ意見なのは、どうもやっているとあの内容とちよつと違ふ点があるんじゃないかというところがある。もう一つは、あれに不足しているところがある。それで一つお聞きしたいと思うのですが、憲法では法のもとに全部人は平等であることと保障されています。つまり在日朝鮮人は大体七十万人ぐらゐ日本にいます。その人たちは非常にいろいろな仕事をしています。工業、それから商業ですね。そのやっていると、努力していること、実業をやっているという点では、やはり日本人と同じだと思ふのですが、税金の面で税務署のやり方が、国籍によっていろいろと取り扱ひを違へたり何かするようないかと思ふのですが、そのとおりですか、どうですか。

○泉政府委員 税務の調査にあたりまして、国籍云々によってその調査のやり方を変へるといふようなことはいたしておりませぬ。○広沢賢委員 それを聞きまして、私も今後いろいろと苦情がきた場合には、出かけていって国税庁長官がそう言ったからということできつと申します。非常にいいことです。

と申しますのは、たとえばこういうことが一つあるのです。名前は隠します。酒屋さんの名前だけ言います。澤村屋さんという酒屋ですが、国税庁のお役人が、四時間におわたつて、だれそれは北朝鮮系であつて、彼は政治運動をしている、日本の法律違反を犯しているから、彼は強制送還になるかもわからぬ。こういう者とは取引しないほうが得だよというところを、仕入れ先の酒屋さんに言つておどかし歩いておる。その酒屋さんが協力しないと、今度は酒屋さんの許可証を取り上げたりする。これは越権行為ですね。こういうことを言つて歩いておるというので、それで私が、国税庁長官に断わらなかつたので、すみませんが、東京国税局の査察部のはうへ行つていろいろ聞いた

だしましたら、絶対にそんな人はいないという

です。どこでそういうことが起きるのだからと。いろいろの苦情がきておるのです。だから一つならこの人はどうかと思ふのだけれども、七つくらいきておるというところを見ると、どこからそれが出たのだらう、泉国税庁長官のもとではそういうことは出ないだらう、そうすると、国税庁長官や何かの知らないところで何かそういう教育を横からやっていると、いやな感じがする。それから、綱紀紊乱とも思われる。税務大学校というのがありませぬ、あそこでの教科内容なんかいろいろ調べようと思つておるのです。この問題は非常に重要で、外交問題でもあり、国際的な基本的な人権の問題ですから、特にお聞きしたわけですが、もう一つあるのです。もう一つは、国税庁長官は飯塚税理士事件というのを知つておられますか。知つておられますか。

○泉政府委員 知つております。○広沢賢委員 この事件のその後の成り行きはどうなつたかお聞きしたい。結論はついてないと思ひますが、一応知つておられない方がいるといけませんから、一応知つておられる方がいるならあれですが、この事件はきわめて重要だと思ふのです。これはあとで聞こうと思つたのですが、たとえば名寄せ、これはできないといわれ

ていますね。各銀行から全部名前を寄せて、それで預金の額を調べるといふことはできない、技術上むずかしいとか、できないとかいふ問題がいろいろある。ところが、かつて気ままに、自分の気に入らない、税務署の方針にたてをくく、これはイデオロギーも何も除いてです、飯塚税理士のような人たちに對してはもう二千名ぐらゐ投入してぐんぐんと調べておどしつける。そうするとびっくりくる、そういう形でしょう。それと同様なことをやつておる事件を、この間も私は浅草の酒屋さんの問題でお聞きいたしました。それでいろいろ聞きま

すと、つまり銀行の預金は名寄せで十分調べることができないといわれていながら、ある場合にはそういうこともどんどんやる、こういうところが

あるのです。あの運営方針にはひとえに納税者の利益をはかり、理解と納得の上にとやるということが書いてありますが、そういう問題について、国税庁長官は絶対にそういうことはさせない、もし国籍その他によってえこひいきする者があつたら、これはやはり綱紀紊乱で、それこそ公務員たる、国民の公僕たる地位に反するのだから、十分善処する、処罰するといふような強い態度があつてしかならぬと思ひますが、国税庁長官の確信ある、そういう国民のための税務運営方針を發表されたその決意をお聞きしたいと思ひます。

○泉政府委員 いまいろいろお話がございましたが、まず最初に申し上げましたように、酒屋に出かけていってその取引先が北朝鮮系の人であるから云々といふことを言つたような事実はございませぬ。広沢先生からお話があったことを私も東京国税局の者から聞きました。これにつきましては、私のほうで調査いたしましたところで、はそういう事実はなく、現に澤村屋という酒屋の御主人はそういうことはなかつた、公判廷において証言してもよろしい、こういうことを言つておるのであります。

それでは、どうしてそういう話が出てきたかということになるわけですが、これにつきましては、これは私もまだ正確に証拠を握つたわけではございませぬけれども、ある種の人がデマを飛ばしておるというように聞いております。したがつて、それは事実と反するものと考えております。

次に、飯塚事件そのものの処理に關連して、銀行預金の名寄せはなかなかむずかしいけれども、こういういた飯塚事件のような場合には多数の者を動員して調査するではないかというふうなお話でございませぬ。まあ飯塚事件の場合におきましては、いわゆる賞与というものを支給したことについては、実際上支給しないでおいてこれを会社の損金に認めてくれ、それによつて法人税の負担の軽減をはかる、こういうことがその税理士の関与しておられる方々の会社において行なわれ

るといふようなことになってまいりました。これは税務行政上非常に重要なことでありますので、それらの関与先につきまして調査をいたしたというところであります。

二千八動員とおっしゃいますが、そんなに多く動員したわけではもちろんないわけでございます。私もといたしましては、やはり税の公平な執行という立場からいたしまして、脱税を企図するといふようなことに対しては厳正な態度をもって臨まなければならぬ、このように考えておるわけでございます。もちろんそういう意味で、銀行預金につきましてそれを架空名義なりにしたしておきまして、その所得を取得しようとする向きに対しましては、厳正な調査をすべきことは当然でございます。ただ銀行預金の場合にそういう架空名義になっておきますと、その名寄せがなかなか容易でない、こういうことが事実存在しているというだけでございまして、私どももといたしましてそうしたものを摘発をして、脱税を明らかにしていくという努力をすることにつきまして、いささかも怠つてはならないつもりであります。

したがって、税務運営方針におきまして、先ほどのお話では、いいことばかり書いておるが、なかなかその実行面と相違しているじゃないかというところがありますが、そういう点につきましては、私もあそこを書いてあることがそのまま現在行なわれておると思っております。なお私どもの今後の努力によつて、あそこ書いてあるようなことを実現していかねばならない点は相当多いと思っております。しかしながら、私どもとしましては、あの税務運営方針に従つて五万の職員が税務行政を適正、公平に執行していくということを期待いたしておるのであります。

○広沢委員 最後に、事実の問題について言います。澤村屋さんの問題は、それはなかったと澤村屋さんが言ったのだらう、これは非常にいいことだと思つた、そういう事実がなければ、ほかのところ六軒あるのですが、それも確か

めてみて、デマを飛ばしているにしても何にしても、事実無根ならば非常によろしいです。それからテレポートがあると言つた人がね。しかしそういう問題についてはあまり言つた人をとがめるのじゃなくて、問題はこういう事実が今後起こらないようにすることが大事だから、国税庁長官がそういうことは絶対ない、あり得ない、今後もし起こさないと決意を表明していただければ、私はそれでいいと思つた。

それから、いろいろ私は税理士の方から説明を受けたが、この飯塚事件については、私の同僚議員の方はよく知つていて、くどくどは申しません。しかしここに説明されている文では、どうも国税庁のほうで非常に——たとえば、飯塚事務所は、二百社ぐらい悪いことというか、節税を過度にやろうとした会社その他を断つて、そのうち更正決定を受けた、あとでそれを直された件数は三割ぐらいしかないというおとなしい、国税庁に一番協力しているという飯塚事務所が、さつき言われた問題ですね。これにはこう書いてあります。「企業の成果配分として従業員に賞与(損金計上)を支出したが、未払金になつていて、分については、税務署でそれを否認更正したので、それで訴訟になつた。訴訟を起したら、今度は猛烈と新聞紙などでまず飯塚を脱税指導というこ

とで悪宣伝を始めて、それから「特調班約八〇人」を動員して、一カ月近くの間毎日二〇社を調査して、延べ二千人——二千人と書いてあるのですよ。「延べ二千人位を投入したわけである。折柄年末に向つて商店の忙しい真最中の調査であるから、業者は悲鳴をあげた。次いで関与先を飯塚から脱落させるように仕向け、——関与先というのには得意先ですね。その関与先に、「飯塚を断るから他の税理士のあつせんを願う」旨の印刷物に捺印させた」つまり、代官所みたいですね。これが事実だとすれば、やはりいまの御答弁では、このあと始末はついていないといふことで、下をかばわれるのはわかりませんが、ここに公然とちゃんと公文書をもつて書いてあるように、税理士が

いろいろ言つて歩くことについては、火のないところに煙は立たぬから、両方の言ひ分を聞かなければなりません。だから私は一方的にこれは固執しませんが、こういう問題については、やはり運営方針では、良識といふことを非常に強調しているのです。したがつて、これが良識に合うかどうかいろいろと御討議されて、国民に親切な税務行政にしたいだきたいといふことを要望いたしま

す。

○小沢政府委員 私、最後に、ただいまの広沢先生のことに、大臣の次の者として一言申し上げたいと思つたのですが、税務行政はなかなかやりにくい行政でございます。えてして世の中の悪質な脱税その他いろいろな事犯についてはあまり追及をしないで、それを取り扱う行政官吏についての非難をやつたがるものでございまして、この点はいろいろな問題が起るつど先生方からいろいろな議論なりあるいは御注意をいただくわけでございますが、しかし、私率直にこの前申し上げましたように、昨年参りましてから、ほんとうに税務官吏が少数の間で実に真剣に一生懸命まじめに努力しているといふことにつきまして、すなおに驚き、かつすなおに敬意を表しているわけでございます。こういう点も先生方からよくひとつ御認識を願ひまして、やはりあたたかい目でいろいろこれらの職員について御指導賜わるといひまして、国会でもいろいろいふことも戴出面につきましてはいろいろ議論があり要望がござい

ますけれども、ほんとにわれわれの国をささえているものも、やはり正しい国民の納税であり、またこれを取り扱う国税庁全国五万の職員じやなからうかと思つたので、十分御理解いただいているとは思ひますけれども、間々この国会の議論だけが伝わりまして、いかにも一生懸命やつてい

る者がまたまたたかれるといふような印象を与えて国税庁の職員が意気な思つたので、こういうこともやはり大きな問題だと思つたので、こういう点につきましても私どもは十分意を用いておるつ

もりでございます。今後ひとつ積極的にならざるも職員への激励になるようないろいろ御指導をいたしたいものだといふことを私は特別にお願いをしておきたいと思つた。

○広沢委員 正しい納税意識を起すためには税金はどうあるべきかといふことについては、この次また議論します。

以上で終わります。

○毛利委員代理 永末委員。

○永末委員 大蔵大臣が来られましたので、大蔵大臣に御質問申し上げたいと思つた。

今度の所得税法等の改正にあつてもいろいろ御苦勞なすつておられると思つたので、しかし、この法案を提出されるに際しては、大蔵大臣の基本的な考え方をこの際伺つておきたいと思つた。それは、このごろの日本の国は都市化現象が進んでまいりまして、家族が細分化されてまいり。すなわち、一人一人の人間が自分の暮らしを自分の収入に見合つて立てなくてはならぬ、こういう形になつておると思つた。社会学者はこれを大衆社会と呼んでおられますが、そういう社会になつておるときに、税金をとられるといふこと、そのとられた税金が自分の暮らしにどのようになつておられるかといふことについては、非常に鋭敏な感覚で、そのとられる税金のとられ方ないしはその税金の使われ方について国民、納税者は考へておると思つた。したがつて、大蔵大臣に伺ひたいのは、そういう社会にいま変わつておるとも、大蔵大臣も御認識になつておるとするならば、税をとる側、そしてまた大蔵大臣は同時にその税を使う方でございますから、国と国民との関係について、そういう税をとり税をまた使うといふ、国民側からいへば給付し、政府側からいへば反対給付を与える、そういう点についてどういふ配慮をされておるかといふことをまづ伺ひたいと思つた。

○水田国務大臣 なかなかむずかしい大きな問題の御質問でございますが、あるいは的を射ないかもいれませんが、申し上げますと、現代國家は租

らば税の対象にだけあって、一体それが自分にと
う返ってくるかを測定することがきわめてむずか
しい。政府がそれを率直に説明されるなら別であ
りますけれども、彼らは取られることではしか税金
に対する関係はない、こういうことではないかと
思うのです。

そこで、その事態を明らかにするために、主税
局長に伺いますが、一体この有業人口のどれくら
い税金を取ろうという計画になっておるのです
か、ことし並びに今後の見通しでは。

○塩崎政府委員 将来の目標というよりも、現在
の所得税の納税者が有業者に對してしましてどの程度
になっているか、その点を申し上げたいと思いま
す。四十二年度の全所得者に対して、納税者
数は四二・二%と見積もっております。

○永末委員 所得にもいろいろございますから、
いわゆる有業者と称せられる者の中で、実数はど
れくらいと踏んでおられますか。

○塩崎政府委員 有業者は同時所得を持ってお
る者だと私は考えまして所得者で申し上げました
が、これは有業者と考えてもよいと思えます。そ
こで、全体の数は四千九百二十万五千人と見てお
ります。納税者数は二千七百五十万人と見てお
りますから、四割二分二厘、こういうふうになると
見ております。なお、御質問がございませうれば、
そのうちのサラリーマン、あるいは農業所得者、
あるいは営業者、自由職業者、この割合を申し上げ
ることにいたします。

○永末委員 私の伺いたいのは、その約二千万人
の中で給与所得者に限ってひとつ焦点をしばって
みたいと思えます。給与所得者はことしは何名で、
それからあなたのはのうの租税計画によりまして、
だんだんにふえていくことになっているのでしょ
う。それもちょっと言うて下さい。

○塩崎政府委員 現在御提案申し上げております
所得税の改正案では、給与所得者を減少すると見
ておりますので、給与所得者の全有業者と申し上げ
ますか、所得者の数は三千六百万人とございま
す。納税者数は千七百八十三万一千人と見ており

まして、五九・一%と見ております。なお、税制
改正を行なわれないといたしますれば、毎年毎年納
税者の数は雇用人員の増加によってふえていくわ
けでございませう。私どもが見通しておりますい
ゆる長期計画におきましてふえるというのには、そ
れをあらわすわけがございまして、この関係につ
きましてあとでちょっと資料を見て御説明申し上
げたいと思っております。

○永末委員 その資料をお調べになりましたとき
には、給与所得者の中で、扶養親族のない者、これ
が年々伸びておると思っております。つまり扶養親族
がなくして給与所得税を払う者、そのことをひとつ
明らかにしていただきたい。

○塩崎政府委員 この点は、私はもう何回もこ
で申し上げましたが、課税最低限は平均賃金の上
昇程度上げてまいりましたけれども、初任給の増
加が、若年労働力不足の関係で、平均賃金の上昇
率を上回っております。そのために、課税最低限
は平均賃金の上昇程度に見合せて上げてきた。第
二には、これもたびたび申し上げておりますよう
に、課税最低限の引き上げのしかたといいたしまし
て、独身者よりも、どちらかといえば世帯持ちのほ
うにウエートを置きまして、たとえば配偶者控除、
これは妻の地位を上げるためといわれおります
が、配偶者控除の金額あるいは扶養親族の扶養控
除を引き上げてまいりましたので、独身者の課税
最低限の引き上げの幅が薄くなったために、独身
者の納税者が非常にふえておることは事実でござ
います。三十年に千万人の納税者がございました
が、現在約二千万人。その間千九百万人はサラリーマンで
ございました。残りの百万人は資産所得者でござ
います。現在の二千万人のうちの九百六十六万人は、
約四八%ばかりになりましたけれども、税法上の単身者
と申しますか、扶養親族のない者でございませう。
お、これが全部若年のサラリーマンかと申します
と、決してそれだけではありません。大部分そう
いった方が大きな割合を占めておることは間違
いでもございませぬけれども、そのほかに、これは

御議論があるところでございますが、扶養控除の
要件あるいは配偶者控除の適用の要件といたしま
しての所得限度を三十三年から五万円に据え置い
ております。その関係で、奥さんに分けました株
式の配当所得がだんだんふえてまいる、あるいは
相当共かせぎという事態もふえてまいった、こん
なような新しい社会現象のために、奥さんであり
ながら配偶者控除の適用を受けないで、税法上の
単身者と申しますか、単身者となっておる方が相
当多い。こんなような関係で、九百六十六万人ま
で税法上は単身者が見られておる、こういうこと
でございませう。

○永末委員 大蔵大臣、あなたのほうの自民党政
府の政策というのは、所得をふやそうということ、
いわば経済の成長政策——いま安定政策というの
ですが、やはり安定成長、その政策のおかげですつ
と物価騰貴が起りましたね。物価騰貴が起りま
すと、いまの単身者の所得であれ、あるいはま
たその他の家族持ちであれ、給与所得者というの
はいろいろ苦勞いたしました。名目賃金を上げてま
す。上げますけれども、物価が上がってまいりま
すから、実質賃金はそれに伴わない。ところが、
税制は年々変えられます。ことしいろいろな基礎控
除を上げたり扶養控除を上げたりして、形式的な
公平性を保とう、物価騰貴に見合う調整だけは
しようという御苦心のほどはわかるわけでありま
すが、物価騰貴に見合つてなるほど名目賃金は上
がってきておるけれども、実質的な痛さというの
は、私はふえておると思ふのだが、あなたのほう
はどう見ておられますか。

○塩崎政府委員 まず第一に、先ほど納税人員が
将来どの程度多くなるかという質問に對して、お
答えを留保いたしました。私どもが税制調査会
に出しました資料では、サラリーマンは四十六年に
は二千九百三十五万人、約九百万人程度の増—
四十二年に税制改正をいたしますれば千七百万人
になりますが、税制改正前で計算いたしましたお
りので、約二千万人でございまして、九百万人ばか
りふえるという見通しを持っておることをまず申

し上げたいと思ひます。

その次は、第二の問題は、減税減税といひなが
ら実は物価騰貴等の関係で苦しさが増しているの
ではないか、こういった御質問でございませうが、
私は確かに減税は事実あったと思ひます。先ほど
もここで御答弁申し上げましたが、昭和三十五年
から昭和四十一年までの給与の伸びは七割五分で
ございませう。その間所得税の減税を行なつておる
ために、給与が七割五分伸びたにかかわらず、各
階層を、現在たとえれば百万の方は、三十五年に七
割五分で逆算いたしますと幾らであつたかという
ことを計算して、それからそのときの所得税法を
適用し、現在の四十一年の税法を適用いたします
と、所得が七割五分伸びたにかかわらず、所得税は
四割から五割程度しか伸びてない、こういうこと
が出来るわけでございます。ただ問題は、これは経
済的な数字ばかりではだめだといひおしかりがあ
りましたけれども、住民税が減税が行なわれてな
いのみならず、昭和三十七年に所得税から住民税
に回されましたので、二倍半ばかりの増加を示
しております。それからまた可処分所得を減殺する
ものといひまして、社会保険料の負担金が、や
はり賃金の伸びと同様、あるいはそれより若干上
回つて伸びておるわけでございます。したがいま
して、所得税は、所得水準の上昇があつたにか
わらず、やはり減税された。ただ、そこに貨幣價
値の低落という問題がございませうが、それを加味
いたしましたも、減税になつたことは事実だ、か
ように思ふわけでございます。

○永末委員 だいたい回り回つて答えておられませ
うが、私が聞きたいのは、そういう条件を勘案しな
がら、世の中には税痛といふことばがある。歯の痛
いのが歯痛で、神経の痛いのが神経痛、税が痛
いのが税痛です。その税の痛さといふのが減つてお
るならば、国民は喜ぶわけですよ。しかしながら、
いまのような物価値上がりで、そうして名目賃金
の値上がり率と、そして税制を改正されてもか
かってくる税金と、結果的には、いま主税局長が申
しましたように、納税人員が非常に拡大してきて

おる。その拡大してきておる一番大きな新しい納税人員というものは単身所得者であつて、それは大体において低年齢である。もちろん高年齢もございませう。それでなければふえるわけがない。まず第一に、そういうことになつておるといふ事実をお認めになりますか。

○塩崎政府委員 納税人員がふえておることは事実でございます。

○永末委員 そのふえた納税人員のおもな供給源は、若年層の給与所得者というものである。そして、なべて給与所得者というものは、名目賃金の上がりがおくられてやってくるために、税痛の度合いはふえておる、こう私は見ますが、あなたはどうかおらんになりますか。

○塩崎政府委員 ふえた納税者中、若年労働者と申しますか、初任給の上がり非常に多いために、若年者、単身者が大きな割合を占めていることもまた事実でございます。ただ、税痛という点は別な問題だと私は思います。

○永末委員 これはみつぎをとるほうの局長はなかなか答えられないと思いますが、政治家として大蔵大臣、税痛はふえておると思いませんか。減つておると思いませんか。

○水田国務大臣 まだ日本の国民所得のい程度の水準で二〇%ぐらいの税の負担率ということでございます。もし、大体税痛というものは全部が持つておるのじゃないかというふうに思います。

○永末委員 そこで、私は最初申しましたように、このごろの若い人も、やはり給付、反対給付の感覚はきわめて鋭敏になつておる。労働組合運動がどんどん発展してくるの、そこにあるのである。企業は家族みたいなものだからなんというふうなことを申ししても、近代の労働者は、それはそれであつても、自分たちが企業に貢献する以上、自分たちの取り前を取らなければならぬ。その権利意識が近代日本をつくつていくわけですね。そこで、あなたがおっしゃる通りに、全体的に二〇%程度なら、こう言いますけれども、よその国はそれ以上の税負担だとさつきは言われた。

しかし、そこでは、長年にわたる国民の権利意識の上に、給付、反対給付の關係が相当明確に国民に知らされるようになっておる。ところがわが国においては、あなたがいみじくも言われている。なかなかそこまですていられないというところは告白されたじゃないですか。そうなりますと、いまある現象というものは、そういう人々に、取るだけ取つて、その報いというものを、わが自民党政府というものは明確にしていないような気がするのです。どうですか。

○水田国務大臣 それは一つには、私は、この日本の社会保障制度の中で、年金制度というものがまだ生まれたばかりで、これがやはり影響しているのじゃないかと思つておる。すでにこれが古いときに発足して、相当高度の給付が行なわれるところまで社会保障制度が拡充されて成熟しておつたとしますと、若い人たちでも、納税がどういふ形で将来自分たちに返つてくるだらうかと、この税は決してむだでないというふうなものをも、身をもつて感ずるということにならうと思つておる。そこで日本の社会保障制度がいままで成熟してないということが、その問題について一番大きい原因じゃないかというふうには私は考へます。

○永末委員 おっしゃるとおり、年金に限らず住宅でも交通でも、やはり国民が税金を出す以上はそれがそういう自分たちの日常生活のそれぞれの面に報われておるんだ、こういう意識がなければ、税痛は痛さが増しておる、こういう感覚はやはり残つておる、私はこういうぐあいに思つておる。だからこそ、都市部においては、あなたのほうの自民党は下がつておる。私はやはり深刻に反省される必要があると思つておる。それが原因です。それは大蔵大臣としては全部やれませぬ。水田総理大臣なら私はおやりになつておると思つておる。そういう点がある。たとえどの政党が政権をとつておるうと、そういう点をばきりしなれば、国民が国家権力によつて取られる税というものに対してやはり違和感を抱く、そして税を

免れることをもつてよしとする。こういう望ましくない風潮が出てくるのではないか。この辺はあなたが政権を持つておられる以上は、何とかしてそういうことにならぬように努力をしてみたい。私はそう思うのです。それでなければ、だれが政権をとりましようとも、この税というものを取つていかぬ限り国家の運営はできない。

大蔵大臣、ひとつ伺つておるが、先ほど主税局長は納税人員がどんどんふえていく傾向を説明いたしました。これはいいことでしょうか、それを伺つたい。

○水田国務大臣 私はほんとうはこの納税人員がふえることがいいことだと思つておる。ふえる原因は先ほどから説明しておつたと思つておるが、納税人員が減るということは、まだ国民所得水準が低いということを物語つておるもので、私は、やはり国民の所得水準がふえると同時に、納税人員がふえるということが望ましい姿だと思つておる。

【毛利委員長代理退席、委員長着席】
○永末委員 私どもはこう思つておる。大體現在の政府は低所得者から税金を取り過ぎておる。それが戦前の国家といふものは比喩のようになります。それだけ多く人間、総人口の半分ぐらゐから取らう、こういうことを考へる。給与所得者だけでも、最初申されましたように、いま六割程度がやられておるわけですね。そうなりますと、やはり給付、反対給付の觀念が鋭敏になつてまいらう。これは政府は相當な施策をやらなければならぬ。私は、この際やはり納税人員を減少させるということが必要である。それから落ちてくる人々には間接税といふものがあるのではありますせんか。間接税は軒並みにやつておるのではありません。直接税は、やはりほんとうに担税能力のある人、応能負担、この原則を貫くべきである。現在あなたの方のやり方は、負担能力のない者から、税制がきめておるから取るんだ、こういうことでしよう。私は、これは大きく言つて、税を通して、国家というものに対するこれらの人々の見方を、非常にマイナスの方向に見させておる原因だ、こ

れは改めてもらわなくてはならぬと思つておる。あなた方が、たとえば所得控除、税額控除、いろいろな控除をいままでの税制のしきたり上考えられて、一万円引き上げる、三万円引き上げるということ御苦労なさつておる。しかしながら、問題は大幅にこれらの人々の最低限を引き上げて、そうしてほんとうに能力のある人に負担せしめる、これが、直接税体系がわが国の税制の根幹であるとするならば、とるべき姿ではないかと私も民社党は思つておるが、あなたはどうか思つておるか。

○水田国務大臣 私は、賃金の値上がり、物価の値上がりよりも、課税最低限をその位置よりも多く上げるということによつて、国民の負担を軽減しようという努力をすつとしてきましたが、この努力をどんどんこれからはつづけて、たとへば、いま問題になつておるような、課税最低限を百万円にした、そういう引き上げをやつた際において、なおかつ納税者が減らなかつたということだつたら、これは非常にけつこうなことであつて、課税最低限を引き上げることは私どもは毎年やりますが、やつてもなおかつ納税者がふえるというこのほうがいい社会でございまして、私は納税者の数を減らすということ、あなたがいろいろあれだと思つておる。

○永末委員 私は教のことを言つておるのではなくて、応能負担、これが税制の基本的な原則だ、能力のない者から取るなということですね。そこで、給与所得者に対しては源泉徴収ということが、妙なことから行なつておる、これは税務署にとってはなほだありがたい話であつて、雇用者を持つておるところの企業は、税務署の代行をやつておるわけだ、特別源泉徴収義務と申して、これには税務署が一文も払つていない。しかしながら、これがもし普通の事業所得者と同じように申告課税になつたら、税務署はえらいことになるでしようね。だとするならば、その煩を省くためにも、もつと下のほうは切り上げるべきだ。大蔵大臣、給与所得者に対して源泉徴収を申告課税に改める意思はございませぬか。

○水田國務大臣 いまのところはございません。しかし、いまお話しすることは少し納得できませんが、ひとしからざるを憂うというのは、担税力のある人から取るということは当然であり、そのために累進課税体制ができておる、生活力のない人から取るなどということですから、そのためには課税の最低限を上げるというので、最低限をどんどん上げて、なおかつ納税者がふえるということだったら、私は相当国民の生活水準がどんどん上がっているということの証拠であつて、悪い現象じゃない、こういうふうに思うのですが、間違つていませんか。

○永末委員 大蔵大臣、あなたは二つのことを言われておるわけだ。課税最低限を上げたい、応能負担の原則を貫くためにそれはそれとおくだ。しかし、そうやっても納税人員がふえたらいいというのですが、われわれから見えますと、課税最低限を上げれば、国民の一人一人の所得の水準が急激にふくれない限り、納税人員は減るのがあたりまえであつて、現在でも高校を卒業して一万七千円程度の単身の所得者から税金を取つておる。一体、一万七千円の単身の給与所得者に担税能力があるだろうか。私はないと言いたい。そこまで取つておるわけだから。そこで、あなたは、それでもなお納税人員がふえたらいいじゃないか、よろしいと言ふ。しかし、そのためには、高校を卒業して三万円くらい取れるようになっておれば、現在でもよろしいと思ひます。そうならない以上は、大蔵大臣としては、納税人員が減つても応能負担の原則を貫くべきだと私は思ひますが、あなた、どう思ひますか。

○水田國務大臣 課税最低限を上げて、そこまでの所得のない人は、これは税は当然納めません。また、そうして納めない人が多くあることがいいかどうかと言ひますが、いま、課税最低限の問題でございますが、いま、少なくとも私どもが当面の目標にしておる日本人のいまの生活から見て、百万円の最低限というものをこの二、三年のうちに取りたいと思つておるのですが、そ

こまでやつてみたところが、いまの納税人員がまだ減らないというふうな現象が出たとしますれば、私はこれは悪い現象ではないというふうな思ふというだけのことでございます。

○永末委員 それは、結果的にそうなつて減らなかつたら、それはそれでいいですよ。しかし、私はこの際あなたに御注文申し上げたいのは、低額所得者というものにつきましても、間接税というものがある。そこで、直接税の体系の中で国民から税金を取ることばかり考えないで、応能負担というならば、低額所得者は税金は納めない。現に税金を納めない者も間接税は負担をしておるのであるから、直接税、間接税を総合的に国民の所得水準に応じた公平な負担をさせるということをやはり考えていただきたい。しかし、直接税の税痛は直接にくるのであるから、その税痛を取り除くということは、税制の部面ではやはり足を切る、下をずつと上げる、底上げをすることだと私は思ひます。大蔵大臣の基本的な考えは何이었습니다。この法律案に対する判断はまたわれわれで別途にいたします。

質問を簡素にするため、本日はこれをもって終ります。

○内田委員長 次回は、明十九日、金曜日、午前十時より理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこの程度にて散会いたします。

午後八時七分散会

昭和四十二年五月二十六日印刷

昭和四十二年五月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局